[head](file:///E:\岩倉紙芝居\koten\koten.htm)（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）　宰主　上田啓之

**中臣氏あれこれ**  
  
はじめに [2頁](#はじめに)  
藤氏家傳 [4](#藤氏家傳)  
　（天地を祭る）  
　（祭られる主体）  
　（葦原中国を知らす主体）  
　（神祇官と太政官）  
天照大神の祭祀 [14](#天照大神の祭祀)  
　（鏡、玉、石）  
伊勢神宮 [20](#伊勢神宮)  
物部氏が祭祀する神と鎮魂祭祀 [28](#物部氏が祭祀する神と鎮魂祭祀)  
中臣氏が祭祀する神と春日祭祝詞 [31](#中臣氏が祭祀する神と春日祭祝詞)  
物部氏と中臣氏 [37](#物部氏と中臣氏)  
河内の中臣氏 [39](#河内の中臣氏)  
東国の中臣氏 [44](#東国の中臣氏)  
東国の平定 [52](#東国の平定)  
舎人部、壬生部 [55](#舎人部、壬生部)  
中臣氏の祖先 [58](#中臣氏の祖先)  
　（天村雲）  
　（度会）  
をはりに [73](#をはりに)  
巻末資料 [74](#巻末資料)  
　皇太神宮儀式帳抜粋  
　止由気太神宮儀式帳抜粋  
　神宮雑例集抜粋

**はじめに**  
　古代にあっては、氏族の祖が「公」の記録に定められることが重要でした。「公」の記録にならないものとして、「私」に記録が残されますが、血統の正統性に厳然たる差がありました。公の語源を韓非子は、「ム（わたし）にハ（背）く」としますが、これは「公・私」の概念が確立してのことです。  
　甲骨文ではで、屏障（へいしょう）を設けて儀礼を行う場、公宮、我が国の斎庭（ゆには）に当り、ここに出入りできる人、族長貴族が公で、私はその私属の隷農（字統）とのことです、また、私は「ひそか」と訓じられる文字でもありました。  
　近代ともなれば、「公」の記録に権力者の恣意を見、「私」の記録に光を当てる風潮が起こり、同等あるいは逆転の評価も起こります。また、表現の自由やオリジナリティーが尊重され、出所不明の雑多な独創的、恣意的な説が溢れる事態となりました。出典に立ち返って今一度考へ直してみる必要がありさうです。  
  
　我が国では、去來穗別天皇（履中天皇）四年条（403年；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki28.htm#%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E5%85%AB%E6%9C%88)）に、「始めて之諸国に国史を置く。言事を記して、四方の志を達す」とあり、この頃から国史を記す試みがなされていたやうです。推古天皇二十八年（620年：[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki43.htm#%E5%BB%BF%E5%85%AB%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E5%85%AB%E6%9C%88)）に、「皇太子（聖徳太子）・嶋大臣（蘇我馬子）共に議（はか）りて、天皇記（すめらみことのふみ）及び国記（くにつふみ）、臣連伴造国造百八十部併せて公民等の本記を録す」とあり、全般的な公式記録が編纂されていました。  
　しかし、この記録は、所謂大化の改新の時に、大部分が失はれてしまいます。皇極天皇四年（645年；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki45.htm#%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）己酉（6月13日）条に、「蘇我臣蝦夷等、誅（ころ）されむとして、悉（ふつく）に天皇記（すめらみことのみふみ）・国記（くにつふみ）・珍宝（たからもの）を焼く。船史（ふねのふびと）惠尺（ゑさか）、即ち疾（と）く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉献る」とあります。  
　天智天皇の世に、これらの記録がどのやうに扱はれたかは記載されておりません。単なる憶測ですが、中大兄皇子が、天命開別天皇（あめみことひらかすわけのすめらみこと）と名乗っておられることからすれば、天命により蘇我氏を倒したとするやうな、中国の革命風な編纂が行はれる可能性があったかもしれません。  
　この再編が本格化するのは、壬申の乱を経た天武天皇の世になります。政変により立場に変化が起こりますと、公式記録の一貫性は維持できず、諸族は諸族で異なった伝承を作成することになります。  
　古事記（以下「記」）の序文に、「諸家における帝紀、本辞が正実に違い、多く虚偽を加えているに鑑み、帝紀を撰録し、旧辞を討覈（たうかく、検討して明かにする）し、偽（いつは）りを削り実（まこと）を定めせしめる」とあり、統一見解がなかったことが知られます。当初、これを稗田阿礼に申し渡された時は不明ですが、安萬侶に編纂の命が下ったのは、序文によれば、和銅四年（711年）のことです。  
　天武天皇が、「帝紀及び上古の諸事を記して定めよ」とされたのは、十年（681年；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki53.htm#%E5%8D%81%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）三月のことであり、「川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す」とあり、要請されたメンバーからすれば、いわゆる日本書紀（以下「紀」）の編纂となります。  
　天武天皇は神仙思想を好まれ、自身を現人神と称されたやうで、皇孫中心の編纂、つまり、神代（かみよ）から一系となる出自を明らかにすることを前提として、再編することを求められたと思はれます。　  
　天武天皇は、十三年（684年；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki54.htm#%E5%8D%81%E4%B8%89%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）十月に、「八色の姓（かばね）」を定め、皇孫を優先し、天神・地祇の子孫、豪族、渡来人と続く皇族中心の序列を構築しておられます。  
　しかし、公式見解に統一することは困難であり、本文にその意を示すと雖も、一書、一書と異なった見解も採録されることになっております。持統天皇五年（691年）八月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki55.htm#%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）では、「十八の氏【大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇】に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ」とあり、更なる採録要望が高まったやうです。  
　続日本紀（以下「続紀」）は、｢紀｣以降の文武天皇から考謙天皇の御世の編纂を目途に、太政大臣藤原仲麻呂の下に始りますが、当の仲麻呂の乱でまとまらず、光仁天皇の命で諄仁、称徳天皇の御世にも拡大されますが、だうやら複雑な政治情勢のためか、これもまとまりがつかなかったやうです。「交野柏原に於て天神を祀る」、所謂中国の天子の郊祀（こうし）を挙行し、仏教の影響の強い平城京を去り、長岡京、平安京への遷都を為した桓武天皇の下、菅野真道らにより、やうやく延暦十六年（797年）に完成されています。  
　「弘仁私記序」によれば、朝廷は、天平勝宝年代(749‐757年)以前頃から、各氏族の始祖、業績、系図を記した「本系帳」の提出を求め、図書寮で保管するやうになります。「天平勝寶、實は孝謙天皇の年號なり。然して勝寶感神聖武皇帝は、聖武天皇なり。一代毎（ごと）に天下諸民をして各（おのおの）本系を獻（たてまつ）らしめ、譜講（系図を明らかにする）と謂ひ本系（もとつすじ）と為（す）なり。永藏秘府し、輙（たやす）く出すことを得ず、圖書寮に存らしむは是なり。雄朝妻稚子宿禰、允恭天皇御宇の時（允恭天皇四年条、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki29.htm#%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E4%B9%9D%E6%9C%88)）、姓氏紛謬し、尊卑決め難く、咄月櫓丘（味橿丘のことか）に囙（より）て、探湯（くかたち）せしめ、真偽を定めき。今、大和國高市郡に有る釜是なり。後世、帝王彼の覆車（姓氏紛謬）を見て、世毎に今、本系を獻らせ、圖書寮に藏（おさ）むなり」とあります。  
　桓武天皇は、姓氏録編纂の勅命を下し、「本系帳」の更新を求め、その意は嵯峨天皇に引き継がれ、弘仁六年（815年）に「新撰姓氏録」の編纂が終り、氏族は皇別、神別、諸蕃に分類され、公認されました。  
　その中で、中臣氏が公式記録にどのやうに位置づけられたのか？また、私的にどういう記録が残されたのか、をみることになります。  
　門外漢のすることですから、基本的な間違いにも気付かないことがあります、ましてや、記されていることの信憑性については、筆者の判断の及ぶ所ではありません。それらの記録から伺へることを筆者なりに考へてみるに過ぎません。

**藤氏家傳**　　  
　中臣氏自体が編纂したものとしては、淳仁天皇の世に太政大臣であり、「恵美押勝（えみのおしかつ）」の名を賜った藤原仲麻呂によって、天平宝字四年（760年）頃に編纂されたとする『藤氏家傳[HP](http://www.umoregi.com/koten/toshikaden/pdf/toshikaden.pdf)』があります。現在残っているのは上下二巻、上巻は「鎌足伝/大織冠伝」と「貞惠伝」）、下巻は、鑑真の通訳を務めた僧延慶の撰、「武智麿伝」となっています。  
　「家傳」には、「内大臣（うちつおほおみ）で諱（いみな）は鎌足、字（あざな）が仲郎（ちうらう）。大倭国高市郡（やまとのくにたけちのこほり）の人。祖先を天児屋根命（あめのこやねのみこと）とし、代々天地の祭を掌り、人・神の間を相（あ）ひ和（わ）せり、仍（よ）りて、その氏（うぢ）に命（おほ）せて、大中臣（おほなかとみ）と曰（い）ふ。美気祐卿（みけこのまへつきみ）の長子（このかみ）。母は大件夫人（おほとものおほとじ）」と出自、祖先に関しては簡潔に記されているのみです。  
　大倭國高市郡の人としており、「多武峯縁起」でも、「高市郡大原藤原第」としています。出自については後に、別説をみることになります。天児屋根命（天児屋命）については、これ以上の記述はありません。  
  
（天地を祭る）  
　令和の時代の人なら、中臣氏が天地を祭るとあっても違和感はないかもしれません。しかし、中臣氏が「天地を祭る」は、文字通りに解釈するなら、僭越の誹（そし）りを免れません。  
　中国の周王朝では、天を祭る主体は、天子のみであり、天子は、亦、地の四方、山川をも祭る主体でもあり、地（その土地）の神を祭る主体は、諸侯でした。しかし、春秋時代ともなれば、諸侯でありながら、天を祭る者が現れ、儒家はこれを僭越と誹りました。周易を学んでいた当時の知識人にとっては、それが理（ことわり）であり、中臣氏を「天地を祭る」主体とすることはありません。では中臣氏が「天地の祭を掌る」とは何を意味するのでしょう？  
　それは「記紀」により類推する他なく、天の石屋戸の前、天孫降臨の際の祭祀において、中臣氏の遠祖（とほつおや）天児屋命の果した役割を見ることになります。  
　「記」は天の石屋戸の前では、「天兒屋命、布刀玉命を召して、天の香山の真男鹿（まをじか）の肩を打抜（うつぬ）きて、天の香山の天の朱櫻（ははか）を取りて、占合（うらな）ひまかなはしめて・・・天兒屋命、太詔戸（ふとのりと）言禱（ごとほ）き白（まを）して」と記し、天孫降臨の際には、天兒屋命を五伴緒（いつとものを）の一命（みこと）であり、中臣連等の祖（おや）と記しています。役割としては「占合」とありますが、何を占合しているかは、これのみでは定かでありません。他に「太詔戸」を奏上しており、太詔戸は罪穢れのお祓いの詞です。  
　「紀」の本文では、中臣連等の遠祖天児屋命等が祈禱（のみいのりまうす）とありますが、何を祈禱したのかは記されていません。また、中臣神と忌部神とが天照大神が石窟からお出ましになられた後に、再び石窟に戻れないように縄を張ったともしています。  
　一書第二では、「中臣の遠祖天児屋命、則ち以て神祝（かむほき）き祝（ほき）き」とあり、第三では、「中臣連の遠祖興台産霊（こごとむすひ）が児天児屋命を遣（まだ）して祈（の）ましむ。･･･広く厚く称辞（たたへごと）をへて祈（の）み啓（まう）さしむ。･･･天児屋命をして其の解除（はらへ）の太諄辞（ふとのりと）を掌（まだつかさど）りて宣（の）らしむ」とあります。  
　天孫降臨に際しては、本文では、天児屋命については何等の言及もしていません。一書第一では、五部（いつとものを）の神として、中臣の上祖（とほつおや）、天児屋命とあり、一書第二では、「天児屋命は神事（かむごと）を主（つかさど）る宗源者（もと）なり。故、太占（ふとまに）の卜事（うらごと）を以て仕（つか）へ奉らしむ」とし、天照大神は、皇孫瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）が、鏡を視ること我を視るごとく、床を同じくし殿（おほとの）を共（ひとつ）にして斎鏡（いはひのかがみ）とすべしとし、天児屋命と太玉命に勅（みことのり）して、「殿の内（うち）に侍（さぶら）ひて、善（よ）く防護（ほそきまもること）を為（な）せ」とのたまはれた、とあります。  
　つまり、①鹿の骨による太占、②太詔戸と言禱、③神祝、④祈禱、⑤解除の太諄辞、⑥防護といふことになります。①は神に問ふ内容を記し、その骨を焼き、神意を得られたかどうかを判断すること。②～④は「ほく」「のむ」「のる」こと。⑤は「はらふ」、⑥は「ふせく」こと、となるでしょう。  
　①は占ふべき内容が、何らかの形で記されており、その結果を判断する機能となります。中国伝来では亀を用ゐますが、ここでは、鹿の肩の骨を用ゐています。  
　②～④の「ほく」とは、ほめ、たたへることであり、神をほめたたへて、事が実現されることを求めるやうです。「ほく」は「いはふ」「いのる」「のろふ」「かしる」「とこふ」でもあり、ことだま（言霊）により、祝ふ、呪ふ機能となるでしょう。列席者があれば、その神の威力を称へ、周知せしむことになります。  
　「のむ」とは、首を垂れて祈りねがふとあり、罪を謝して乞ひねがふ、凶事や危機を逃れる祈りを捧げることになります。「のる」は神の託宣を告げることであり、主体にのられたことを、列席者があれば、主体になりかはって告げることになるでしょう。  
　⑤の「はらふ」は、祓戸神（はらえどのかみ）に祈り、主体や列席者の罪や穢れを祓ふことです。  
　⑥の「ふせく」は、古訓では「ほせく」「ほさく」とされ、鬼や悪心、呪詛しやうとする他から、侵されないやうに守ること。祭祀の場を維持、守ることでもあり、それには、その場を設営することも前提となっているでしょう。  
　つまり、主体のなさらうとすることが、天神の意に適っているかを占ふこと、その結果から神の回答を推し量り伝へること、列席者があれば、その神を称揚しその威力を伝へること、罪や穢れや凶事を避け、防ぐこと、儀場を確保・維持することが役割であったと云へましょう。  
  
（祭られる主体）  
　祭られる主体は天照大御神、月読命、建速須佐之男命ですが、「記紀」では、出自と役割が異なります。  
　「記」では、伊邪那伎命が「根の国」より戻り、筑紫の日向の橘の小門（おど）の阿波岐原（あはきはら）で、禊（みそぎ）と祓（はら）ひを終へ、左目、右目、鼻の順に洗って三はしらの子（みこ）を得、天照大御神に、頸の珠を賜ひ「高天（たかま）の原を知（し）らせ」、月読命に、「夜の食国（をすくに）を知らせ」、須佐之男命に「海原（うなばら）を知らせ」と詔（みことのり）されたとあります。  
　「しる」は知（心に理解する、わかる）、領（他を支配し統治する）があり、領の意味で知を充てることが多いとされます。大国主神に、「汝（いまし）が宇志波祁流（うしはける；領ける）葦原中国（あしはらなかつくに）は我が御子の知らす国ぞ」と述べる言葉があり、「うしはく」は地のこと、「しらす」は天をも含む用法とされ、上位の言葉となるやうです。  
　「をす」は「食」を用ゐ、貴人が飲食する、また、服を着る行為を指しますが、元来は「御す」であり、支配、統治をする、「知」と同様ですが、「をすくに」と続けて用ゐられるさうです。  
　「うなばら」、中原の中国人にとって、天の下にあるものは地ですが、海洋民にとっては、天の下にあるものは海です。海の中に島を産んでゆくことから地が始まります。地は海の一部にすぎませんでした。  
  
　「紀」では、本文（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E6%AC%A1%E7%94%9F%E6%B5%B7%EF%BC%88%E3%81%86%E3%81%AA%E3%81%AF%E3%82%89%EF%BC%89%E3%80%80%E6%AC%A1%E7%94%9F%E5%B7%9D%EF%BC%88%E3%81%8B%E3%81%AF%EF%BC%89)）においては、伊奘諾尊・伊奘冉尊が共に、「吾已に大八洲国及び山川草木を生めり。何ぞ天下（あめのした）の主者（きみ）を生まざらむ」として日神、月神、蛭児（ひるこ）、素戔嗚尊を生んだ、とします。  
　「紀」では、日神とは、大日孁貴（おほひるめのむち；天照大神、天照大日孁尊）のこと、両尊は「天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし」とされました。月神とは、月弓尊、月夜見尊、月読尊、「日に配（なら）べて治（しら）すべし」と天に送ったと云ひます。「むち（貴）」は「うし(主)」同様、主体の尊称ですが、「むす（産）」機能を連想させます。  
　蛭児は神代上第四段、一書第一では、伊奘諾尊・伊奘冉尊が磤馭慮嶋（おのごろじま）で最初に交わった時に生まれた島ですが、未熟で葦船（あしのふね）で流されたとありました。神代上第五段、一書第二では、蛭児は三歳になっても脚が立たず、鳥磐櫲樟船（とりのいはくすふね）に乗せて放（はな）ち棄（す）てたとしています。  
　素戔嗚尊は泣くばかりで、民は倒れ、木は枯れる始末となり、両尊は、「汝（いまし）、甚だ無道（あづきな）し。以て宇宙（あめのした）に君臨（きみ）たるべからず。固（まこと）に当（まさ）に遠く根国に適（い）ね」となりました。  
　一書第一では、伊奘諾尊が左の手で白銅鏡を振ると大日孁貴、右の手で振ると月弓尊、首を回すと素戔嗚尊が生まれたとします。  
　一書第六では、出自は「記」に似た記述ですが、「天照大神は、以て高天原に治（しら）すべし。月読尊は、以て滄海原（あをうなはら）の潮（しほ）の八百重（やほへ）を治すべし。素戔嗚尊は、以て天下を治すべし」と治す処については異なっています。潮の八百重は潮が幾重にも重なり合ふこと、海洋民にとって航行するには、海流や潮の干満や風を知ることが重要で、月が干満を支配するとみていました。海についてすでに語られており、この天下は地となるでしょう。中国の天上天下といふ言葉が定着してからの用法と思はれます。  
  
　さて、太陽を祭祀するといふことは、古くから、どこにおいてもみられたものです。卑弥呼の時代の對馬では、魏志倭人伝によれば、大官を卑狗（ひこ：日子）としています。對馬には、古い俗神に「おひでりさま」、原始的な日神信仰の照日（てるひ）の神があり、日神として、阿麻氐留神（あまてるかみ）としても祭祀されておりました。「あまてらす」神では、二番煎じの感は否めません。  
　大日孁貴（おほひるめのむち）としました。「ひるめ」を晝（ひる）の眼とみて、「よるめ（夜の眼）」に対するものとしてみましょう。「記」の左眼右眼とも対応し、この二つが日夜を知らす主体となります。「ひるこ」は晝の子として、海や地を知らす子に相当しますが、未熟にして流されております。その役割を果すべき素戔嗚尊は根の国に追いやられており、海や地を知らす主体は空白となります。結局、素戔嗚尊の子孫（大国主命）が葦原中国を平定し、国譲りを経て、天神は皇孫を地に降ろし、皇孫が葦原中国を知らすことになります。  
　ところが肝腎の大日孁貴（おほひるめのむち）の呼称は定着せず、天照大神が定着いたしました。大日孁貴は分りにくく、俗にも周知の日神に似た、天照大神が受け容れられたやうです。  
  
（葦原中国を知らす主体）  
　では、皇孫は如何にして、葦原中国を知らすのでしょう？  
　これも、「記紀」では異なります。「記」では、天照大神は高木神（高御産巣日神）の命（みこと）もちて、詔（みことの）りす、「これの鏡は、専（もは）ら我が御魂（みたま）として、吾が前（まへ）を拝（いつ）くが如（ごと）拝き奉（まつ）れ、次に思金神は、前の事を取り持ちて、政（まつりごと）せよ」としています。  
　天照大神直接ではなく、高木神がその意を命（みことのり）しています。皇孫には、鏡を天照大神として拝（いつ）くことを求め、五伴緒（いつともを）、三種の神器、その他の天神を以て行う政（まつりごと）を、思金神に執らせています。天照大神と高木神、皇孫と思金神との関係は、卑弥呼と男弟の関係を想起せしめるものがあります。  
　「紀」の本文では、高皇産霊尊が皇孫を真床追衾（まとこおふふすま）で覆ひ降ろしたと述べるのみです。ただし、前文で、皇孫を「葦原中国の主（きみ）とせむ」を前提としております。  
　一書第一では、天照大神が皇孫に「葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穗（みつほ）の国は、是（これ）、吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。爾（いまし）皇孫（すめみま）、就（い）でまして治（しら）せ。行矣（さきくませ）。宝祚（あまのひつぎ）の隆（さか）えまさむこと、当（まさ）に天壤（あめつち）と窮（きはま）り無（な）けむ」と勅（みことのり）されたとします。  
　一書第二では、天照大神が宝鏡（たからのかがみ）を手にして天忍穗耳（あめのおしほみみ）尊に授けて、祝（ほ）きて、「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当（まさ）に吾を視るがごとくすべし。与（とも）に床（ゆか）を同くし、殿（おほとの）を共（ひとつ）にして、斎鏡（いはひのかがみ）とすべし」としています。また、天児屋命、太玉命に勅されて、「惟爾（これいまし）二（ふたはしら）の神、亦同（とも）に殿の内に侍（さぶら）ひて、善く防護（ほそきまもること）を為（な）せ」、又勅して、「吾が高天原（たかまのはら）に所御（きこしめ）す斎庭（ゆには）の穂（いなのほ）を以て、亦吾が児（みこ）に御（まか）せまつるべし」と申されたともしています。降臨したのは天忍穗耳尊ではなくその子の瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）となります。  
　「記」とは似ていますが、高木神を介さず、天照大神が直接に詔（みことのり）し、思金神も登場しません。この一書には、「以吾高天原所御齋庭之穂　亦當御於吾兒」とあり、「御；きこしめす」は食（を）す、治（しら）すであり、高天原の神聖な庭で管理されている稻穂を皇孫に管理させよ、稲穂を実らすことで葦原中国を統治させるべしといふことになります。  
　つまり、高天原のありやうを葦原中国に実現することが、「知らす」内容であり、皇孫には鏡を天照大神の魂として拜くことが求められ、五部（いつとものを）をはじめ、天神達に、それを具現化することを求めているやうです。  
　折口信夫氏は、「日本の太古の考へでは、此国の為事は、すべて天つ国の為事を、其まゝ行つて居るのであつて、神事以外には、何もない。此国に行はれる事は、天つ神の命令によつて行つて居るので、つまり、此天つ神の命令を伝へ、又命令どほり執り行うて居る事をば、“まつる”といふのである。（大嘗祭の本義；[HP](https://www.aozora.gr.jp/cards/000933/files/18411_27474.html)）」と記しておられます。  
　「家傳」では、あたかも天児屋根命を祖とする中臣氏が、天地を祭るかの如き印象を与へます。実のところ「記紀」においては、元来、天地を祭るといふ考へ方はありません。中国の天子のあり方に影響を受け、外交上対等たらんとして導入された儀式であり、齊部広成が古語拾遺でそれを批判することになります。「記紀」では、鏡を天照大神として拜くことが皇孫に求められました。  
  
　更に、「家傳」では、「人・神の間を相（あ）ひ和（わ）せり」とし、人と神の中の臣であるから中臣、それを称して大中臣といふとも記しています。  
 天平宝字五年（淳仁天皇761年）に、朝廷は、各氏に系譜を提出させ、延喜六年（906年）に大中臣安則等が補修を加へて提出された中臣氏の系図（新撰氏族本系帳；中臣氏系図）が「群書類従5系譜部伝部官職部[HP](https://books.google.co.jp/books?id=2OilOjHZfI8C&pg=RA3-PA82&lpg=RA3-PA82&dq=%E9%83%BD%E5%A4%AB%E7%BE%85%E5%8F%A4%E5%A8%98%E8%85%B9&source=bl&ots=RJqIo0lUZx&sig=ACfU3U2Qpc-qh6VFA6aaeiJ3qr9WiN1sMg&hl=ja&sa=X&ved=2ahUKEwiGhpCB3_vrAhXOG6YKHekEDSIQ6AEwAXoECAMQAQ#v=onepage&q=%E9%83%BD%E5%A4%AB%E7%BE%85%E5%8F%A4%E5%A8%98%E8%85%B9&f=false)」に所収されております。その解文（げぶみ）に、「皇神之御中。皇御孫之御中執持」とあり、これを以て、神（皇神）と人（皇御孫）の中（なか）を執り持つと釈されるやうですが、さうでしょうか。  
「案ずに、去る天平寶字五年の撰氏族志所の宣に依り、勘造（編集）し、進（たてまつ）る所の本系帳に云く、高天原が初めにして、皇神の中を御（しら）し、皇御孫の中を御すを執り持つ。伊賀志桙（厳し矛）を傾けず、本末の中を良く布留（振る）人、之を中臣と称すは、（藤原ではなく中臣に）復舊の由。惟れ其の義なり」と訓じてみましょう。中の解釈ですが、筆者は、天神も皇孫も中を執る（論語、堯曰第二十、「允に其の中を執れ」）と解し、それを厳めしい矛となって本末の中道を行う職にあり、藤原姓ではなく、中臣のままで仕へる、という意味かとみてみました。

　「人・神の間を相ひ和す」事例として、仲哀天皇の時に、神が皇后に、我を祭れば、熊襲どころか新羅も服すと託宣されたことがあり、天皇はこれを疑ひ、崩御されることとなります。神功皇后（気長足姫尊）は仲哀天皇九年三月（AD.200年[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki21.htm#%E4%B8%89%E6%9C%88%EF%BC%88%E3%82%84%E3%82%88%E3%81%84%EF%BC%89%E5%A3%AC%E7%94%B3)）に、「皇后、吉日を選びて、齋宮に入りて、親ら神主（かむぬし）と爲りたまふ。則ち、武内宿禰（たけしうちのすくね）に命して琴を撫（ひ）かしむ。中臣烏賊津使主（なかとみのいかつのおみ）を喚（め）して、審神者（さには）に爲す」とあります。  
　その託宣をされた神がどの神であるかを神に問ひ、中臣烏賊津使主が明らかにしたとする故事です。しかし、「記」においては、中臣氏の祖は登場せず、建内宿禰がそれを執り行ったと記しています。「紀」においては、武内宿禰は琴を弾くのみと限定し、中臣烏賊津使主を審神者としています。「記紀」で一致しておればいいのですが、疑義が生じます。  
　もし、さうであったとしても、これをもって、中臣烏賊津使主が「人・神の間を相ひ和せり」と云へるでしょうか？どの神かを審（つばひらか）にしたものであり、理解を助けたとはいへ、相ひ和すとはなりますまい。また、「相和」は、中国では、當哭相和（まさに哭して相和すがごとし）、互相應和（互ひに相応じて和す）、相互諧調（相互に調和す）、此唱彼和（こちらが唱へればあちらも和す）と、人と人、集団と集団の間のことで、神と人の間のことではありません。  
　前の例からすれば、皇孫は天照大神を拜（いつ）き、天照大神の意向を確かめるために卜占を行ふことになります。皇孫から卜占すべき内容を伺い、其れを骨に刻して灼き、その結果を皇孫に伝へることになります。それを承けて皇孫の意向を群臣（まへつきみ）に告げるといふ役割となります。神とは天神です。では人とは皇孫のことでしょうか？皇孫は天神と天神の女（むすめ）から生まれた天神の子であり、本来は、人ではありません。歴史時代の皇孫の子孫を人とするなら、中臣氏が天神と皇孫の子孫の間を和す存在となるでしょうか。それは、斎王のごとき立場であり、臣がその務めを果たすことはあり得ません。皇孫の子孫と群臣の間を相ひ和すことであるなら理解できます。  
  
　卜占は、そもそも、人と神の間を相ひ和すものではありません。その方法をみてみましょう。魏志倭人伝には、「その俗挙事行来、云爲（うんい）する所あれば、輒（すなわ）ち骨を灼（や）きて卜し、以て吉凶を占い、先ず卜する所を告ぐ。その辞は令亀の法の如く、火坼（かたく）を視て兆を占う（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/gishi2.htm#%E3%81%9D%E3%81%AE%E4%BF%97%E6%8C%99%E4%BA%8B)）」とあり、卑弥呼の時代のことです。  
　亀の甲を用ゐた卜占は殷代から中国で行はれており、骨を灼き成否を占う風習は、弥生時代に朝鮮半島南東部から伝播したとされ、我が国では鹿や猪などの骨が用ゐられ、先にみた「記」の天岩屋戸の段に、「天香山の真男鹿（まをしか）の肩を内抜きに抜きて、天香山の天波波迦（あめのははか）を取りて、占合（うらな）ひまかなはしめて」ともありました。  
　千葉大学の國分篤志氏によれば、「祭祀の過程をみると、①何らかの「祟り」、言わば共同体にとっての有事の発生、 ②卜占による「祟り」を齎（もたら）す神の特定、③卜占による司祭者の選定、④祟る神に対する祭祀の挙行、という手順を踏んでいる（関 1994）。卜占はこの中での②③の段階で執り行われる。即ち、卜占は共同体にとって重要な意味を有するものであった。（弥生時代～古墳時代初頭の卜骨（[HP](https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/900118039/2014no.276_97_121.pdf)）」としておられます。我が国では鹿や猪等の骨が用ゐられることが多く、亀の甲を用ゐる方法が本格的に導入されるのは、「紀」によれば、顯宗天皇の時代となっています。  
　顯宗天皇三年（487年）二月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki33.htm#%E4%B8%89%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）に、阿閉臣事代（あへのおみことしろ）が任那に派遣された折りに、壱岐で月神に「地を奉（たてまつ）り祭れ」といふ託宣を承け、帰って報告しますと、山背国の葛野郡に歌荒樔田（うたあらすだ）を奉ることとなり、壹伎縣主（いきのあがたぬし）の先祖（とほつおや）押見宿禰（おしみのすくね）が祭主となり月神を祭ったとあります。葛野坐月読神社の起源で、その折りに亀卜がもたらされたとされます。  
　また。同四月条には、対馬で、日神より、高皇産霊に「磐余（いはれ）の田」を献れとの託宣を承け、田を奉り、神職を對馬の下縣より招いたとしています。橿原の目原坐高御魂神社に比定されていますが、對馬下縣直を賜り、彼等は亀卜に秀でた族とされ、延喜式・臨時祭の条に、「卜部は三国の卜術に優れた長者を取る（伊豆五人・壱岐五人・對馬十人）」と記されております。對馬や壱岐においては、海亀が用ゐられ、淡水亀の甲羅の文様とは異なり、その亀卜法は、中国のものとは異なるそうです。ただ、葛野や磐余に導入された亀卜集団は、後世、中臣氏に吸収されます（「続紀」大宝元年（701）条には、｢勅により月読神、樺井神、木島神、波都賀志神等の神稲は今より以後中臣氏に給へ｣とあります）。  
　「紀」の応神天皇九年四月条（[書紀巻十](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki23.htm#%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88%EF%BC%88%E3%81%86%E3%81%A5%E3%81%8D%EF%BC%89)）に、武内宿禰が弟に讒言された時に、壱岐直真根子が身代はりとなり自刃したといふ事件が記されております。「松尾社家系図（歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳序）」では、真根子の父を雷大臣命、母を武内宿禰の妹（女「むすめ」の忍媛命説もあり）としており、姓氏録右京神別に、「壱岐直、天児屋根命九世孫、雷大臣之後也」とあり、真根子は雷大臣に従ひ神功皇后の半島への出兵に加わったとする伝承もあり、中臣氏の系図に取り込まれます。  
  
　卜法は、大雑把には、まず鑽（さん）と呼ばれる棗（なつめ）形の縦長の穴を掘り、その横に灼（しゃく）とよばれる円形の穴を掘って、その部分に火熱を加へるやうです。「記」では「ははか（朱桜）」で加熱をしており、割れ目が線となり表面に走り、それを坼（たく；裂け目）と云ひ、卜兆とされますが、さまざまなやり方があるやうで、國分篤志氏の「史料・神事にみる卜占の手法（[HP](https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/100266/BA31027730_290_p099_KOK.pdf)）」に詳しく述べられています。  
　後に、鹿の骨を用ゐるものは太占（ふとまに）とされ、占部、亀の甲を用ゐるものは卜部に分けられます。中国では、亀の未来予知の能力は、その長寿と関連するとされ、亀は千載にして1尺2寸と考へられ、天子はその1尺2寸の亀を用ゐ、諸侯は8寸、大夫は6寸、士民は4寸と定められていたとあり、「令亀の法」がもたらされた時には、これを我が国の実情に合致させるべく、工夫がなされたことでしょう。  
　卜占では、霊力のある骨を如何に確保するか、如何に明瞭な坼を得られるか、その卜兆を如何に正確に読み取るかが問題であり、思うやうな結果が得られない場合に更に卜占を続行する方法などといふことが問はれており、「神と人が相ひ和す」ことが問はれることはありません。  
  
（神祇官と太政官）  
　「記紀」では、卜占よって行動を決定するといふやうな展開はほぼみられません。危機や先が見通せない場合には、卜占より「うけひ；[HP](http://k-amc.kokugakuin.ac.jp/DM/detail.do?class_name=col_dsg&data_id=68315)」により、事の成否、真偽を判定して対応していることが多く、ましてや、中臣氏が「人と神の間を相ひ和さしめる」やうなシーンにお目にかかることはありません。  
　「記紀」が記された時代では、祭政一致の時代は遠い過去のものでした。天智天皇の時代には、鎌足は、神祇の中臣ではなく、政務の内大臣（大識冠；太政大臣相当）であり、それを明確にするべく「藤原」の姓を得ることになります。  
　「家傳」によれば、鎌足は「六韜（太公望呂尚が周の文王・武王に兵学を指南する書）」を反復諳誦し、旻法師の堂で「周易」を学び、蘇我氏を魯の季氏とみなし、その振舞を批判し、「臣子の行は、惟れ忠と孝となり。忠孝の道は、国を全くし、宗を興すにあり」と述べたとしております。天智天皇は天命開別天皇（あめみことひらかすわけのすめらみこと）と云ひ、天命により蘇我氏を討ち、御世を開くといふイメージを想起せしめます。  
　大化の改新では中央集権の公地公民制を導入しておりますので、神社や寺、その関係者や土地もこの制度の基で再編されることになり、天照大神も大王家の祖神であるのみならず、国家の祖神となり、国家祭祀の対象としてのあり方が問はれ、制度の中に位置づけることが課題となります。  
　天智天皇は、白村江の敗戦以降、亡命百済官人を近江に集めて、鎌足に命じ、学識のある亡命貴族に我が国の国情に沿う律令の編纂をさせました。近江令と称されるものです。宮廷においては、政務は外庭、神祇は内庭のこととされておりました。外庭では、左右大臣の上に太政大臣、左右大臣の下に御史大夫を配し、六官（法官、理官、大蔵、兵政官、刑官、民官）を統括する弁官が置かれ、内庭では、大夫がトップで左右大舎人・左右兵衛・内命婦・膳職が配されております。  
　鎌足は、現実の政治には、仏教や中国思想・制度を取り込む必要があるとし、対外的にも中央での祭祀においても、中国の天子風の祭祀や仏式を取り込みました。息子を遣唐の僧にし、仏教界にも足掛かりをつけています。一方、いとこの中臣国足（くにたり）の子・意美麻呂（をみまろ）が後に神祇伯に就任していますから、中臣氏として、伊勢神宮の祭祀を押へることも重要視していたのでしょう。  
　「紀」では、天智天皇が鎌足の死に際して述べた詞として、高句麗から亡命し、大安寺の学僧となった道顕の記した「日本世記」を引用して、「内大臣（鎌足）、春秋（とし）五十（いそじ）にして、私第（わたくしのいへ）に薨（みう）せぬ。遷して山の南に殯（もがり）す。天、何ぞ淑（よ）からずして憖（なまじひ）に耆（おきな）を遺さざる。鳴呼哀しきかな」とあり、魯の哀公が孔子の死を嘆いたことに因（ちな）んでいるとされます。また、天皇は、別途鎌足の家に幸して、金の香鑪（こうろ）を賜ったともあります。香鑪は法具であり、鎌足は仏式で葬られており、帰依していたのは仏教であったやうです。神祇の家に生まれたものの、山科の山階に精舎を建て、維摩経を講説する法会を開いており、「続紀」によれば、子の不比等が持統朝に興福寺として復興し、その法会を催し、「皇宗（歴代天皇）を奉翼（庇護）し、仏法を住持（護持）し、尊霊を引導す（浄土に導く）。学徒を催勧（催促勧奨）するものなり」としています。政権を輔佐するには、神祇はもとより、仏教も中国の思想も取り込まねばならない時代だったのでしょう。　  
　鎌足が亡くなりますと、天智天皇は中臣糟手子（ぬかてこ）の子の中臣金連（なかとみのかねのむらじ）を重用し、彼は天智天皇没後には右大臣となり、大友皇子を支え大海人皇子と対立しました。しかし、壬申の乱後処刑され、他の中臣氏の評価も下ります。一方、乃楽（なら）山の戦いに際し、荒田尾直赤麻呂と共に、古京（ふるきみやこ）を守る功をあげ、連の姓（かばね）を賜った忌部連首（おびと）が「紀」の編纂に加へられ、天武天皇は伊勢神宮の神官に忌部氏を導入したやうです。しかし、後にみるやうに、忌部氏が主張する古来伝統の祭祀に戻すことは出来ませんでした。  
　天武天皇は、自身を現人神としたと云ひますから、神代（かみよ）から自らに至る一系となる歴史の編纂を求められたことでしょう。唐の身分制度を参考にしますが、実際には、身分を皇孫、天神・国神の子孫、渡来の子孫に分かち、「八色の姓（かばね）」による官位を導入し、壬申の乱で盛衰をみせた諸豪族を再編しています。また、唐の律令制度を参考にしますが、全国から秀才を選抜するやうな学校制度がないに等しく、科挙のやうな制度を欠いたものとならざるをえませんでした。  
　「紀」の編纂には、中臣氏、忌部氏共々参加をせしめましたが、糟手子の孫の中臣大嶋（おほしま）は、自ら筆を執ったと記されています。彼は天武天皇崩御に際して「兵政官の事の誄（しのびごと）」を述べ、持統朝では神祇伯にも就き、持統天皇の即位に際して、天神寿詞（あまつかみのよごと）を奏上しています。その時に、宿禰となった忌部連首が剱と鏡を奏上しており、祭祀において忌部氏以下まで引き下げられた中臣氏の地位を回復したばかりか、いささかも優位に立っていました。  
　天武天皇の時代には、外庭と内庭は、太政官と神祇官と称され、太政官は現実の政治を行う機関（官を役所と表記されることがありますが、立法、行政、司法権を備へた機関）です。神祇とは天神（あまつかみ）と地祇（くにつかみ）ですから神祇官とは天神と国神を統括する機関となります。「官制大観」によれば、以前は、神官（かみつかさ）が卜占を、祭官（まつりつかさ）が祭祀を担当したらしく、天武朝に「神司」、持統朝に「神祇官頭」がみえ、神祇官となってからは、その長は「伯」となっています。  
　神祇官は、国家の統治に関する大嘗・鎮魂・卜兆など天皇の祭祀、天神地祇の儀式・祭典を統括するものであり、併せて、全国の官社や祝部（はふりべ）をも統括する中央の機関ですから、その伯には政治力が求められました。各神社においても、神田（神領）や神戸や関連する部民を統括してゆく必要があり、宮司にはそれを統括する政治力も求められました。  
　文武朝では、藤原不比等は、軽皇子（かるのみこ；文武天皇）の擁立に動いたこと、不比等の女（むすめ）の宮子娘（みやこのいらつめ）が文武天皇の夫人（ぶにん）となり、その子の首皇子（おびとのみこ；後の聖武天皇）の母となったことで、政界に重きをなしてゆきます。彼は、また、大宝律令編纂の中核のメンバーでもあり、公には、律令制度に沿った統治機構を構築すること、私的には、首皇子を天皇にすることに意を用ゐました。文武天皇が早々に崩御されたため、幼い皇子の芽をつまぬやう慎重に対処する苦労もあったやうです。  
　そのためにも、太政官と神祇官の要職に、藤原氏、中臣氏の一族を就けることが肝要でした。壬申の乱で失墜した地位を、中臣大嶋が挽回をしたとはいふものの、旧豪族達と伍すは並大抵のことではなかったはずです。　文武二年(698年)八月には、藤原氏は、その姓を不比等が継承し、太政官の要職就任を目指し、意美麻呂（をみまろ）を中臣姓に戻し、父国足の伊勢神宮の祭主を引き継いだのでしょうが、彼は鋳銭（貨幣鋳造）司の長官、左大弁を経て、和銅元年(708年)には神祇伯兼中納言に就任し、神祇官を掌握しております。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 可多能祜大連  （尊卑分脈による系図） | 御食子卿 | 大織冠鎌足 | 不比等(藤原) | 武智麻呂（南家）、 房前（北家）、 宇合（式家）、 麻呂（四家） |
| 国子大連(祭官) | 国足(祭主) | 意美麿(神祇伯祭主;中臣) | 清麿(神祇泊大中臣朝臣) 東人(神祇泊祭主) |
| 糠手子大連 | 金連 \*許米（異腹） | \*大嶋 | \*尊卑分脈に記載なし |

　「続紀」、孝謙天皇天平宝字元年（757年）六月乙未の条には、「始制、伊勢太神宮の幣帛使、今より以後、中臣朝臣を差（つかは）し、他姓の人を用ゐることを得ざれ」とあり、伊勢への幣帛の使をも中臣氏に限定することともなったやうです（同二年八月戊牛の条では、中臣朝臣池守と忌部宿禰人成らを遣して伊勢太神宮に奉幣していますが･･･）。  
　「古語拾遺」にも、「勝寶（しようほう）の九歳（757年）に、左辨官（ひだりのおほともひのつかさ）の口宣（みことのり）に、「今より以後、伊勢の太神の宮の幣帛の使は、專ら中臣を用ゐて、他姓を差（つかは）すこと勿れ」といへり。其の事行はれずと雖も、猶官の例に載する所にして、未だ見刊（けづ）り除かれず」とあります。  
　伊勢神宮の祭祀の主導権が中臣氏に偏在したとみてもいいのでしょうが、当時の政治思考に於いては、天照大神より、上天や三宝や孝経などへの関心が高く、天武朝や持統朝では、新嘗祭が行はれ、農耕に益す広瀬大神（水と豊穣の神）や竜田大神（風雨を鎮め水難・疫病を防ぐ神）への参詣が多く、伊勢神宮への関心はあまり高くはなかったやうに思はれます。  
　天平十五年（743年）正月に、聖武天皇は４９座の大徳（高僧）を金光明寺（後の東大寺）に招き、金光明最勝経を続讀させ、問ひかけています。自身を仏の弟子と述べ、仏の慈悲、微妙な力を得て、国土を浄土とし人民が安心して暮らしを楽しむことができるやうにありたいと願っておられます。「弟子（聖武天皇自身のこと）として、階縁（縁に導かれ）宿殖（前世の善行）により、宝命（天皇即位）を嗣膺（継承）し、正法を宣揚し、蒸民を導き御（し）らせむと思欲す。故に今年正月十四日を以て、海内（国内）の出家の衆を住処する所に於て、七七（49）日に限り大乗金光明最勝王経を転読すを勧請す。又、天下に令して七七日に限り。殺生を禁じ及び雑食（肉類を混ぜた食）を断たしむ。別に大養徳国（やまとのくに）の金光明寺に於て、殊勝の会を設け奉りて、天下の摸と為さむと欲（おも）ふ。諸徳等（たち）、或は一時の名輩、或は万里の嘉賓、僉（すべて）人の師と曰ひ、咸（すべて）国宝と称へ。冀（ねが）ふ所、彼の高明に屈（ひざまづ）き、茲に随ひ延べ請ふ。始めに慈悲の音を暢（の）べ、終りに微妙の力に諧（わ）さむことを。仰（あふ）ぎ願はくば、梵宇（仏寺）の威を増し、皇家の慶を累（かさ）ね、国土の厳（おごそか）に浄（きよ）く、人民の康（やすら）けく楽しきこと、広く群方に及び、広類に綿該（ながくそな）はり、同じく菩薩の乗に乗り、如来の座に並びて坐（ま）さむことを。像法（正法、像法、末法の像法）の中興は、実に今日に在り。凡そ厥（それ）を知見せば、思はざる可きかな（続紀）」とあります。  
　「神宮雜例集、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2559061?tocOpened=1)（11/114）」によれば、その前年に、夢に王女により、「日輪は大日如来、本地は盧舎那仏、天皇は御願寺を建立すべし」との託宣があったとしております（王女は天照大神を暗示しており、盧舎那仏は毘盧遮那仏、サンスクリット語のवैरोचन Vairocanaヴァイローチャナ、密教では、摩訶毘盧遮那仏、大毘盧遮那仏、महावैरोचन Mahāvairocanaマハー・ヴァイローチャナで大日如来のこと）。王女、日輪は、天照大神を指しますから、後の東大寺の毘盧遮那仏は、当時、天照大神とみなされていたことになります。  
「天平十四年辛巳十一月三日。右大臣橘朝臣諸兄卿、伊勢太神宮に参入す。其の故は、天皇の御願寺を建立さるべしの由、宣旨に依り祈り申さる所なり。而して勅使の帰参の後、同十一月十一日夜中を以て、示現せしめ給ふ。天皇の御前に玉女坐します。即ち金色の光を放ちて宣り、『本朝は神国なり。欽しみて神明を仰ぎ奉り給ふ可きなり、而して日輪は大日如来なり也。本地は盧舎那仏なり。衆生は之を悟り、當に仏法に帰依すべし』とのりたまひき。御夢に之を覺りて後、道心いよいよ発し給ひて、件の御願寺の事を始めて企て給へり」とあります。  
　天平宝字元年の孝謙天皇の勅では、上天の導き、三宝による国家太平、孝行の奨励に言及しておられ、いずれも天照大神の存在は薄いといふか、見当たりません。  
「天下太平の字現（あら）はる。灼然昭著（きはめて明らか）。斯れ乃ち上天の祐（たす）く所。神明の標（みちび）く所。遠く上古を覧（みはた）し、歴（順次）往事を検（しら）べれば、書籍に未だ載せざる所、前代に未聞の所。方（まさ）に知らむ。仏法僧の宝が、先ず国家太平を記し、天地諸神が、預じめ宗社永固を示すと。･･･古（いにしへ）は、民を治め、国を安んずは、必ず孝を以て理（ことわり）とす。百行の本であり、茲（これ）に先（さきん）ずは莫（な）し。天下に令し、家に孝経一本を蔵（をさ）め、誦習に精勤（いそし）み、倍加して教授すべし（続紀）」とあります。  
　天武天皇以来の奈良に於ける政治を一新せむとした桓武天皇の長岡京への遷都（延暦三年784年）は伊勢神宮にとっても激震となったことでしょう。平城京遷都は伊勢神宮に奉幣されたのですが、この時には、賀茂大神社に奉幣されたのみでした。延暦四年（785年）に、交野の柏原で天神を祭祀する所謂「郊祀」が実施されます。山部皇子の時、大学頭（大学寮の長官）として孔子を祀る釈奠を掌り、「礼記」における郊祀に通じていた桓武天皇は、蘇我氏を討った天命開別尊（あめみことひらかすわけのみこと；天智天皇）を天命により新たに王朝を開いたとみなしたやうです。己が、仏教にまみれた都を棄て、新たに都を造ることも天命とみなしておられたのでしょう。いずれにせよ、中臣氏の中でも、神宮、とりわけ伊勢神宮で神官を務める族は、対応に苦慮したことでしょう。  
　桓武天皇（延暦25年没）晩年の延暦23年（804年）に、伊勢内宮の神官（荒木田氏）、外宮の神官（度会氏）が、それぞれ、皇太神宮儀式帳、止由気太神宮儀式帳を編纂して朝廷に提出したのは、国家に於ける伊勢神宮の正統性を主張せんとするものであったのでしょう。  
　祭祀のあり方が変貌してゆくことに危機を覚へて、大同二年(807年)に、編纂することを許され「古語拾遺」を著はした齋部広成は、十の批判の第二に、中臣氏が中国風の上帝「天及び五帝」、六宗「四時（四季）、寒暑、日、月、星、水旱」、山川「九州、名山、大川、五岳、四瀆」、群神「丘陵、墳衍、古の聖賢」の順に祭祀し、伊勢神宮をその後にするのは、本末転倒と非難しました。  
「夫（それ）、祖（おや）を尊び宗（きみ）を敬ふことは、禮教（ゐやのをしへ）の先にする所なり。故、聖皇（すめらみこと）の、登極（あまつひつぎしろしめ）して、終を父祖（おほおや）に受けたまひ、上帝（あまつかみ）を類（まつ）り、六宗（むつのかみ）を禋（まつ）り、山川を望（まつ）り、群神（かみがみ）を徧（まつ）りたまふ。然れば、天照大神は、惟れ祖、惟れ宗、尊きこと與二無（ならびな）し。因（よ）りて、自餘（それよりほか）の諸神は、乃ち子乃ち臣、孰か能く敢へて抗（さから）はむ。而るに、今神祇官（かむづかさ）幣（みてぐら）を班（あか）つ日、諸神の後に、伊勢神宮（いせのかみのみや）を叙（つぎ）つ」と。  
　しかし、国家の論理で動き出した祭祀は、旧来とは別の形で展開されざるを得なくなりました。大王家として、天皇や斎王が祖神である天照大神を祭祀することと、国家の神祇官が天神地祇を祭祀し、伊勢神宮を頂点とする神社を統括することは、別のものとなったやうです。  
　鎌足は、神と人の間ではなく、天照大神と天帝と釈尊の間を相ひ和すことに心を砕いておられたのかもしれません。

**天照大神の祭祀**  
　元来、人間は一人では生きることが出来ず、群れをなすも非力でした。采取する草や根や実、狩猟の獲物、魚貝藻に恵まれる事を祈り、栽培や飼育を覚えれば、日月風水の恵みを祈り、海洋の民ならば、豊漁、航海には潮風浪星の善き導きを祈ったことでしょう。凶事が起こりますと、如何なる力により引き起こされたかを探り出し、供物を以てなだめ、その怒りを鎮めやうとしたことでしょう。福を求め、災いから遠ざかり、罪や穢れが祓はれることを祈念することが祭祀の原点であったかと思はれます。  
　親や先祖、祖先神を祭祀するといふは、その集団の力、あるいは個人の力が発揮されるやうな時代になるまでは、及びもよらないことでした。  
（鏡、玉、石）  
　皇孫降臨は神代（かみよ）の極めて古い時代を想定しており、鏡を天照大神として拜（いつ）くのですから、輸入の鏡ではなく、我が国で製作される鏡でなければなりません。ただ、鏡となれば、金属の精錬、加工が可能となってからのことであり、青銅器は、中国においては殷代から製作される古いものですが、我が国においては、渡来人からの技術移転以降のことです。また、自作して完成度の高いものでなくば、天照大神の霊を遷すことははばかられましょう。  
　中国の古伝説、「軒轅黄帝伝」では、太陽神黄帝が銅鏡を発明したとされ、「帝、鏡を鋳て以て物を象（かたど）る。十五面の神鏡・宝鏡を為（つく）るなり」としており、鏡の真ん中に日の光を象る様々な文様を刻したものを日光銅鏡となし、その背面には「光は夫れ日月を象る」、「日の光を見る、天下大きに明なり」といふさまざまな銘文が刻されておりました。  
　また、邪を辟（しりぞ）けるものとして、「明鏡の径九寸以上のものを以て之を背にせば則ち邪魅敢へて近づかず（抱朴子）」ともあり、十字架で悪魔を退散させるがごときで、祭祀具あるいは祓霊具として用ゐられていたやうです。  
　しかし、鏡は、漢代半ば以降に我が国に伝はる頃には、中国では宮中での化粧用の手鏡として実用に供されもしておりました。卑弥呼は魏に鏡100枚を所望し、我が国の当時の各地（各国）の有力者に配布しています。かつて、楽器として用ゐられた銅鐸が、中国から伝来すると、その貴重さと音色により村落共同体での祭祀に用ゐられ、それを所有することが有力者の象徴となりました。銅鐸の後には、銅矛や銅剣がそれに加はりました。卑弥呼の魏製の銅鏡（三角縁神獣鏡）は祭祀用の格別の賜物として珍重されたことでしょう。  
　「記紀」にあっては、卑弥呼の時代の鏡では用をなしません。「記」によれば、「天の安の河の河上の天の堅石（かたしは）を取り、天の金山（かなやま）の鉄（まがね）を取りて、鍛人天津麻羅（かぬちあまつまら）を求（ま）ぎて、伊斯許理度売（いしこりどめ）命に科（おほ）せて、鏡を作らしめ」とあります。「紀」は本文においては八咫鏡と記すのみで、製法には言及がありません。一書、一書で天香山の金（かね）で日矛を作らせた、天糠戸者（あまのあらとのかみ）に鏡を造らせた、天抜戸（あまのぬかと）が兒の石凝戸辺（いしこりとべ）が作れる八咫鏡、などと述べるのみです。  
　古語拾遺は、「紀」の曖昧さ、「記」の鉄製の鏡には疑問を呈し、天香具山の「銅（あかがね）」で鋳造させた、銅製と修正しています。そして、最初の鏡は意（こころ）に合（かな）はず、紀伊国の日前神とし、次の鏡が美麗（うるはし）く、これを伊勢大神とした、としています。  
　「記紀」の鏡は、神代の岩屋内の天照大神に見せるために製作されたとしています。天照大神が鏡をみることで、その魂を鏡に宿らせるといふ設定です。ですから全ったき鏡を製作する能力が極めて重要であり、日前ではなく、伊勢の製作能力が勝ったことになりましょう。伊勢鏡が、天照大神とするに相応しいとされ、伊勢に宮が置かれたと考へることも一興あることです。伊勢は、奈良からすれば、日の出る方向にあることも有利です。  
　そして、霊を他のものに遷すといふ儀式は、いずこの世界でもみられるものです。石や玉に魂、霊が込められているとして、祭祀する伝統的な考え方が、金属にも適用されたとみることができるでしょう。  
  
　中国には、古く、玉璧（ぎょくへき[HP](https://www.npm.gov.tw/exh99/chinese_jades/jp_img_09.html)）と玉琮（ぎょくそう[HP](http://kohkosai.com/chinaphoto/cyoukou%20ryuiki/ryousyo/page/001.htm)）を祭祀する文化がありました。

|  |  |
| --- | --- |
| 古代には、日神、月神を祭祀し、天地の交信を求める俗が広くみられ、玉璧は円盤で真ん中がくり抜かれており、「大円は日神、小円は月神。また、大円は天、小円を通じて魂を天に送り還す（良渚文化、[HP](http://kohkosai.com/kaisetu/13-5ryousyo.htm)）」、玉琮は角柱の容器で口は円形、「天は円（神界）、地は方（人間界）、所持者は天地交信者（前掲HP）」とする祭政一致の社会の祭祀具です。 　広島大学の李国棟氏（玉で結ぶ日本列島と長江下流域：[HP](https://home.hiroshima-u.ac.jp/bungaku/ronshu66/ri.pdf)）によれば、越人は鶏の血の色を呈す「鶏血石」を珍重し、北越や佐渡の翡翠や赤玉を求め早くから渡来していたとされます。 　左伝には、楚の子玉（しぎょく）が瓊弁玉纓(けいべんぎょくえい)といふ赤玉を作ると、夢に神があらはれそれを求めたのですが、断ると、戦いに敗れたという故事があります。神すら赤玉を求めたのですから、諸侯をやです。 　我が国では、出雲の緑の曲玉が珍重されました。「勾玉の不思議な形は頭の部分が日(太陽)を表し、尾の部分が月を表しています。この太陽と月が重なりあった形は大いなる宇宙を崇拝していたと思われます。そして穴には祖先とのつながりを持つことにより、我が身に降りかかる邪気・邪霊から身を守り、その恩恵を受けたとされています。（いずもまがたまの里 伝承館、[HP](http://www.magatama-sato.com/about/)）」と云ひます。 | 玉璧 「璧 良渚文化」の画像検索結果 |
| 玉琮 「琮  良渚文化」の画像検索結果 |

　折口信夫氏は、玉を噛んで神を生むという伝承の背後にある考へ方は、玉の中にある魂をとりだして神の形にしたといふやうなものであらうとみておられます。玉と魂と霊は通用し、祭祀には欠かせぬものでした。  
「日本の信仰では、霊魂が人間の体に入る前に、中宿（なかやど）として色々な物質の中に寓ると考へられてゐます。其の代表的なものは石で、その中で、皆の人が承認するのは、神の姿に似てゐるとか、特殊な美しさ・色彩・形状を具へてゐるとか言ふ特徴のあるものです。神像石（かむかたいし）の場合は、石全体を神と感じる様になったのです。又、玉だと思ってゐるものゝ中には、獣の牙だったり、角だったりするものもあります。之を一つの紐に通しておくのが、古語で言ふ**みすまる**のたまです。だから考古学の方で、玉の歴史を調べる前に、どうしても霊魂の貯蔵社としての玉といふ事を考へてみなければ訣らぬものが、装身具の玉になった後にもあるものです。・・・玉が触れ合ふ音に対する、古人の微妙な感覚が示されています。・・・昔の人は、玉を通して霊魂の所在を考へてゐるし、たまの発動する場合の深い聯想がありますから、その音を非常に美しく神秘なものに感じてゐるのです。・・・みすまるの玉が音を立てゝ触れ合ふ時、中から霊魂が出てくると信じてゐたのです。（万葉集に現れた古代信仰―たまの問題―折口信夫、[HP](https://books.google.co.jp/books?id=-Fhp6iMs3wkC)）」。  
  
　素戔嗚尊が天照大神に黒心（きたなきこころ）なきことを「うけひ」し、天照大神が、剣を噛み吐き出す息吹の霧から三姫神を生み、素戔嗚尊が玉を噛み吐き出す息吹の霧から五彦神を生む故事があります。  
　玉は単独ではなく、多くを連ねた「みすまる（珠飾り）」であり、「記」では、伊邪那伎命が首に着けておられたものを、生まれた天照大神を天に送る際に、賜ったとしています。「紀」の本文では、天照大神が髪や腕に着けておられた「みすまる」とするのみで出所は定かでありません。一書第二では、羽明玉（はかるたま）が素戔嗚尊に瑞八坂瓊（みつやさかに）の曲玉（まがたま）を進（たてまつ）ったとしています。一書第三では、素戔嗚尊の髻（もとどり）に巻いた「みすまる」とします。古語拾遺は、曲玉を以て素戔嗚尊を迎へたのは、櫛明玉命（くしあかるたまにみこと）、出雲国の玉作（たまつくり）の祖であると訂正しています。出雲産の緑色の勾玉で、古くから各地から求められてきた伝統があり、その玉が相応しいと判断されたのでしょう。  
  
　天の岩屋戸前の祭祀では、玉と鏡が用ゐられ、「記」や「紀」の本文では、剣は登場しません。剣が登場するのは、「記紀」では、伊弉諾尊が伊弉冉尊を死に至らしめた火神の軻遇突智（かぐつち）を斬った十握剣ですが、出所、材質は不明です。これは、素戔嗚尊に受け継がれ、大蛇を斬った時にその中から新たな剣を得ます。我が国で作った剣なら、鏡のやうに、どの神にどこの金属で作らせたかを記したことでしょう。　  
　もし、天照大神が噛んだ剣が輸入されたものであるなら、その姫の出自は海外となります。金属加工は歴史時代のことであり、神代に我が国で製作された剣のあることは想定外です。この故事は、我が国で完成度の高い剣が製作されて以降に組み込まれたものであり、太古の岩屋戸の頃に国産の鏡、剣があることは不自然です。しかし、三種の神器の由来を示すためには、欠くことができない故事なのでしょう。  
　そして、この鏡（天照大神）を祭祀する祭主は、皇孫、その子孫であり、中臣氏ではありません。しかし、祭主といふ語は、伊勢神宮での祭祀が中央集権政府により執り行はれるやうになりますと、国家的祭祀を執り行ふ祭官（まつりのつかさ）、祭主（まつりぬし）とする役職が置かれますので、用語上の注意が必要です。  
  
　さて、ところで天照大神とは如何なる神なのでしょうか。すでにみましたやうに、「記」によれば、黄泉の国から帰った伊邪那伎大神が日向の橘の小門の阿波岐原でその穢れを禊（みそ）ぎ祓（はら）ひ、左の目から成れる神としておりました。また、伊邪那伎大神は首にかけていた玉を賜ひ、「汝命（いましみこと）は高天原を知（し）らせ（治めよ）」とされた、とあるのみです。  
　「紀」の編纂にあたっては、さすがにこれのみでは足りないとされたのでしょう。本文においては、伊弉諾尊と伊弉冉尊が、大八洲国（おほやしまのくに）と山川草木を生んだので、天下（あめのした）の主者（きみたるもの）を生もうと申し合はせて、日の神を生んだとしています。大日孁貴（おほひるめのむち）が本名で天照大神とも天照大日孁尊とも称され、その子が光華明彩（ひかりうるはしく）、六合（くに）の内に照り徹（とほ）り、この国に置くべからずと天に送り、天の事を授けたといふ風にしております。  
　孁língの音は力lì丁dīngの反切とあり、日本語では力(liki)丁(tei)の反切ですからlei（れい）の音となります。説文によれば、「女字なり、女に従い霝声」とあり、女字とは女性の字（あざな）、女性に付す名であり、大日孁は女性と暗示していることになります。魏志倭人伝には、我が国の長年の混乱が女王によって治ったとあり、各地に女王がみられ、男系倭政権としても、この伝承に配慮する必要があったのでしょう。霝とは雨乞いであり孁は雨乞いする女シャーマンといふ暗示ともなります。しかし、「おほ」は尊称、「ひる」は昼、「め」は「女、目」であり、天の昼の目、女であって天（あめ）を照（て）らす目、それはその霊、日の神としたのでしょうか。「むち」は主体の尊称「なむち、汝貴」でした。  
　（先にみましたやうに、この子は天上の主者となります。天下の主者を生みますが未熟児で流してしまい、素戔嗚尊は母を追って黄泉に行き、素戔嗚尊の子孫の大国主命が天下を平定することになります。結局は、「国譲り」により、皇孫瓊瓊杵尊を主者にすべく地上に降ろしますが、達成されるのは磐余彦命の即位以降です。）  
  
　大王家の祖先神を日神（太陽）とするのは可能かもしれませんが、大日孁貴、天照大神の誕生の故事は令和の人間には理解し難いものです。太陽が生まれる前の幽冥の世界に、人間の男女の姿をした伊弉諾・伊弉冉が国土と山川草木を生み出した後に太陽を生む、奇想天外を通り越しています。当時の知識人も、そこに無理があることは分かっていたやうです。  
「記紀」が編纂された頃には淮南子も読まれており「天文訓」や「精神訓」なども参考にして、天地開闢から天照大神に至る筋道が整備され、神々の系譜が形成されることとなったのでしょう。「天文訓」や「精神訓」では、天地が分かれる前は茫洋たる幽冥な広がりであり、そこに宇宙（空間と時間）が生じ、気が生じ、清陽なる気が薄く広がり天となり、重濁なる気が固まって地となり、天地の気が混じり合い、その交わり具合で四時（春夏秋冬）となり、それが散じて万物となった。陽の熱気で火が生じ、火気の精なるものが日となったといふ展開があります。また、天の法（のり）に順（したが）ひ、陰陽、四時（四季）の有り様により生を全うすべしとする生き方もありました。  
「天墬（天地）未だ形あらず、馮馮翼翼（ひょうひょうよくよく；漂うさま）、洞洞灟灟（どうどうしょくしょく；厳粛なさま）として、故に太始と曰く。道始めて虛廓（広漠とした拡大）を生じ、虛廓に宇宙（空間と時間）を生じ、宇宙に氣を生ず。氣に涯垠（区別）有り，清陽なるは薄く靡（たなび）きて天と為り、重濁なるは凝（かたま）り滯（とどこほ）りて地と為る。清妙の合すこと專（もはら）に易く、重濁の凝竭（凝結）すること難（かた）く、故に天は先に成りて地は後に定まる。天地の襲精（天地に充ちる精）は陰陽と為り、陰陽の專精は四時と為り（陰陰；冬、陰陽；春、陽陽；夏、陽陰；秋）、四時の散精は萬物と為る（精が発散して萬物となる）。積陽の熱氣は火うぃ生じ、火氣の精が日を生じ、積陰の寒氣が水と為り、水氣の精は月と為る。日月の淫して（太陽や月から降りそそいで）精為るは星辰（星座）と為り、天は日月星辰を受け、地は水潦（雨水）塵埃（空気中のちりやほこり）を受く（天文訓、[HP](https://ctext.org/huainanzi/tian-wen-xun/zh)）」  
「古（いにしへ）未だ天地の時有らず、惟無形に像（かたど）り、窈窈冥冥（ぼんやりとくらく）、芒芠漠閔（ごちゃごちゃに混ざり合い）、澒蒙鴻洞（気も立ちこめていて）、其の門を知ること莫し。二神が混じり生ずこと有り。天を經し（治め）地を營し（造り）、孔乎として其の終極す所を知ること莫く（大なること果てが分らず）、滔乎として其の止息す所を知ること莫し（いつまでも続き休む所も分らない）。是に乃ち別れて陰陽を為し、離れて八極を為し、剛柔が相ひ成り、萬物は乃ち形どられ、煩氣（にごり乱れた気）は蟲（むし）と為り、精氣は人と為る。是の故に精神は、天の有（保有）なり。而して骨骸（死骸）は、地の有なり。精神は其の門に入り、而して骨骸は其の根に反（か）へる。我尚何（いず）くんぞ存するや？是の故に聖人は天を法（のり）とし情に順（したが）ひ、俗に拘（とら）はれず、人に誘（いざな）はれず、天を以て父と為し、地を以て母と為し、陰陽を綱（大法）と為し、四時を紀（小法）と為す。天の靜（安定不動）は清を以てし、地の定まるは寧（安寧）を以てし、萬物は之を失へば死し、之を法（のり）とせば生く。夫れ靜漠は，神明の宅なり（神明は静けさに宿る）。虛無は、道の居る所なり（道は虚無にある）。是の故に或に之を外に求むは、之を內に失ひ、之を內に守ること有れば、之を外に失ふ。譬へば猶本（もと）と末（すゑ）のごときなり。本より之を引けば（根本を持って引けば）、千枝萬葉、隨はざること莫きなり（精神訓、[HP](https://ctext.org/huainanzi/jing-shen-xun/zh)）」とあります。  
  
　「記」を編纂した太朝臣安萬呂は「古事記の序；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E5%8F%A4%E4%BA%8B%E8%A8%98)」に、その工夫のさまを記しております。安萬呂は、伊弉諾・伊弉冉は陰陽の二霊と理解をしておりました。  
「臣安萬侶言（まを）す。それ、混元既に凝（こ）りて、気象未だ效（あらは）れず。名も無く爲（わざ）も無し。誰れかその形を知らむ。然れども、乾坤（けんこん）初めて分れて、参神（天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神）造化の首（はじめ）となり、陰陽ここに開けて、二霊（伊邪那岐阜・伊邪那）群品（万物）の祖（おや）となりき。所以に、幽顕（黄泉と現実界）に出入して、日月は目を洗ふに彰（あらは）れ、海水に浮沈して、神祇（天神地祇）身を滌（すす）ぐに呈（あらは）れき。故、太素（太始）は杳冥（えうめい）なれども、本教に因りて、土（くに）を孕（はら）み、島を産みし時を識（し）り、元始は綿邈（めんぱく）なれども、先聖によりて神を生み、人を立てし世を察（し）りぬ。寔（まこと）に知る。鏡を懸け、珠を吐（は）きて百王相続し、剣を喫（く）ひ蛇を切りて、万神蕃息（繁殖）せしことを。安の河に議（はか）りて天下（あめのした）を平（ことむ）け、小浜（をばま）に論（あげつら）ひて国土（くに）を清めき」とあります。  
　ここには「易」の考へ方も導入されています。「『太極とは天地未だ分かれざるの前、元気混じて一と為るを云う』・・・、この一元の気が変化してあるいは陰となりあるいは陽となって、無限の作用をなすのである。･･･最も重んずる所は生成と発展を主とする太陽にある。･･･この一元気が陰陽に分かれて剛柔変化の作用をなし、陽徳を以って剛健となし陰徳を以って柔順となし、陽を以って陰をひきい、陰を以って陽に従うとなすのが易の本旨である。･･･『至れるかな坤元（こんげん）、万物資（と）りて生ず。すなはち順（したが）いて天を承（う）く。坤は厚くして物を載せ、徳は無疆（むきょう）に合し、含弘光大にして、品物（ひんぶつ）ことごとく亨（とお）る』とあり、陰の元気が万物を生々する本となることをいう。しかしながらこの気は単独で流行作用するものではなくて、天の陽気を順承して以って万物を生じる。（易経上、解説「岩波文庫」）」とあります。  
　しかしながら、太陽誕生以前の陰陽、霊の世界を人々が理解することは不能として、伊邪那岐、伊邪那美に人間の形を導入したとばかりもいえません、巨大すぎますが、それに都合のいい伝承もありました。  
　中国では天地の混沌のなかに盤古（ばんこ）が生まれ、盤ですから平らで円形の皿のような形のものでしょう、それが1万8千年成長して天を押し上げ、地と分かつのですが、実は人の形をしていて死にますと、天を支える巨大な身体から日・月・星・山・川・海等々が生じるといふ故事となっております。  
　これは「リグベーダ」の人の形をした巨大なプルシャの頭から天空、臍から大気、足から大地、眼から太陽、精神から月、口から火神と雷神、そして吐息から風が発生したといふ風な賛歌に影響されたものとみられています。よく分りませんが、目に見えませんがある可能性が凝縮された元素のごとき根源をプラクリティと云ひ、そこに力なんですかね、シャクティが働き、種であったものが芽をだし、根や茎や葉となり、花を付け、実を結び、枯れるごとく姿を変へてゆくのですが、ここに一貫して変わらない主体があるとします。それをプルシャと云ひ、それが宇宙を形成するほど大きくなり、分解して森羅万象になったとするやうです。  
  
　かやうなことからすれば、天照大神の誕生については、我が国固有の伝承のみならず、外来の伝承を取り込んで説き起こされたものとなりさうです。ただ、釈迦や孔子のやうな教義はなく、「記」によれば、鏡を我が御魂として拜（いつ）きなさい、政（まつりごと）は思金神が執行せよといふ簡単なものです。「紀」においても同様で、皇孫には、同床にあって斎鏡（いはひのかがみ）として我を視、宝鏡（たからのかがみ）とせよとし、周囲には、高天原の斎庭（ゆには）の穂（いなほ）を皇孫に御（まか）せよ（稲作により民の暮らしを成りたたせよ）といふものでした。「いはふ」とは、よい結果が得られるやうに祈念すること、「たから」は大切に保存し、秘蔵するものです。  
　高天原の政（まつりごと）を葦原中国（地上）で実現しなさいといふことでしょうが、どのやうな政かは定かでありません。拜（いつ）くとは、穢れを避けて仕へることですが、ここでは、鏡を視ることで、皇孫が天照大神の御魂に照らし合はせ、己が魂を視、魂が天照大神から離れないやうにすることを主眼としており、現実の政はその能力のある者に執らせよ、とでもなりましょうか。  
　日神、太陽神となりますと中国風に公明正大、天下万民に等しく恩恵を及ぼす、といふやうな類いを想定するかもしれません。太陽には旱（ひでり）や、雲に隠れて地上は暴風雨といふこともあります。和魂（にきたま）、荒魂（あらたま）といひ、安堵せしむ魂、或は懼れしむ魂ともされます。太陽神崇拝といふ抽象的なものではなく、自然そのものを崇め懼れ、罪や穢れに陥らぬことを願ふ古来のものに近いと思はれます。  
　おそらく、この神のイメージは、禊ぎを行ひ、穢れを祓はれたものから生まれた清浄なもの、人間にとっては、善しにつけ、悪しきにつけ、純粋で混じり気のないものでしょう。その魂に穢れなく仕へることが求められるとなれば、地上に生きる者にとっては、無理難題といっていいでしょう。地上の政治には、罪と穢れは避けがたく、罪や穢れを祓ふことを繰り返すことになります。  
  
　地上で天照大神が祭祀されることをみる前に、少し、寄り道をしておきたく思ひます。  
　天神は他にも沢山おられるのですが、子孫が明確な神であれば、その子孫が祭祀をなさればいいのでしょうが、別天神（ことあまつかみ）五神、神世七代の神々については、独（ひとり）神で子孫とは無縁な神、また、子孫が特定されない神があり、祭祀者を定めることは難しかったことでしょう。  
　また、普通に考へるなら、天照大神の親であり、全てをお生みになられた伊弉諾・伊弉冉の両神は、その業績は天照大神よりはるかに大きく、より大きな崇敬を得てしかるべきと思はれます。  
　ところが、伊弉諾神は淡路に秘かにお隠れになられたやうであり、伊弉冉神は黄泉の国に入り、人を食い殺す役割まで負はされてしまっています。何故、かくも不条理なことになっているのでしょうか？  
　天照大神が天上で輝き、統治をするに反して、素戔嗚尊は黄泉の母を求めて泣きじゃくり、地上を治めるどころか荒廃させてしまいます。黄泉へゆく前に姉に会って父母への想ひを確かめたかったのですかね、天上では、姉は父母を悼むそぶりもないやうです。素戔嗚尊は、あまりに寂しく、いたたまれず、思ひ余って乱暴狼藉に及んだかにもみえます。天上を統治する象徴である姉には、生の世界に黄泉の穢れを持ち込むことはできかねたといふことでしょうか・・・  
　追放された素戔嗚尊は、それでも草薙剱を得れば天上に挙げ、地上を平定する大国主命の祖となりながらも、母と同じく黄泉の国にとどまります。  
　伊弉冉神は、火を生んだこと、人間に火をもたらしたことで死んだやうなものです。結果、黄泉の死の穢れに埋没してしまい、それを如何ともできない天上の姉です。  
　人の世も然り、報はれないどころか、罪を背負はされ、汚名を着せられる者がでてきます。それでもその者を慕ふ者があらわれることを暗示しております。それが分っていながらどうすることのできない光もあるやうです。  
　ここはずっと心残りとなっているところです。

**伊勢神宮**  
　天照大神が大王家（天皇家）の祖神、国家の祖神でありながら、国都ではなく、地方の伊勢で祭祀されるといふは、国都の宗廟において祖神を祭祀するといふ慣習のある国の人からすれば、不思議な光景に映るでしょう。  
　それには、天照大神が地上に降ろされた経過を辿る必要があります。天照大神の魂を鏡に遷す儀式が、天の岩屋戸の故事でした。この時の儀式が祭式の基本となっていましょう。ただ、致命的欠陥は先にもみました神代における鏡の存在ですが、それはおいておきましょう。  
　榊の上枝に玉、中枝に鏡、下枝に和幣を付け、太占をし、忌部氏の祖が御幣で祓ひ、中臣氏の祖が祓ひの祝詞を奏上し、猨女の祖が歌舞し、天照大神が岩戸から顔をのぞかせた時に、鏡をみせ、そこに魂を遷しておりました。  
  
　これを地上に移すには、岩戸の儀式を行った関係者、諸業務を担当する者、あるいは、建築、鏡・玉・矛・盾・由布・麻などを製作する五職業集団、護衛が伴ゐます。それぞれの役割を有する神々を祭祀する神職が必要となり、神職を養成することとなります。  
　「古語拾遺」によれば、天照大神の宮では、天富命（太玉命の子孫）が中心となり、正殿作りに斧・鉏を製作する手置帆負・彦狭知の子孫を動員し、斎部（いみべ）の諸氏に神宝、鏡・玉・矛・盾・由布・麻などを造らせ、神籬を建て、高皇産霊、神産霊、魂留産霊、生産霊、足産霊（以上生成の霊力）、大宮売神（宮殿に奉仕する女神）、事代主神（託宣を告げる神）、御膳神（御食神）を御巫（みかむなぎ）に斎奉（いはひまつ）らせ、櫛磐間戸神・豊磐間戸神（四方の御門の守護神）を御門の巫（かむなぎ）に斎奉らせ、生嶋（いくしま；大八洲の霊）を生嶋の巫に斎奉らせ、坐摩（ゐかすり；大宮の地の神）を坐摩の巫に斎奉らせています。  
　磐余彦命が橿原宮で天下を治めるに至り、後に、即位の儀式を導入したのでしょう。「古語拾遺」によれば、大伴氏、來目氏の祖が宮門を防御し、物部氏の祖が矛・盾を備へ、忌部氏の祖が斎部氏を率ゐ、鏡と剱を持ち、玉を掛け、幣物（みてぐら）を並べて殿祭の祝詞（宮殿の安泰祈念）し、宮門を祭り、物部氏の祖が矛・盾を立て、大伴氏、來目氏の祖が宮門を開き、参列者を招き入れるとしています。  
　また、国家祭祀として諸豪族、諸民に示すにも、霊畤（まつりのには）を鳥見山に立て、忌部氏の祖が諸準備をし、中臣氏の祖が天罪・国罪を祓ふ祝詞を奏上し、忌部氏の祖が天神地祇の恩に答礼し、猨女の祖が神楽を供すとしています。  
　ただ、これらは当時の宮中や伊勢神宮における祭祀に鑑みて、それを上古に投影したものと思はれ、いささかも飛躍がありさうです。  
  
　高天原の祭祀を地上に降ろすことを前提にしますが、すでにみましたやうに、高天原の神々の世界の治め方、祭祀のありやうの実体が分かりかねます。皇孫が地上に降りますと、国神の女（むすめ）あるいは、人間の女との間に子をつくることになりますが、のっけから、一夜の交はりでたちどころに国神の女が子を妊（はら）み、皇孫が疑義を抱き、それを証すために、炎の中で子を産むなどといふ波乱の幕開けとしております。  
　子が出来ますと、兄弟は喧嘩をします、家督を継ぐ者とさうでない者ができ、女（むすめ）となれば、嫁ぎ先を選ぶことになり、豪族達もそれによって複雑な動きを致します。  
　皇孫は「国譲り」の後に、地上の主者（きみたるもの）として降ろされたはずですが、奇怪なことに、天下を平定した国に降ろされてはいませんでした。如何なる国でもない高千穂の峯であり、「国譲り」の呈をなしておりません。磐余彦が東征をして磯城に入り、橿原に宮を設けるまでは、皇孫達は地上の主者ではありませんでした。  
　磐余彦（いはれひこ）の東征においては、その窮地を天照大神や高皇産霊神が救ふといふことが記されますが、それ以降には、所謂欠史八代とされる期間を通じて、鏡を天照大神として拜（いつ）く皇孫達の姿はみえません。婚姻政策を中心に、倭（奈良盆地）及びその周辺の豪族達をとりまとめ、大王家の地位を確立することに腐心したのでしょう。権力闘争あり、戦があり、修羅場をくぐり抜ける皇孫達です、鏡を天照大神の魂として拜き、稲作により民生を安定させるといふ姿が描かれることはありません。  
　天照大神のことが再び記されるのは　磯城に宮を設け、四道将軍により、全国平定の軍をおこし、初めて国を開いたとされる崇神天皇の時のことです。国が形を整へ四道に勢力を拡大するとなれば、天照大神は大王家の祖神であるのみならず、国の祖神として意識されることになるでしょう。  
　豪族にはそれぞれの祖神があり、その祖神が天照大神に対して如何なる位置にあるのかが重要となります。現実界における政治的な位置関係と神界における位置関係、これが意識されたことでしょう。国の平定が進むなかで、天照大神の放浪が始ります。  
  
　事の発端は、人口が激減する疫病の流行でした。これは令和の時代からすれば、半島との交流によりもたらされた新たな疫病によるものと思はれますが、「記」では、三輪の大物主神の「神の気（たたり）」によるとしており、しかるべき者によって祭祀されていないことが原因とあります。意富多多泥古（おほたたねこ；大田田根子）を探し出し、神主にすることで疫病は治ったとされています。しかし、人民が尽きるほどの疫病を引き起こす神の「たたり」の原因を、祭祀者がしかるべき者でないとするのは、首をかしげます。その程度のことに、さほどの最悪の事態をもたらす致命的な欠陥があるとは理解ができないからです。  
　「紀」では、疫病で人口が半減し、百姓が流離、或は背き、天皇は「神祇（あまつかみくにつかみ）に請罪（のみまつ）る」とあり、自らに如何なる罪ありやと問ふたやうです。その前に、天照大神と倭大国魂（やまとのおほくにたま）を天皇の大殿内に並祭したところ、二神の居心地が極めて悪くなり、天照大神を豊鍬入姫（とよすきいりひめ）命に託して、笠縫邑に祭ることになります。そして、日本（やまと）大国魂神を淳名城入姫（ぬなきいりひめ）命に託して祭ると、姫の髪が抜け瘠せ細り祭祀ができなくなったとしています。  
　天皇は、この事態は、朝（みかど）に善政（よきまつりごと）が無いためと命神亀（うら）へさせます。神明（かみ）が倭迹迹日百襲姫（やまとととびももそひめ）命に憑（かか）り、我（大物主神）を敬（ゐやま）ひ祭れと託宣し、天皇が祭祀をされますが効き目はなく、更に沐浴斎戒し、殿を清浄にして教を乞ひますと、夢に、大田田根子に我を祭らせれば、疫病はなくなり、海外の国も従ふであらうとお告げがあります。また、三人の夢にもお告げがあり、大田田根子を大物主大神の、市磯長尾市（いちしのながをち）を倭大国魂神の祭（いは）ふ主（かむぬし）とするなら、天下太平（あめのしたたひら）ぐであらうといふことでした。  
　倭大国魂を日本大国魂ともしておりますから、倭（奈良；都）の国神（くにつかみ）のみならず大八洲（全国土）の国神を兼ねるのでしょうか。三輪の大物主神は地祇（くにつかみ）の総帥であり、活玉依媛（いくたまよりひめ）との間にもうけたのが大田田根子でした。市磯長尾市は倭直（やまとのあたひ）の祖とされますので、それぞれの子孫がそれぞれの祖神を祭祀させることで平安が得られたとしております。  
　そのことで、大物主神と倭大国魂神は納得したやうですが、天照大神の心は安らかならず、豊鍬入姫命に託され、安住の地を求め続けることになります。  
　垂仁天皇の御世に、豊耜入姫命に代はり倭姫命（やまとひめのみこと）に天照大神を託すことになり、菟田、近江、美濃を廻り、伊勢に至り宮を構へたとしています。  
　ただ、「記」にはこの記述はありません。また、伊勢神宮の起源についてもほとんど触れておりません。天孫降臨のところで、手力男（たぢからを）神と天石門別（あめのいはとわけ）神を「五十鈴の宮に拜（いつ）き祭る」とあり、この時から五十鈴宮があったする見方がありますが、この文のみで、さう決めてよいか疑問があります。崇神天皇の時、豊鉏比売（とよすきひめ）について「伊勢の大神の宮を拝（いつ）き祭りたまひき」と記しており、この時にはすでに伊勢神宮があったとしています。  
　門外漢にしてみますと、穢（けが）れを忌（い）む天照大神ですから、現実政治にまみれる皇孫達に祭祀されてきたことに心穏やかではなかったと思はれます。崇神朝では、天皇は出雲の神宝を所望し、出雲の兄弟を争はせ兄の留守に弟に献上せしめ、怒った兄が弟を殺すことになります。三輪で皇孫を護持してきた大物主神の怒りが、爆発したと考えるほうが自然でしょう。さすがに天照大神もいたたまれず、天皇の殿からお出ましになられたのではないでしょうか。天皇も穢れのない天皇の女（むすめ）に天照大神の鏡を託す他なかったやうにみえます。  
  
　伊勢は、「紀」の垂仁天皇二十五年（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm#%E5%BB%BF%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）三月条によれば、天照大神が倭姫命に誨（をし）へた処とされています。五十鈴川の川上に祠（やしろ）を斎宮（いはひのみや）として立て、それを磯宮（いそみや）としています。「是の神風（かむかぜ）の伊勢国は、則ち常世（とこよ）の浪（なみ）の重浪帰（しきなみよ）する国なり。傍国（かたくに）の可怜（うま）し国なり。是（こ）の国に居（を）らむと欲（おも）ふ」とあります。  
　「やしろ」は屋代で、「や」は屋、殿、「み」は尊称で「みや」で神殿となります。「いはふ」の斎はよい結果を得られるように心身を浄めて仕へること、忌では、恭しく慎んで仕へること、斎宮を五十鈴川の川上に作り、磯宮としていますので、磯、岩場の宮となります。斎宮としていますから、清浄な処で穢れのない心と身体で祭祀さるべき宮であり、倭姫命もそこにおられたのでしょう。  
　ただ、一（ある）に云（いは）くで、「丁巳（ひのとのみ）の年の冬、十月（かむなづき）の甲子（きのえねのひ）を取りて、伊勢国の渡遇宮（わたらひのみや）に遷（うつ）しまつる」としております。天照大神の御魂を安住の地に遷すといふ文脈からすれば、渡遇宮は磯宮とも解釈され、その場合では時期の相違をいふととれます。垂仁天皇二十五年は丙辰年で、二十六年が丁巳年となりますので、一年の相違かと思はれますが、その年の十月には甲子日がなく、話しは複雑になっています。  
　何時の丁巳年かのみならず、渡遇宮を内宮、外宮、それが未分の時の宮とするかで説が分かれ、また、遷を宮の移動とし、どの宮を度会のどこに移したかの議論ともなり、門外漢には頭が混乱するばかりとなります（伊勢神宮成立史考　林一馬、[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsahj/28/0/28_75/_pdf/-char/en)）。  
　「記」においては、倭比売命は「伊勢の大神の宮を拜（いつ）き祭りたまひき」と記されるのみです。いつから宮があったかは不明のままです。「記」が伊勢の宮を軽くみるとは思はれ難く、その成立について記せない事情があったとも考へられています。新谷尚紀氏は、「記」の編纂に当って稗田阿礼が誦習した「旧辞」には崇神朝、垂仁朝における天照大神の伊勢への鎮座伝承は存在せず、「紀」の編纂時に付加されたと考へておられます（伊勢神宮の創祀―日本民俗学の古代王権論、[HP](https://iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I10277692-00)）。「旧辞」、「国記」、「帝記」が編纂された聖徳太子の推古朝では仏法僧の整備、寺の建立への関心が高く、伊勢神宮への関心は高くなかったのかもしれません。  
　伊勢がクローズアップされるのは、日本武尊が伊勢で倭姫命から草薙剱を賜った故事以降では、天武天皇の時のこととなります。大海人皇子の時に、東国に逃れるに際して伊勢の湯沐等の勢力の支援を得たこと、その時に「天照太神を望拜（伊勢遙拝）」されたこと、壬申の乱後に、用明天皇即位（586年）の九月の酢香手姫皇女（すかてひめのひめみこ）以来の斎王として、大来皇女（おほくのひめみこ）を伊勢に派遣され、伊勢神宮への崇敬が高まったことによるとされます。  
  
　倭姫命が天照大神の御杖となられてからの、足取りについては、所謂内宮の神官を務めてこられた荒木田氏が編纂された皇太神宮儀式帳（巻末本文）に記されております。  
　宇太（うだ）、淡海（あうみ）、美濃、伊勢の桑名、鈴鹿の川俣、安濃、完徃呰鹿（ししきあさか）、忍飯高（おしいいたか）、許母理（こもり）、志多備（したひ）、真久佐牟氣（まくさむけ）、草向（くさむけ）、百張蘇我（ももはりそが）、五百枝刺竹田（いほえさすたけた）、渡會（わたらい）、佐古久志呂（さこくしろ）宇治（五十鈴川川上）となっております（宮を置くのは、神田と神戸の寄進がセットです）。宇太、淡海、美濃、伊勢は、壬申の乱において大海人皇子を支援した地でもあります。  
　また、宇治土公等（うちのつちきみら）の遠祖（とほつおや）大田（をほた）命（猿田彦神の子孫）が五十鈴川上の地を「朝日の来り向ふ國、夕日の来り向ふ國、浪音（なみのおと）聞へざる国、風の音聞へざる国、弓矢鞆の音聞へざる国」として、御心にかなったとしています。  
　「紀」では、神風、常世がキーワードであり、神風の風は鳥であり、鳥は天神の使者、常世は海の彼方の不老不死の世界といふ天武朝の神仙風でした。朝日を迎へ、夕日を送るは中国天子の儀礼、海から離れ、強風を避け、戦（いくさ）のない平安の地（くに）が御心にかなったと訂正しているやうです。

天照坐皇太神宮と称し、五十鈴川から水を引いて田を作り、苗草を敷かず田蛭も居ない（清浄な）田を作り、天つ罪、国つ罪を祓い、中臣大鹿嶋の孫である天見通命を祢宜とした、としています。  
　「記紀」には記載がありませんが、雄略天皇二十二年（478年）に、天照大神の要請で、御饌都神（みけつかみ）等由氣大神（とゆけおほかみ）が丹波（たには）より度會の山田原へ招かれ、宮を造営し、天照大神の朝夕の御食に奉仕することになったとする記述が、渡會氏により編纂された「止由気太神宮儀式帳（一部巻末）、[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0214-20703&IMG_SIZE=1000%2C800&PROC_TYPE=null&SHOMEI=%E3%80%90%E6%AD%A2%E7%94%B1%E6%B0%97%E5%AE%AE%E5%84%80%E5%BC%8F%E5%B8%B3%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=5)」にあります。  
「『吾（あれ）高天原坐（たかまがはらにましまし）て見し眞岐（まき）賜し處に志都眞利（しづまり）坐（まし）ぬ。然（しかれども）吾（あれ）一所（ひとところ）に耳（のみ）坐（ませ）ば甚苦（いとくるしく）加以（しかのみならず）大御饌（おほみけ）も安不聞食坐（やすくきこしめさずてまします）。故に、丹波國比沼（たにはのくにのひぬ）の眞奈井（まなゐ）に坐す我が御饌都神（みけつかみ）等由氣大神（とゆけおほかみ）を、我許欲（あがりほりす）』と誨覺奉（をしへさとしまつりき）」  
　等由氣大神は、「記」では和久産巣日（わくむすひ）神の子、豊宇気毘売神（食物神）であり、和久産巣日神は火之迦具土（ひのかぐつち）神を生み亡くなった伊邪那美神の尿から生まれた生産の神とされます。そして、天孫降臨に際して共に降され、「こは外宮（とつみや）の度相（わたらひ）に坐す神ぞ」と記されています。  
　「丹波国風土記残欠」によれば、丹波は「天火明神たちが降臨した地」であり、「天孫降臨の時、豊宇気大神の教へに依り、天香語山命と天村雲命、当国の伊去奈子嶽に天降りき」とあります。昔、この地にやってきていた老齢の大己貴大神の女（むすめ）の天道日女（あめのみちひめ）命が豊宇気大神により五穀の種と蚕を授けられ、天道日女命が井戸（真名井）を掘り、水を引き稲作を始め、養蚕と機織りも教へたとしています。  
　「海部氏勘注系図」によれば、天香山命らが豊受大神を祭祀するに各地を遍歴し、真名井原に匏宮（よさのみや）を設けて祭祀し、崇神天皇の時、皇女・豊鋤入姫命が天照大神の御杖として笠縫邑から遷り来て、この宮で祭祀され、豊宇気大神が天照大神に大御饌を奉られたとしています。所謂籠神社の神職の海部氏の伝承です。  
　伊勢には海産物は豊富ですが、五穀や衣裳については物足りなさがあったといふことでしょうか。  
  
　皇女（斎王）には、神衣を織る役割がありますから、機殿が必要です。神衣や幣の糸のために、養蚕や麻の栽培に携はる民、製糸・織布・裁縫に携はる民も必要であり、それなりの機能を有する地と民と建物と官吏が用意されねばなりません。等由氣大神（豊受大神）の宮が造営される時には、丹波から祭式、建築や耕作や物品製造を行う集団も導入されたことでしょう。「丹波宿祢度会神主石部直等の系譜」によれば（[HP](http://wwr2.ucom.ne.jp/hetoyc15/keihu/amabe/amabe-k2.htm)）、「……天村雲命十世孫の大倉岐（おほくらき）命を志賀高穴穂朝（成務天皇）五年九月に丹波国造に定め賜ひ、其の孫小和志（こわし）直（あたひ）弟佐布古（さふこ）直二人あり。佐布古は誉田天皇御宇す海部（あまべ）となり、其の孫大佐々古（おほささこ）直は泊瀬朝倉朝（雄略天皇）二十二年に豊宇気大神を供奉して伊勢国度会の山田原に鎮座なし奉る外宮是なり。大佐々古の裔は度会神主なり。小和志直の後裔は丹波国造を世襲し八世の孫丹波直古米（こめ）は難波長柄朝（孝徳天皇）に天田郡大領に任じられ小山上となる。十一世丹波の直康頼（やすより）は天田郡に生れ医を学びて神に通ず……」とあります。度会氏には、伊勢の土着の磯部の民ではない集団の系譜もあるやうです。  
　また、その造営に際して、それに相応しい皇女の宮も建造されたと思はれますが、内宮、外宮、斎宮の分離の経緯や次期については諸説があり、門外漢にはお手上げです。

穢れなくして拜（いつ）くことを託された皇女ですが、不幸な事態も起こりました。「紀」の景行天皇二十年条に、「五百野皇女（いほののひめみこ）を遣（まだ）して、天照大神を祭（いはひまつ）らしむ」とあり、この皇女が倭姫命を次ぐことになりますが、この時に皇女に如何なる宮が儲けられていたかも不明です（後の倭姫命世紀では、宇治の機殿を礒宮（「紀」の意味とは異なる）とし倭姫命はここに居り、五百野皇女には多気宮を造ったとし、皇太神宮儀式帳とは異なる見解を示します）。磯宮は、当初は斎宮（いはひのみや）とあり、皇女により天照大神の祭祀が行はれる宮となります。後に斎宮（さいぐう）と訓じられる場合は、皇女の宮となります。  
　雄略天皇三年（459年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki30.htm#%E4%B8%89%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88)）に、伊勢大神の祠（まつり）に侍る皇女稚足姫（わかたらしひめ；別名𣑥幡姫たくはたひめ）を廬城部連（いほきべのむらじ）武彦（たけひこ）が身籠もらす事件が起こり、武彦の父が息子を殺し、皇女が鏡を抱えて五十鈴川の川上で自殺したとあります。ここでは祠は「やしろ（名詞）」ではなく「まつる（動詞）で用ゐられています。皇女は五十鈴川の川上に居られたと想定されているやうですが、別途に皇女の斎宮があったかについては不明です。  
　継体天皇元年（507年）三月癸酉条には、荳角皇女（ささげのひめみこ）が伊勢大神の祠（まつり）に侍るとあり、同様の居場所を想定しているのでしょう。  
　欽明天皇二年（541年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki37.htm#%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%B8%89%E6%9C%88)）に、伊勢大神に侍祀（つかへまつる）磐隈皇女（いはくまのひめみこ、別名夢皇女、いめのひめみこ）が皇子（みこ）茨城（うまらき）に姧（をか）されるといふ事件も記されています。  
　敏達天皇七年（578年）三月条では、菟道皇女（うぢのひめみこ）が伊勢大神の祠（まつり）に侍り、池辺皇子に姧され、任を解かれたとあります。  
　伊勢大神に侍祀（つかへまつる）皇女の兄弟は皇位継承者であり、皇女を姧すことは、その兄弟に対する不祥事ともなり、愛情問題のみならず、皇位継承に微妙な影響を引き起こすこともあったやうです。これが伊勢での出来事ではないとする見解もありますが、伊勢大神の祠（まつり）に侍るとなれば、伊勢神宮近辺とならざるを得ないでしょう。  
　いずれにしましても、皇女を姧すことは、天照大神にとっては忌むべき事件であったことでしょう。  
  
　倭姫命以降の伊勢の宮に関することは「記紀」では分かりません。皇太神宮儀式帳「初神郡り度會多氣飯野三箇郡の本記行㕝（事）（巻末本文）」によれば、多気の有尓（うに）郷鳥墓（とつか）村に神痔（かんだち、後の御厨）を置いて、神政を行なひ、必要な仕事をしていたとしています（置かれた当時には、多気、度会の区別はありませんでした）。痔は「たくはへる」「そなへる」と訓じ、説文には、「屋下に儲（たくは）へ置くなり」とあります。御厨（みくりや）は神饌 (しんせん) を調理する建物です。  
　神宮が軌道に乗れば、神田、神戸を拡大し、物資の保管や管理、運搬、都との往来などで、平野で海岸に近い交通の便のよい所に拠点を設ける必要があり、多氣有尓郷に神痔を造ったのでしょうか。  
　皇女は神宮と中央政権との要であり、交通の便のよい多気の神痔の近くに居られることが都合よいと思はれます。有尓鳥墓村は宇尓神社（延喜式神社の調査；[HP](http://engishiki.org/ise/bun/is080216-01.html)）の地（多気郡明和町蓑村字鳥墓）ですが、五十鈴川川上とは令和の時代でも徒歩で約３時間半、14ｋｍは離れており、歩道が整備されていない時代では供物の運搬は更に困難があったことでしょう、風雨や雪や暑気、往復を考へれば朝夕の奉仕は難業となります。  
　そして、孝徳天皇の時に、評（後の郡）を組織し、十郷（度会評）で度会の山田原に長（屯）倉を立て、新家連阿久多（あくた）を督領（かみ）、磯連（いそのむらじ）牟良（むら）を助督（すけ）として、また、十郷（多気評）で竹（多気）村に長倉を立て、麻続連広背（をみのむらじひろせ）を督領、磯部真夜手（いそべのまよて）を助督としてこれに当らせ、孝徳天皇の時に初めて、神痔司の中臣香積連須気（なかとみかつみのむらじすけ）を大神宮司\*としています。この人の時に、度会の山田原に御厨（みくりや）を造り、神痔の名を改めて御厨とし、大神宮司を称し、天智天皇の時に、小乙中の久米勝麻呂（くめかつまろ）に多気郡四郷（飯野評）を割（さ）いて飯野高宮村に長倉を立てさせ、公郡とし、神郡の度会、多気、飯野の三郡を大神宮に奉仕させたとしております。（\*大神宮司は、後には、内宮外宮、両宮の守護・宿衛を管掌し、恒例・臨時の大祭に斎王及び勅使に従い供奉し、禰宜・内人・物忌等の職掌を総統し、神宮財政を処理し、神郡・神戸の神税貢物を検収し、神郡内の司法・警察の権限を有すものとされています。また、『続日本紀』和銅四年(711年)三月条に、「伊勢国人磯部祖父、高志二人。賜姓渡相神主」とあり、磯部の二人が渡相神主の姓を得たとみています）。  
　伊勢神宮の神域を拡大して公郡としたのでしょう。そして各々の正副の管理者を定めたとみえます。正（かみ）は中央派遣、副（すけ）は磯連とあり、磯部であった地元の勢力でしょう。そして大神宮の管理を中臣氏が押へたことになります。  
　孝徳天皇の時とは、大化の改新（645年）に当り、中央集権制、公地公民の制度を導入しており、伊勢神宮の性格に大きな変化をもたらしたと思はれます。大王家の祖神の宮であるのみならず、国家の祖神の宮の性格を明確にします。  
　中央での統治も現実の政治を行ふ外庭（後の太政官）と神政を行ふ内庭（後の神祇官）に分かれ、それぞれ組織的に運用され、伊勢神宮の神政も中央の神祇官の長（神祇伯）の管轄となります。そして、中央の神祇伯が国家的祭祀の行事には中央から派遣されて祭主となり、神宮では大神宮司が宮の運営の責任者となる行政的なラインが敷かれたのでしょう。  
　中臣氏が神祇伯であるだけでは、伊勢神宮を統制できかねる時代になりますと、伊勢神宮における度会氏の勢力を押さへるために、内宮に荒木田氏を用ゐ、度会氏を外宮に留めたとされる説もあるやうです。そして、度会氏、荒木田氏の遠祖を中臣氏の遠祖の中に組み込むことが行はれたやうにみえます。  
　皇大神宮儀式帳を記した荒木田公成には、度会の御厨、多気の長倉、飯野の長倉、それぞれの役割が自明であったのでしょうが、令和の世では、説が定まりません。  
  
　第二次大戦後の研究では、伊勢神宮が内宮（五十鈴川川上）、外宮（宇治山田）、斎宮（多気明和）として整備されるのは、天武朝以降のことと考へられるやうになっています。伊勢には古来地元の勢力の太陽（日神）祭祀があり、倭政権の東方政策により、天照大神祭祀に切替へられ、それらの宮が当地に遷された、また、多気の御饌の神これが度会に遷されたなどの説ともなっております。大宝律令（701年）が定まる頃に、内宮、外宮、斎宮の制度も定まり、その形が定まったともみられるやうです（伊勢神宮成立史考　林一馬、[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsahj/28/0/28_75/_pdf/-char/en)）。  
　「紀」では朱鳥元年（686年）四月条に、「多紀皇女・山背姫王・石川夫人を伊勢神宮に遣す」とあり、「続記」に天武・持統朝を経た文武二年（698年）12月29日条に「多気大神宮を度会郡に遷す（続紀）」とあり、同年9月10日条に、「当耆の皇女を遣はして伊勢の斎宮に侍らしむ」、同三年8月8日条に、「南嶋の献物を伊勢大神宮及び諸社に奉らしむ」とあります。  
　つまり、朱鳥元年の伊勢神宮は現在の場所ではなく、多気にあった大神宮のことで、文武二年に度会に遷され伊勢神宮（内宮）になった、あるいは古来多気に存在した食物神が雄略朝で豊受大神に置き替へられ、この時に度会に遷され豊受神宮（外宮）になったとするやうな説です。  
　また、これを多気の滝原宮とする説もあります。「皇太神宮儀式帳」に、「滝原（たきはら）宮一院。伊勢志摩兩國に堺の大山の中（う）ち大神宮の以て西に相去ること九十二里に在り。天照大神の遙宮（たひみや；通称―とおのみや）と稱す」とあります。天照坐皇大御神御魂がご祭神であり、天照大神の和魂を瀧原宮が、荒魂を瀧原竝宮が祀るとされます。この宮の住所は度会郡となっていますが、後に度会郡に編入されたもので、元来は多気郡とされ、多気で公式に天照大神を祭祀できる唯一の宮ですから、その御魂が度会に戻された可能性はあるでしょう。なんらかの事態（白村江での敗戦以降唐の侵攻を恐れる、火災など）で、御魂を遷したと想定できなくはありませんが、そのやうな記述は見当たりません。  
　いずれも、「記紀」の記述を覆すことになりますから、これにも門外漢は戸惑います。  
　被統治民が統治者の神を祭祀することはあり得、統治者が被統治者の土着の神の宮に己の祖神を置くことも想定されますが、かくも穢れを忌む天照大神の鏡をそこに安置し、皇女以外の、被統治者を己の祖神を祭祀する正式の神官にするとは素人には想定し難いものがあります。  
　「皇太神宮儀式帳」からすれば、多気、度会、飯野は孝徳朝以前にはその区別のない状態であり、中央機構における何らかの変更にともなひ、各評に分離され、役割分担がなされたのでしょう。文武二年八月には、藤原の姓を不比等に継承させ、意美麻呂（をみまろ）を中臣姓に戻し、神祇伯、伊勢神宮の祭主としています。  
　多気は元来神痔が置かれ神政が行はれた地でした。雄略朝で豊受大神が丹波から招かれた時、御饌を用意するには神痔のある有尓（うに）が相応く、山田原でなかったのかもしれません。  
　しかし、神田、神戸がこの地域で拡大しますと、手狭な多気ではなく、孝徳朝に分離された度会に御厨を設け、大神宮司を置いており、神政もこの地に移されたのでしょう。  
　文武朝において、多気大神宮と大神宮が付されている以上、皇太神宮か豊受大神宮以外を想定することは困難です。また、「続記」からすれば、朱鳥元年以降文武二年まで天照大神が滝原宮に遷座されていたとする気配はありません。ならば、多気にあった皇女と豊受大神の宮が分離され、多気に残った皇女の宮が斎宮となり、豊受大神の宮が度会に遷されたと考へてみることができるかもしれませんが、証するものはありません。　　  
  
　大陸や半島との外交関係が生じ、「倭の五王」と称される時代に、半島に進出し「使持節、都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王」を宋政権に承認させるには、国家の体裁、その由来、祖を整へねばならず、また、推古朝において、随に対して「日出る国の天子」と称するには、天帝の子孫でなくばならず、馬子や聖徳太子等は「国記」や「帝記」を編纂し、正統性を文書化したのでしょう。  
　また、現実に、外交使節を迎へるには、都、宮廷、天子の宗廟の要素無くしては、天子を名乗るどころではありません。天子の宗廟に比すことのできるものは、大王家の伊勢神宮でしょうが、大夫も参列し代々の祖霊を祭祀する宗廟でもなく、都にあるものでもありません。　  
　国家的祭祀といふ中で、天照大神の祭祀が斎王によって為されるべきものと、神祇官により為されるべきものが分離されてゆくことになったやうです。

|  |
| --- |
| 参考までに 伊勢の祭主・大神宮司と中臣氏（[HP](https://kochi.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=2962&file_id=17&file_no=1&nc_session=t79osahds7hu7menm8nh048na6)）　安部眞司　高知医科大学紀要第十三号1997では次のやうにされています。 　未婚の王女が｢伊勢大神｣を「倭王の守護神」として奉侍する習慣は雄略天皇のころからであり、｢伊勢大神｣は滝原（三重県度会郡大宮町）で奉祀されていた。 　天武・持統朝を経た文武二年（698）12月29日に「多気大神宮を度会郡に遷す（続日本紀）」とされたときに、斎宮制も成立する。｢伊勢大神｣は、「倭王の守護神」から国家の祖神、王権の根源神となり、伊勢神宮と斎宮制が成立し、祭主や大神宮司といった職掌が必要とされていった。 　「大神宮式」の祭主の規定は、祭主を 一、神祇官における五位以上の中臣を任ずること。 二、初年度に稲束一万束が支給されること。 三、神宮の年中四度の使を勤めること。 四、神宮に出される神祇官符に祭主の署名が必要とされること、 をもった祭主職とし、元来は、伊勢神宮に派遣される臨時の役職とされる。 　この職掌は、文武天皇二年、藤原姓から中臣姓へ復帰を命ぜられ神祇官であった中臣意美麻呂（をみまろ）にみえるが、官職化されたのはその子の大中臣清麻呂の頃と推定されている。 　これは、斎宮制と内宮・外宮の二制が成立して以降の職掌であり、中臣氏は国家祖神を全体的に祭祀する祭主の職を勤めることを重視した、また中央で神祇伯祭主であるのみでは伊勢神宮を統率することが難しくなり、伊勢神宮大神宮司にも中臣氏が就くこととなった。  神宮起源伝承の検討　儀式帳以下の場合　伊勢神宮論の基礎考証　その7　林一馬　長崎総合科学大学紀要第30巻第2号　[HP](https://nias.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=459&item_no=1&attribute_id=18&file_no=1)　では、「多気大神宮を度会郡に遷す」を次のやうにされている。 　外宮は天照大神が、「吾、一所耳（に）坐せば甚だ苦し」と告げたことに始り、五十鈴宮の「外（と）つ宮」が設立されたもので、天照大神の御饌を調進し供奉する宮。 　多気大神とは、古くから伊勢地方で崇敬されていた「伊勢大神」で多気の土豪達により崇敬されていた神。度会郡に皇室の氏の神としての神宮（内宮）が創建されたことにともない、かつての「伊勢地方の大神」たる多気大神をその御饌神とした。伊勢地方の土豪達の服属儀礼である。伊勢神宮を国家的な神格として再整備する際に、多気大神を多気郡から度会郡に遷移せしめ、「度会の宮」としての外宮が成立した。そして、有力土豪である度会氏をその神職につかせた。 　その多気大神がトヨウケ神であり、出自を丹波国に求めたのは、貴種流離緣譚的な机上の創作であろう。 |

**物部氏が祭祀する神と鎮魂祭祀**　剣が重要な役割を果すのは、国譲りに際して、伊佐那の小浜に突き刺されたもの、及び、伊波礼比古が熊野で惑った時に天から下されたものです。  
　「記」では、天尾羽張神（あめのをはばりのかみ）の子建御雷神と天鳥船神が十掬剣（とつかのつるぎ）を突き立て国譲りを迫ります。十拳剣（とつかのつるぎ）とは、迦具土神（かぐつちのかみ；火神）を斬った剣であり、天之尾羽張（あめのをはばり）、別名を伊都之尾羽張（いつのをはばり）としています。大国主命の出雲の遺跡からは、銅矛・銅剣が出土しますが、鉄剣はありませんので、この時の十拳剣は銅製とみるべきでしょう。蛇を「はは」、蛇を斬るを「ははぎり」と云ひ、天羽羽斬剣（あめのははぎりのつるぎ）とは十拳剣の別名です。建御雷神は迦具土神を斬った剣の手許（てもと）から飛び散った血がついた石、赤くなった石から成ったとされますが、天尾羽張神（剣）の子となれば、建御雷神の魂は十拳剣に由来することになります。  
　蛇の体内にあった剣を、都牟刈（つむがり）の太刀、草薙（くさなぎ）の太刀としています。名前からすれば、摘み刈る、草を薙ぐことですから、輸入された鉄製の農具、鎌であった可能性がありますが、日本武尊の手に渡るものであり、太刀でなくばならなかったのでしょう。銅剣が鉄に当り欠けたといふなら頷けます。ただ、銅剣にせよ鉄剣にせよ、我が国で造られたものと想定されているのでしょうが、神代とするならば、無理があります。  
　「紀」の本文では、経津主神（ふつぬしのかみ）と武甕槌神（たけみかづちのかみ）が五十田狭（いたさ）の小汀（をはま）に十握剣を突き立てます。一書第一では、武甕槌神と経津主神の順、第二では、本文と同順としています。「記」では、建御雷神の亦の名を建布都神としますが、「紀」では、一書第六において、十握剣の刃から垂れた血が石となり、生まれたのが経津主神の祖（おや）、鐔（つみは；つば）から垂れた血が石となり生まれたのが武甕槌神の祖、あるいは武甕槌神、と両神を別神としています。  
　出雲への派遣に際しては、「紀」の本文では、経津主神を磐筒男と磐筒女の子とし、武甕槌神を稜威雄走神―甕速日神―熯速日神の子とし、経津主神を主とし武甕槌神を配（そ）へたとしています。  
　古語拾遺では、経津主神を磐筒女の子で当時の下総国の香取神、武甕槌神を甕速日神の子、当時の常陸国の鹿嶋神としました。  
  
　この二神を分離することは、物部氏、中臣氏にとっては重要なことでした。それは、磐余彦尊（伊波礼毘古命；神武天皇）東征の熊野で軍の力が萎えた時のことです。「記」によれば、高倉下（たかくらじ）が夢に、天照大神と高木神が建御雷神に救助を要請しますと、建御雷神は、自分が行かずとも、この太刀を降ろし、天神の御子（伊波礼毘古命）に献れ、と云ひ、目覚めるとその太刀があったとしています。  
　その刀の名を、佐士布都神、甕布都神、布都魂（ふつのみたま）とし、この刀は石上神宮に坐す、と注しています。「紀」の本文では、この剣を「韴霊（ふつのみたま）」としています。  
　先代旧事本紀（以下、「旧事紀」）、天孫本紀によれば、饒速日尊（にぎはやひのみこと）が降臨するに際して、物部造等の祖天津麻良（あまつまら）、天物部二十五部等が兵杖を帯びて天降りして仕へたと記し、饒速日尊の子、宇摩志麻治命（うましまぢのみこと）は鵄邑で、長髄彦（ながすねひこ）から離れ、軍を率いて磐余彦尊に従ひ、目覚ましい軍功を挙げたことにより、磐余彦尊が韴霊を宇摩志麻治命に授けたとします。宇摩志麻治命は、磐余彦尊が橿原の宮で即位されますと、饒速日尊の授かった天璽（あまつしるし）の瑞宝（みつたから）を献（たてまつ）り、神楯を竪（た）てて斎（ものいみ）し、五十櫛（いつくし）と謂ひ、亦は今木（いまき）と云ひ、布都主剣に判繞（さしめぐ）らして、大神（神剣）を殿内（みやのうち）に奉斎（ものいみ）し、天璽瑞宝を蔵して、天皇のために鎮め祭ったとします。  
　旧事紀は物部氏の伝承であり、物部氏の祖、饒速日尊は天璽瑞宝十種を授けられ降臨し、その子宇摩志麻治命は韴霊を授かり、天璽瑞宝を奉納して、天皇皇后の御魂を鎮め祭る鎮魂(たまふり)の祭祀を行ったと記しておりますが、このことは、「記紀」にはとりあげられておりません。  
　崇神天皇の世に、大臣であった伊香色雄命（いかがしこをのみこと ）が、天社(あまつやしろ)・国社(くにつやしろ)を定めるに当り、布都大神(ふつのおおかみ)の社を、大倭国山辺郡石上邑に遷して建て、天の祖神が饒速日尊に授けられた天璽瑞宝も、同じく共に収めて、石上大神(いそのかみのおほがみ)としたとあります。物部氏伝来の御魂を鎮め祭る鎮魂祭祀は公式採用とならず、物部氏に差し戻されたやうです。  
　出雲の大国主神の「国譲り」神話に基づく「出雲国造神賀詞（[HP](http://www.7key.jp/data/thought/shintou/norito/izumonokuni.html))」が公式であり、皇孫が安らけく平らけく国を知（し）らされることを祈るものですが、出雲臣果安（はたやす）の時（716年）に、国造が神宝を擎（ささげ）、これを奏上する栄誉を得ております。つまり、出雲の神宝と鎮魂が物部氏のものに勝ったことになります。  
　宇摩志麻治命は韴霊、布都大神、経津主神を祭祀し、天皇と皇后の御魂を鎮め祭る鎮魂(たまふり)の祭祀を行う詔を得て、尚、食国(をすくに)の政事を行う大夫（大臣）をも務めたともあり、この儀式の元祖は物部の祖にありとしており、無念さすら感じさせます。物部氏は、石上大神（天璽瑞宝と韴霊）を祭祀しているのですから、経津主神と武甕槌神は別であり、経津主神が武甕槌神の上位に置かれるべきとします。　  
  
　さて、物部守屋と中臣勝海の連携は、蘇我氏を中心とする仏教の導入とそれを阻止する神道勢力の結集とされております。幕末における、開国派と尊皇攘夷派、仏から軍事支援を受ける幕府と薩長を支援する英のごときもので、半島に於ける百済と新羅と高句麗の動向、任那の復興に関はる政策、先進地域の進んだ文物、技術の輸入の利権にからむ対立が根底にありました。劣勢に陥った百済は、文物や僧、技術者を提供することで、倭の軍事援助を求めました。蘇我氏がそこにつけこみ、百済一辺倒となり、それらを独占することへの反発がありました。  
　敏達天皇六年（577年）十一月条に、「百濟国の王、還使（かへるつかひ）大別王（おほわけのきみ）等に付けて、経論（きやうろん）若干卷（そこばく）、幷（あはせ）て律師（りつし）・禅師（ぜんし）・比丘尼（びくに）・呪禁師（じゆこむのはかせ）・造仏工（ほとけつくるたくみ）・造寺工（てらつくるたくみ）、六人を献る。遂に難波の大別王の寺に安置（はべ）らしむ」としています。  
　経典や僧のみならず、寺院のノーハウ、建設の技術者まで送り込ませております。それを蘇我氏に易々と実現させてなるものかと、反仏をスローガンにしたのでしょう。また、呪禁師を導入は、「古語拾遺」で大己貴神と少彦名神が広めたとされる「人と家畜の病を治療する方法、鳥獣・昆虫の災いを払う禁厭法（まじなひやむるのり）」や古来の呪詛の伝統を継承する者には脅威となったでしょう。  
　「咒禁師 (ずごんのし) の性格　-仏教渡来時の日本的実態とそのとらえかた- 岩佐貫三、[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/ibk1952/18/1/18_1_337/_pdf/-char/ja)」によれば、  
「呪禁師の性格には二通りある。一はメディシンマン (Medicine-man)即ち治療呪術者としてのそれであり、二はシャーマン(shaman) 幻術者乃至祈濤者としての性格である」、「呪禁博士は呪禁師・呪禁士の助けを得て呪禁生に呪禁術を教える。邪魅がもとで厲（えやみ）が流行することをのぞき、これを鎮めることを掌つたという」、「そしてこれに二つの流派があり、一は方術道から出た道禁であり、他は仏教と共に伝えられた釈氏のつたえた禁呪であると説明されている。呪禁道が古代中国にあっては病邪を退散せしめるために一種の治療法として用いられたことは言う迄もない。例えば輩血を断ち、身を清め、特定の場所で行うという存思、禺歩、営目、掌決、手印といった呪禁を行っている」とされます。  
　咒禁は仏教的といふより、道教の要素が強く、修験道にも導入されることになりますが、当時としては仏教の霊験あらたかなる進んだ術として、皇室への導入が計られたのでしょう。  
　更に重大な影響は、仏像でした。人間の形をした仏（ほとけ）の像（みかた）を拝すことは、仏教にも無かったのですが、アレクサンダー大王以降のガンダーラでのギリシアの神々の彫像に影響を受けて作成されるやうになったとされます。仏像あるいは仏舎利を拝する行為は、岩や木や山そのものを拝し、榊に玉や幣を結び、神を降ろす神籬（ひもろぎ）としてきた我が国の民にも影響を及ぼしたことでしょう。鏡を天照大神として拝（いつ）くとするスタイルもさやうな影響を受けてのことであったかもしれません。  
  
　仏教のみならず、儒教や道教の文物が渡来人や留学僧によりもたらされ、為政者がそれを採り入れるやうになれば、旧来のものを守旧するといへども、影響を受けて変容をはじめます。  
　推古天皇十三年（605年、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki42.htm#%E5%8D%81%E4%B8%89%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88)）に天皇の発願で、皇太子、大臣及諸王、諸臣が銅の丈六の仏像と刺繍による丈六の仏画の二体を造ることに同意したとしています。元興寺縁起　丈六光（背）銘によれば、「高麗大興王、方（まさ）に大倭に睦（むつび）て、三寳を尊重し、遙に隨喜を以て、黄金三百廿兩、大福を助成」すとあり、高句麗との外交でも大きな役割を果していたやうです。  
　聖徳太子は「三経義疏」(「勝鬘経義疏」「『維摩経義疏』「法華義疏」)を著したとされ、太子の師であった高句麗の僧、慧慈（ゑじ）は「法華義疏」を本国に持ち帰りこれを広め、当時の国際交流にも資するところが大きかったとされるやうです。王勇教授は、『東アジアにおける「三経義疏」の流伝』において、「聖徳太子の著作とされる『三経義疏』は、中国南朝仏教の研究成果を基礎とし、朝鮮学僧の協力を得て完成された。そのうち、『法華義疏』と『勝鬘経義疏』は、ブックロードによって海外に輸出されている。唐僧明空はこの『勝鬘経義疏』を読み、その大義をまとめ、注釈を施した『勝鬘経義疏私鈔』を著わしているが、これは唐代中日書籍交流における一つの大きな成果となっている。このような漢字を媒介とした書物の広域伝播と相互影響は、シルクロードには見られない光景である」としておられます。  
　太子により定められた十七条の憲法の一に、「和を以て貴と為す」とあるのは、仏と神に分断された勢力の和を求められたのでしょう。二に、三宝を敬ひとあり、実質的にはこれを一義とされ、三に、君を天・臣を地とし、四に、礼を本としとあり、儒教的な国政運営を求め、以下十七に至るに、道理に従ひ、独断を避け、過失を疑ひ、多くと論ずことを薦めています。しかし、天照大神について語られることはありません。

　随との外交が視野にあり、対外的にも理解可能な文言が用ゐられたのでしょう。これは、後に、中臣鎌足が辿る道筋の源泉とみることもできるでしょう。

　ところで、インドの精緻な仏や菩薩の論に、我が国の神々は太刀打ちできません。天地開闢より生成発展をする神々の系譜を描き出すことが課題となったのでしょう。日祀部では、縄文時代から伝はる伝承を拾ひ上げて、渡来する新たな知識に照らし、独自の神話を紡ぎ出すことが試みられていたのかもしれません。  
　さやうな状況のなかで、蘇我馬子や聖徳太子により「帝紀」「国記」の編纂が行はれた以上、討伐された物部氏の祖に関する伝承は、採り入れるに制限があったことでしょう。物部氏の子孫が先代旧事本紀を編纂したのは、その復権を試みたやうにみえます。  
　また、蘇我氏が滅ぶ時に、蘇我蝦夷により「帝紀」「国記」は焼かれ、大部分が失はれ、正史が乱れることになりましたが、口伝として残るものであり、後世への影響力はおおきかったことでしょう。

**中臣氏が祭祀する神と春日祭祝詞**  
　中臣氏が本来祭祀する祖神は天児屋命（天児屋根命）なのですが、その子孫であった中臣勝海が物部守屋と共に討たれたために、その後には、武甕槌神を祖として祭祀をする東国系の中臣氏を立てることになります。鎌足により、中臣氏の名誉は挽回されるのですが、彼は神祇の官に就くことを固辞し、三島では寺を建立すらしております。おそらくは、聖徳太子の十七条の憲法の目指す方向で動き、藤原の姓を得たごとく、国政運営に意を用ゐました。  
　鎌足により中臣氏は突出しますが、その子達の時代になりますと、出雲国造神賀詞や物部氏の鎮魂の祭祀のごとき、天皇や皇后の安寧を祈念する祭祀をなす機能のないことに引け目を感じていたのでしょう。物部氏の石上神社の伝承に匹敵する神社、それを有すことを試みたものが、春日大社の建立ではなかったでしょうか。  
　春日祭祝詞（[HP](http://www.7key.jp/data/thought/shintou/norito/kasuga.html)）では、鹿嶋に坐（ま）す健御賀豆智命（たけみかづちのみこと）、香取に坐す伊波比主命（いはひぬしのみこと；経津主命）、枚岡に坐す天之子八根命（あめのこやねのみこと）、比賣神（ひめがみ）が神宝を貢（たてまつ）り、天皇が平らけく安らけく国を知らすことを祈り称へます。延喜式祝詞の第二に記されており、藤原氏の当時の勢いそのものがみられます。  
　「記紀」によれば、中臣氏の遠祖は天児屋命なのですが、春日大社の第一は武甕槌神となっています。武甕槌神でなければならない理由があったのでしょう。春日神社の「古社紀（1234年、鎌倉前期）」によれば、武甕槌神は常陸国から、鹿に乗り、三笠山の地に来られたやうです。  
　「常陸国の御住処より、三笠山の間に移り、鹿を以て御馬と為し、柿の木枝を以て鞭と為し、御出で、先ず、神護景雲元年丁未（767年）六月廿一日に、伊賀国名張郡の夏身郷に来着。一（ある）瀬河に沐浴御坐之（ゆあみまします）間、鞭を以て験（しるし）と為し、件（くだん）の河辺に立て給（たま）へば、則ち樹と成り生ひ付きぬ。其より同国の薦生山に立ち渡り坐す。数月居御（あそば）す。其の時、時風（ときふう）・秀行（ひでつら）等に、焼栗各一 つ給ひ宣りて云はく、汝等の子孫に至る迄、断絶无く、我に仕ふ可し。其の栗を殖えば必ず生ひ付く可し。仍ち仰せに随ひて殖う。即ち生ひ付けり。之より始めて中臣殖栗連（なかとみうゑくりのむらじ）と白（まう）す。同年十二月七日に、大和国城上郡の安倍山に御座。同二年戌申正月九日に、同国添上郡の三笠山に御跡御す」とあります。  
　神代（かみよ）のことではなく、767年、歴史の時代です。そこに、武甕槌神が鹿に乗ってお出ましになるのですから、令和の時代の人間の頭は混乱いたします。天平神護二年（768年）十月には海龍王寺で仏舎利が出現したとし、道鏡が法王となり、称徳天皇と道鏡による統治が始った時代でもありますが・・・  
  
　つまり、常陸より武甕槌神に従ひ、名張で、その託宣により栗を植え、中臣殖栗連となった時風と秀行が武甕槌神を畿内で祭祀したのが始りとなります。延喜式神名帳の『大和国城上郡　殖栗神社』は、それとは同定されていませんが、時風神社、辰市神社と同じく、この伝承を反映して建立されたものと思はれます。  
　ただ、春日神社を建立したのは彼等ではないでしょう。春日大社（戸原；[HP](http://www.y-tohara.com/nara-kasugataisha.html)）によれば、三笠山（御蓋山）には、古く遣唐使が航海の安全を祈り、参拝した祠があり（養老元年（七一七）二月壬申朔》○二月壬申朔。遣唐使が蓋山の南に神祇を祠る；続日本紀；[HP](http://www.kikuchi2.com/jodai/shokuall.html)）、その社に関する歌が万葉集に残されており、「東大寺山堺四志図（天平勝宝八年【756年】）」に、「東大寺大仏殿の東南方、御蓋山（みかさやま）の西側の現春日大社鎮座地とおぼしき処に、三方を樹木に囲まれて『神地』との表示があり」と記されており、かねてから祭祀処があったやうです。山の形が蓋（かさ）のやうであり、元来、山そのものがご神体だったのでしょう。  
　「延喜式神名帳」に「大和国添上郡　春日神社　鍬靱」とみられ、鍬（くわ）と靱（ゆぎ；矢を入れる筒の容器）が幣帛（へいはく）であり、農業、防御に秀でていた族の神だったのでしょうか？新撰姓氏録に「左京皇別　大春日朝臣　孝昭天皇皇子・天帯国押人命より出る也」とあり、和爾氏の族で添上郡春日野に進出したものが春日臣とされ、彼等が在地神を祭祀したものとみられているやうです。  
　当時は、春日臣ではなく、「天の原ふりさけ見れば春日なる 三笠の山に出（い）でし月かも」と歌った遣唐使安倍仲麿（698～770年）の安部氏が祭祀していたとする説もあるやうです。  
　在地神とは春日地主神であり、榎本神社の榎本明神のこととされます。「神祇志料（『大日本史』のうち〈神祇志〉の編纂準備のため記された研究書；1873年）」には、「春日神社、今春日神垣森の東にあり、春日地主神といふ。所謂榎本社則ち是なり。按ずるに、天平勝宝八歳東大寺図、御蓋山の下に神地と云へる処あり。当時未だ（春日）四神祭らず。然らば所謂神地則ち本社なる事明けし」とあります。  
　称徳天皇は、神護景雲二年(768年) 正月に、藤原永手（714-771年）を右大臣にし、十月に道鏡を法王、永手を左大臣としており、春日野に藤原氏が進出し、藤原氏の春日大社となったと考へられているやうですが、以前には、榎本明神が祭祀されておりました。  
　古社記によれば、榎本神社の榎本明神が、三笠山と武甕槌神の安部山とを交換した、といふ伝承になっています（明神は仏教側からみた名。神、仏の知慧の光明と神の威徳から明神となるとする説もあり、神仏習合に基づいており、日本後紀‐弘仁五年（814年）九月戊子「幣を明神に奉る。豊稔に報るなり」が初見とされます。因みに、鹿革の袈裟の不空羂索観音が武甕槌神の本地仏とされます）。  
　安部山に移った榎本明神は参詣者が減少し、三笠山に戻ることを要請し、後に春日大社の摂社となったとされます。春日の地は水源でもあり、風水からしても重要な地であり、藤原氏にとってはどうしても手に入れたい地であったのでしょう。  
  
　これらを考へ合はせるなら、武甕槌神を祭祀する常陸国鹿嶋神宮の中臣氏の神官であらう時風と秀行が、当初は、殖栗神社として武甕槌神を祭祀したことになります。安部山から武甕槌神が三笠山に移るには、社伝には「称徳天皇の勅命により」とあり、おそらくは、当時権勢のあった藤原永手の力添へにより勅命を得て、それが具体化したのでしょうが、藤原氏の誰が宮の建造を主導したかは記されておりません。  
　神護景雲二年に、春日神を祭祀していた地に、武甕槌神、斎主命（いはひのうしのみこと）、後に、天児屋根・比賣神を祭祀し、春日祭祝詞を奏上する道が開けたとみることができるでしょう。  
　「鏡」と「玉」に次ぐものは、「剣」であり、国譲りの際の十握剣、熊野における布都魂、韴霊、その剣の主である武甕槌神と経津主神を組み込む事により、皇室の安寧を寿ぐ春日齋祝詞を構成することができたのでしょう。

|  |
| --- |
| 余談ですが、仏教の如意（意の如くになる）に蘇我馬子は魅せられたのですが、仏教が及ぼした「人は生まれ変る」つまり、前世と来世があるといふ考へ、それが神仏習合に至ることをみておきたく思ひます。 　推古天皇二十一年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki42.htm#%E5%BB%BF%E4%B8%80%E5%B9%B4%E5%86%AC%E5%8D%81%E4%B8%80%E6%9C%88)）に、聖徳太子が片岡で死んだ飢者を真人だと語り、墓を開くと骨はなく衣が畳んであったとする故事があります。あの飢者は、実は、達磨大師の生まれ変はりとし、それが片岡山達磨寺の由来とされています。 　聖徳太子伝暦によれば、救世菩薩が間人穴太部（はしひとあなほべ）皇女の口から入り生まれたのが厩戸皇子であり、十二歳の太子を見た日羅といふ僧が救世觀世音大菩薩と敬礼したとしています。また、四十七歳の時に、太子が妃に、自分は今まで中国の衝山で法華経を学び修行を重ね、五度生まれ変わり、東海に仏法を伝播するためにここに生まれ出た、今が六回目で、いよいよ七回目を迎へようとしていると語り、妃が涙を流したともあります。  　次に、称徳天皇の時代の道鏡の事件と宇佐八幡宮を見てみましょう。神護景雲三年(769年)、物部氏の一族で、中臣習宜氏の阿曾麻呂が大宰主神（大宰府の神祇総長）を務めていた際に、道鏡が皇位に即位すれば、天下が太平になるといふ宇佐の八幡神の託宣があったと、称徳天皇に上奏をする事件が起こっています。 　道鏡は物部弓削守屋大連系の弓削氏の出身であり、法相宗に弟子入し、サンスクリット語を学び、禅にも通じ、宮中仏殿の禅師となります。また、密教にも通じ、孝謙上皇（後の称徳天皇）の病を、密教の秘法の占星術とされる「宿曜秘法(すくようひほう)」で治癒したことで、取り立てられます。そして、天平宝字八年（764年）に太政大臣の藤原仲麻呂が乱を起こし討たれたときに、道鏡が太政大臣禅師につき、翌年には法王となり、仏教に基づく政治を進言することになります。 　淳仁天皇や藤原氏は、これに反対をしており、この神託事件は、この状況を打開すべく、阿曾麻呂が放った矢にみえます。これを確かめるために、天皇が和気清麻呂を宇佐八幡宮に派遣しますと、大神の託宣は、「開闢以来、臣が君となることはない、即位するのは天皇の血筋のみであり、無道の者を除け」といふものであり、清麻呂がそう報告しますと、清麻呂は道鏡により左遷をされます。 「始め大宰主神の習宜阿曾麻呂、旨を希（こ）ひ、方に道鏡に媚（こ）び事（つか）へ、因りて八幡神の教と矯（いつ）はりて言ふ。『道鏡をして皇位に即かしめば、天下は太平ならむ』と。道鏡は之を聞きて、深く喜び自負す。天皇は清麻呂を床下に召し、勅して曰はく、『昨夜夢に、八幡神の使の来りて云く、大神が事を奏せしめんと為し、尼法均（和気広虫；清麻呂の姉）を請ふ。汝（いまし）清麻呂相ひ代はりて往きて彼の神命を聴くべし』と。発すに臨みて、道鏡は清麻呂に語りて曰く、『大神の使者を請ふ所以は、蓋し我が即位の事を告げむと為さむ。因りて重募す（重く取り立てる）に官爵を以てせむ』と。清麻呂は行きて神宮に詣（まか）る。大神の詫宣して曰はく、『我が国家の開闢以来、君臣定まりぬ。臣を以て君と為すは、未だ之れ有らず。天（あめ）の日嗣は必ず皇緒（天皇の血筋）を立つ。無道の人、早く掃（は）き除（のぞ）くべし』と。清麻呂来帰す。奏すこと神の教の如し。是に、道鏡は大きに怒り、清麻呂の本の官を解く。出して因幡の員外介（国司の次官）と為す。未だ任所に之（ゆ）かずして、尋（つ）いで詔有り。除名して大隅に配す。其の姉法均は還俗して備後に配す（続紀、神護景雲三年九月二十五日条）」とあります。 　結果的には、阿曾麻呂は罷免され、道鏡の即位はなくなるのですが、当時の八幡神に対する関心の高さが知られます。伊勢大神は蚊帳の外の状態でした。宇佐八幡宮の由来をみれば、春日神社に武甕槌神が鹿に乗り来訪されてきたことも不思議ではなくなるかもしれません。 宇佐八幡宮が注目されたのは、養老四年（720年）二月の隼人の叛乱に際して、八幡神に祈祷したところ「我行きて（敵を）降伏せしむべし」と託宣があり、兵士が神体の御験（みしるし）である薦枕（こもまくら）を神輿としてかつぎ進軍し平定した（薦神社；[HP](http://www.kyushu-jinja.com/ohita/komo-jinja/)）とあり、天平十二年（740年）、太宰府に赴任していた藤原広嗣の乱に際しても崇敬を集め、朝廷の守護神とみなされたやうです。 　また、天平十九年（747年）大仏建立に際しては、「われ天神地祇を率ゐ、必ず成し奉る。銅の湯を水となし、わが身を草木に交えて障(さわ)ることなくなさん」との託宣があり、同二十年、金が不足した際には、「金はこの国土から出ず唐に使を遣はすことなかれ」との託宣があり、翌年、陸奥から金が出ます。宇佐は新羅系渡来人により金属加工技術が持ち込まれた地でもあり、大仏製作のための技術者達も派遣しております。 　天平勝宝元年（749年）、十二月十八日に八幡神が、入京されますと、梨原宮に造られた新殿を神宮として、僧四十人による悔過（懺悔）の行が七日間行はれ、御神体を清められ（「続紀」）、二十七日の大仏開眼法要では、『東大寺縁起』によれば、開眼法要のため聖武太上天皇・孝謙天皇が大仏殿に入御された後、続いて八幡神も入御になり、そのとき、「神明霊威」により内裏に「天下太平」の文字が出現したとあります。 　「続紀」では、さやうな現象には触れず、「八幡大神の祢宜尼・大神朝臣杜女（その輿は紫色、天皇の輿と同じ）が東大寺を拝した」とあり、祢宜尼すら厚遇されました。八幡大神の託宣には、絶大なるものがあったと思はれます。 　聖武天皇の意向であったのでしょう、神様が仏様に参詣された印象を与へますが、盧舎那仏は天照大神でもありますから、神様も元来は仏様だったといふことが如実に示された開眼法要となりました。  　ところでこの八幡大神は応神天皇であり、釈迦如来の生まれ変はりであると云ひます（阿弥陀如来、弥勒菩薩と諸説あり）。宇佐の祭祀氏族には、地元の宇佐氏、渡来系の辛嶋氏、中央の三輪系の大神氏があり、宇佐神宮の由緒記によれば、大神氏寄りの見解が採用されてされているやうです。 　「菱形池の泉の湧く処に、鍛冶の翁や八つの頭を持つ龍が現れ、この姿を見た者は忽ち病気になったり死んだりした。この神の祟りを収めようとして、大神比義なる老人が3年余り断食して修行すると、欽明天皇32年（571）2月初卯の日、泉の傍らの笹の葉の上に光り輝く3歳の童子が顕れ、『吾は誉田の天皇・広幡の八幡麻呂なり』と告げ、忽ち黄金の鷹となって駅館川東岸の松の木の上に留まったという。 　この鷹の留まったところに、和銅元年（708）鷹居社をつくり八幡さまを祀り、のち霊亀2年（716）小山田の地に移られ、ここに小山田社を造営、神亀2年（725）に現在の社地・亀山（菱形山とも小椋山ともいう）に移られて一之御殿八幡大神が鎮座されたのが、宇佐神宮の創立である」とあります。 　これは「八幡宇佐宮御託宣集（以下託宣集）、示現年表、山口大学、[HP](http://petit.lib.yamaguchi-u.ac.jp/G0000006y2j2/metadata/2014010119)」から構成されておりますが、後世の神仏習合思想がかなり早い時点から組み込まれており、門外漢には複雑で、誤解が避けられそうにないものです。宇佐宮の神宮寺の社僧の神吽（しんうん）が、正応三年（1290年）～正和二年（1313年）にかけて編纂したものです。平氏に加担し、源氏による焼き討ちを受けて荒廃した宇佐宮を八幡信仰の根源である託宣を編纂し、復興をなす試みでした。託宣の神通力がありながら、焼き討ちを予測できなかったやうですが、八幡神は武士の崇敬をうけることになります。 　大神氏の伝承は、「菱形池の辺り小椋山の麓に一身八頭という奇異な姿をした鍛冶の翁が顕れ、人が行く毎に、五人行けば三人を、十人行けば五人を殺した。大神比義が出向いたら梢の上に金色の鷹がいた。比義が祈って『誰が成り変りしか』と問うと、金色の鳩となって比義の袂の上に飛び来たった。 　神の変化と知った比義が三年間五穀を絶って籠居修行し、欽明天皇32年(571年)2月10日、弊を献げて『もし神ならば我が前に顕れてほしい』と願ったら、三歳の童子が竹の葉の上に現れ、『辛国の城（村）に始めて八流の幡を天降して、吾は日本の神となれり。釈迦如来の化身にして、一切衆生を度せむと念じて、神道と現れる也。 　吾は是れ日本人皇第十六代誉田天皇（応神天皇）広幡八幡麻呂也と告げた（**大神清麻呂解状<弘仁六年-815年-12月10日>）**」とあります。釈迦如来の化身でありながら、鍛冶の翁で殺傷をする姿には面食らいます。大仏に参詣するに悔過が必要だったのでしょうが、鳥になり、童子となり、衆生を極楽に渡らせるとあり、現実世界では殺傷を避けてとおることができなかった天皇達にとっては、それでも民を救う事ができると納得せしめられる存在であったのかもしれません。 　これは、同託宣集では、大神氏より先に編纂されていた辛嶋氏の伝承の鷹を金色の鳩、辛嶋勝乙目を大神比義、崇峻天皇三年（590）を欽明天皇三十二年（571）に訂正した形になっており、そこでは、釈迦如来には言及がありません。「大御神は欽明天皇の御世（539--71）、宇佐郡辛国宇豆高嶋（宇佐市・稲積山406mに比定）に天降り、大和・紀伊・吉備を経て宇佐郡馬城嶺（御許山）に再顕現し、その後ふたたび、現乙咩社・現泉社・現郡瀬社を経て現鷹居社の地に移った。 　この時、大御神は鷹と化生して現れ、五人行けば三人殺し、十人行けば五人を殺したので、辛嶋勝乙目が崇峻天皇3年（590）から３年間五穀を絶って祈祷したところ御心が和らいだので、鷹居社を建て、辛嶋勝乙目が祝となり、辛嶋勝意布売が禰宜となって齋き祀った（辛嶋家主解状<弘仁五年-814年-2月23日>）」とあります。 　託宣集では、八幡神は、隼人を殺傷したことを懺悔し、その罪を償ふため出家し、霜露に打たれて修業をされ、放生会（ほうじょうえ）を行う事になりますが、護国のためであれば殺傷もやむを得ぬとする立場を堅持されたやうです（八幡宇佐宮御託宣集』における「幽玄」の論理、村田真一；[HP](http://echo-lab.ddo.jp/Libraries/%E4%BD%9B%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%A6/%E4%BD%9B%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2/%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E7%B4%80%E8%A6%81/%E4%BD%9B%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%B8%E5%A4%A7%E5%AD%B8%E9%99%A2%E7%B4%80%E8%A6%81%2033%E5%8F%B7(20050301)%20049%E6%9D%91%E7%94%B0%E7%9C%9F%E4%B8%80%E3%80%8C%E3%80%8E%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%AE%87%E4%BD%90%E5%AE%AE%E5%BE%A1%E8%A8%97%E5%AE%A3%E9%9B%86%E3%80%8F%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E3%80%8C%E5%B9%BD%E7%8E%84%E3%80%8D%E3%81%AE%E8%AB%96%E7%90%86%EF%BC%9A%E8%A8%97%E5%AE%A3%E3%81%A8%E6%9C%AC%E5%9C%B0%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%90%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%80%8D.pdf)）。 　辛嶋氏は、同託宣集の豊前国風土記・逸文、田河郡　鹿春郷条に、「昔は、新羅國の神、自ら度り到來し、此の河原に住む。便に即ち、名づけて鹿春神（辛国息長大姫大目命、忍骨命、豊比咩）と曰く。又、郷の北に峯有り。頂に沼有り、周り卅六歩許（ばかり）。黄楊樹（つげ、仏像材）が生え、兼ねて龍骨（不老不死の仙薬）有り。第二の峯に銅并びに黄楊、龍骨等有り。第三の峯に龍骨有り」とあり、辛（から）は韓（から）であり、新羅の神を祭祀し、鍛冶、仙薬に通じ、おそらくは霊力により、病気や災厄の原因を探り、除去するやうな術も有していたのでしょう。鹿春は香春とも表記され、彼等は豊前香春を経由し宇佐に来た渡来人でした。  　宇佐（莬狭）は磐余彦尊（神武天皇）が東征の際に迎えた莬狭津彦の子孫の地であり、御許山（おもとやま；大元山）に降りたとされる比売（ひめ）大神を祭祀していました。農業神でもあり卑弥呼のやうな所謂巫女（シャーマン）女王ともみられますが、辛島氏の鹿春神の託宣受容能力を取り込もうとしたやうです。宮の由緒記では、倭政権との関連からでしょう、比売大神を天照大神が素戔嗚尊の太刀から為した三姫神（所謂宗像三神）としています。「旧事記」、天神本紀では、三十二人の防衛の一人、宇佐国造の祖、天三降（あめのみくだり）命としています（第二御殿では比売神、宗像三姫神として祭祀されている）。 　顯宗天皇三年（487年）条で、壱岐や対馬の卜占が倭政権により導入されたごとく、どちらが先行していたのか分かりませんが、宇佐においても辛嶋氏の託宣受容能力を取り込んだのでしょう。「紀」に、気息足姫尊の得た託宣の審神者（さには）として中臣烏賊津使主（なかとみのいかつのおみ）が挿入され、別名は、雷大臣命であり、壱岐直真根子の父とされていました。「記」には記載のないもので、中臣氏が、なんとしても、その能力があったことを、ここに押し込みたかったやうにみえます。 　宇佐国造氏は磐井の叛乱（527年）で、磐井氏に組し、結局、山奥に蟄居させられ影響力を失ひます。その空白を埋めたのは物部氏と辛嶋氏で、両者の関係は、雄略天皇の病に、物部氏が豊国の奇巫（きふ、辛嶋氏のシャーマン）を宮中に参内させ、代々天皇の治病にあたらせたことから知られるやうです。 　上記辛島氏の伝承では、仏像が拝されるやうになり、仏教への関心が高まった欽明天皇の世に、大御神が宇佐に降り、大和・紀伊・吉備を経て、崇峻天皇三年に再び「鷹」となって宇佐に降りたやうです。辛嶋勝乙目が祝（はふり）となり、辛嶋勝意布売が禰宜となり祭祀し、同五年（592年）に辛国の神の宮柱を立てることになります。 　話しがややこしくなりますが、宇佐における物部氏の影響力拡大を懸念した蘇我氏が、敏達十二年（583年）頃に三輪系の大神比義を宇佐に送り込んだとの説があります（宇佐八幡は何故天皇家の祖廟か、安部和也；[HP](http://bud.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/bs01403.pdf?file_id=121)）。大神氏解状では欽明天皇32年のこととしており合致しません。また、大神氏は中央の応神信仰を持ち込んだともされています。応神信仰は九州から東上し旧勢力を平定した神功皇后、その子で河内に巨大王墓を築造した河内王朝の祖である応神天皇を崇敬するものです。辛国息長大姫大目命は息長足姫（神功皇后）、忍骨命は天忍穂耳尊、豊比咩は比売大神とみられ、融合が図られていたやうにみえます。 　中央で蘇我氏が物部氏を討ったことで、大神氏が力を得たのでしょう、辛島氏の伝承を「鍛冶の翁」が顕れ「金の鳩」と化し、童子となり天から八流れの幡を降したのを大神比義が八幡神、釈迦如来の化身した応神天皇であるとし、それは欽明天皇三十二年（571年）のことと訂正したやうです。ただ、欽明天皇末に、釈迦如来→応神天皇といふ習合思想が成立しているとするのは飛躍があり、後の付加とみられます。  　八幡神については、最初の宮を鷹居社で和銅元年(708年)としていますから、辛島氏の伝承の鷹を神として祭祀したことに始っているのでしょう。紀の国、有馬村条に、「土俗、此の神（伊奘冉尊）の魂を祭るには、花に時には亦花を以て祭る。又鼓吹幡旗を用て、歌ひ舞ひて祭る」、常陸国風土記補缺に、黒坂命の葬儀で、「葬具儀（はふりのよそひ）、赤旗靑幡（あかはたあをはた）、交雑（ましはり）飄仄（ひるかへ）り、雲の如く飛ひ虹の如く張りて、野を瑩（てら）し路を耀（かかや）かす」とあり、我が国では、折口信夫によれば、「汚（きたな）き心なき由を、白幡立て、神を招（を）ぎ下した場所で誓ふと言ふ、古い信仰形式のかたわれ」といふもあり、鷹居社でも幡が用ひられ、龍ともみなされ、一身八頭の鍛冶の翁、八頭の龍、八流の幡、八幡の神となったやうです。 　八幡神の誕生には、法蓮といふ僧が関係しているとされます。彼は「続記」によれば、大宝3年(703年)9月25日条で、法蓮に「毉術を褒めて豊前国に野40町を施す」とあり、毉は祈祷で病を癒やす術であり、養老5年(721年)6月3日条では、毉術により民を救ったとして「彼の3等の親族に宇佐君の姓（かばね）」を賜り、磐井の乱以降不遇であった宇佐氏を再興した形ともなっています。 　彼は、彦山修験伝法血脈の三世、彦山霊仙寺三世の座主でもあり、彦山は後に南岳を俗躰権現＝釈迦如来→伊弉諾尊）、北岳を法躰権現＝阿弥陀如来→天忍穂耳尊、中岳を女躰権現＝千手観音→伊弉冉尊とする修験場となっており、仏教公伝（538年）前に北魏からの渡来僧、善正が開山したと伝へられています。権現とは仏や菩薩が日本の神となって現れることで、さういふ考へ方が導入された山でした。 　建保元年(1214年)に編纂されたとされる「彦山流記」を要約すれば、彦山権現がマガダ国より如意宝珠を彦山般若窟に納めたものを160年後の法蓮が得ようとして修業していると、彼に奉仕する翁があり、宝珠を与へることを約します。修業により法蓮は宝珠を得、彦山上宮と宇佐の八幡宮に詣でると、八面山の坂中でかの翁と会ひますが、翁には宝珠を渡さなかったものですから、翁が盗み、争ひとなります。その翁が八幡神と名乗り、法蓮の爲に寺を造り別当とするといふことで、八幡神が宝珠を得たとしております（僧法蓮 | ALIS、[HP](https://alis.to/starai/articles/3bNnBkbvNqQo)）。 　応神天皇←釈迦如来、比売大神←阿弥陀如来、息長足姫←観音菩薩のやうな関係が導入されたとみられるやうです。大仏開眼に至る宇佐の貢献に対して、朝廷が宇佐宮を官幣とし、祭神に一品、二品を授けるに際して八幡神を同定する必要があり、護国霊験威力神通大菩薩、国を護り、その霊験に威力があり、神に通じる大菩薩として評価を受けることになります。当時にあっては、伊勢神宮がかすむ勢いをみせたやうです。 　法蓮が野40町といふ広大な土地を得たのですが、それが宇佐神宮の財政基盤になったのみならず、養老律令で寺田・神田は租税が免除となり、武家が寺社に寄進することで祖を免れる魁（さきがけ）ともなり、武家の八幡信仰を促したともみられるやうです（前掲HP）。  　大化の改新以来、伊勢神宮の天照大神は天皇家の祖神のみならず、国家の祖神となったのですが、諸豪族や民とは遠いものであったと思はれます。これに反して大仏は天皇家のみならず、護国、万民の仏であり、八幡神は如来あるいは菩薩でもあり、諸豪族や民により近い神仏となったやうです。 |

**物部氏と中臣氏**  
　「記」では、神武天皇の子、神八井命を常道（ひたち）仲（なか）国造の祖としています。また、崇神天皇の子、豊木入日命を上毛野、下毛野の祖とし、大毘古命を高志道に、その子建沼河別（たけぬなかはわけ）命を東方の十二道に遣はし、二人は相津（会津）まで平定したとしています。  
　また、伊迦賀色許男（いかがしこを）に天八十平瓮（あめのやそひらか）を作り、天神地祇の社を定めさせた、ともしています。  
　「紀」では、干支を記入しており、干支は60年周期の積み重ねで、直線的な年代設定でありませんが、西暦にすると神武即位が紀元前660年となります。その時は、中国では唐を去ること千三百年以上も遠い過去の春秋時代、斉の桓公が覇者となった頃のことです。その時に神八井命が東国に出向くことは、「紀」の知識人としても、流石に想定し難く、東国進出を崇神天皇の時としたのでしょう。  
　ただ、大彦命や武淳川別を派遣したのを崇神天皇10年（BC88年）9月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#%E5%8D%81%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E4%B8%83%E6%9C%88)）、豊城命が上毛野君、下毛野君の始祖となったのを同48年（BC50年）4月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#%E5%8D%85%E5%8D%81%E5%85%AB%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）に記しており、紀元前1世紀の我が国では、環濠集落での生活の時代、国の萌芽の時代であり、想定はできかねます。  
　この年代設定であれば、「記」の神八井命の常道（常陸）との関連を記すことは荒唐無稽となりますが、大国主命の出雲が高志（越）や諏訪に勢力を伸ばしていたこと、神武の政権は卑弥呼の政権以降のことですから、干支の年代を無視すれば、十分にその可能性はあります。  
　常陸国風土記では、崇神天皇（美麻貴天皇）の時に、比奈良珠命が派遣され平定をし、新治国造の祖となったとしています。「古老（ふるおきな）の曰く、昔、美麻貴（みまき）天皇馭宇之世、東夷の荒賊を平討爲（す）。俗に云く。阿良夫流爾斯母乃（あらふるにしもの）。新治國造の祖を遣す、名を比奈良珠命（ひならすのみこと）と曰く（新治郡条）」とあります。ただ、総記では、毘那良珠命（ひならすのみこと）としておりますが、倭武天皇（日本武尊）のために井戸を掘ったとしており、時代が合致せず、決めかねます。ただ、風土記としては、逸文（仙覺萬葉集。註釈に引く所）によれば、（日本武尊の以前に）、黒坂命が陸奥の蝦夷を征討し、日髙見国に至り亡くなったと記しており、すでに東国の平定は為されおり、日本武尊は、倭武天皇として巡幸されている設定となっております。　  
  
　崇神天皇の時に、将軍を派遣して四道を平定したことがあってこそ、八十万（やそよろづ）の諸神を、天社（あまつやしろ）・国社（くにつやしろ）に分け、神地（かむどころ）・神戸（かむべ）を定めることができたことになります。  
　この時代の平定とは、その地の祭祀権を掌握することになりますから、その地の祭祀を残したとしても、その上位に自らの祭祀を置き、神職等それを実施に移す集団が送り込まれることになるでしょう。  
　伊香色雄（いかがしこを）を神班物者（かみのものあかつひと）にすることを卜すと吉（よし）となり、物部の八十平瓮を以て祭神之物（かみまつりもの）となさしめたともあります。  
　物部氏は、令和の言葉で云ふなら、祭祀土器を大量供給して、祭祀供物を奉納する利権を有したことになります。物部といふ「部」を動員して、土器を造らせ、供物を管理し、各地にその供給を行ひ、勢力を拡大することができたのでしょう。伊香色雄の姉は伊香色謎命（いかがしこめのみこと）であり、彼女は孝元天皇の妃、開化天皇の皇后、崇神天皇の母でしたので、この事業を行ふに、極めて優位な立場にあったと思はれます。  
  
　大物主神を大田田根子に祭祀させることで、疫病が収束するといふ故事の大田田根子を「紀」は茅淳県（ちぬのあがた）の陶邑（すゑのむら）から得たとしています。「すゑ」とは須恵器を指し、茅淳県は泉北丘陵に分布する陶邑窯跡群にあたり、陶邑はその発祥の地です。  
　丘陵地の傾斜を利用して、窖窯（あながま）と呼ばれる地下式・半地下式の登り窯を用ゐ、1100度以上の高温で焼くことで、須恵器は従来の土器に比べ薄く堅い製品となりました。神に献上する供物を盛り付ける土器として珍重されたのでしょう。祭祀用具や貴人の副葬品として利用されるのみならず、生活用具にも普及してゆけば、その利権は極めて大きくなります。茅淳県とは、茅淳の地を政権が県（あがた；直轄地）として、組み込んだことを意味します。  
　中臣氏も物部氏から高温高熱の利用を学ぶことができたのでしょう。「続紀」によれば、文武天皇三年（699年）十二月条に、中臣意美麻呂の鋳銭司長官への就任、天平宝字二年(758年)八月二五日条に、藤原仲麻呂に鋳銭を聴（ゆる）したこと、同六年に、近江国浅井、高島二郡の鉄穴各一処を賜ふた（刀剣製造可能）ことを記しており、藤原氏が金属の高温処理技術をなす集団を抱へていたことを示すものです。中臣鎌子、鎌足の鎌からもそのことが知られるさうです（藤原−中臣氏の出自と実態　奥田尚　[HP](https://www.i-repository.net/contents/outemon/ir/201/201971108.pdf)）。  
  
　「記」では、崇神天皇の世に、天下太平、人民が富栄したので男女に調（みつぎ）を貢納させたとしています。「田部を定む」ともあり、「紀」では垂仁天皇二十六年条に、「屯倉を来目邑に興つ」としています。崇神天皇の世に、天社・国社、神田・神戸を定めるとは、支配した地、あるいは地方の豪族から貢納された地で、その民を用ゐて耕作をさせ、収穫物を管理させる仕組みが普及していたことを物語ります。  
　稻の耕作は一筋縄ではありません。田を耕し（陸稲もあり水田とは限りませんが）、水を引き、種を発芽させ苗を育て、田植え等々季節にしたがった農作業があり、その技術や、その時を知ること、また、飢饉で民の種が枯渇した時の対応などが必要となります。田の神を迎へたり、作柄を占ったり、収穫祭などの作法もあったことでしょう。中央の技術や様式が一番優れているのが通例ですから、地方に伝授、伝播してゆくことになります。  
　神祇においても同様であり、地方の神職に、共通の祝詞や祭式、祭具や供物等を伝授、流通させることになります。神班物者と神官はセットです、具体的な経緯は分りませんが、結果からみるに、物部氏は中臣氏と連携しておりました。  
　神官の代表は、元来は忌部でしょう。「いむ」とはタブーを守り、身を清め慎み、穢れを祓ひ清めること（字統）とされますから、忌部がその専属の部となります。天の岩戸の故事から類推しますと、古くは、祭祀場の整備と称辞（たたへごと）を忌部氏が主導し、卜占及び罪を祓う太詔戸言祷（ふとのりとごとほ）ぐのが中臣氏の立場とみえます。  
　忌部氏は出雲系であり、阿波、讃岐、紀伊、伊勢、筑紫などに勢力があり、かつては、宮の齋蔵を管理する立場にあり、物部氏としては、忌部氏とは役割が重なっており、また、河内、伊勢、伊豆に勢力のある中臣氏とは連携がとりやすく、与しやすかったのかもしれません。  
　

**河内の中臣氏**  
　河内の中臣氏は、河内の枚岡神社（[HP](http://www.hiraoka-jinja.org/history/index.html)）に、天児屋根大神、比売大神を祭祀しておりました。天児屋根命は皇孫の降臨に従ひ高千穂に降り、祭祀に従事され、その孫の天種子命（あめのたねこのみこと）が磐余彦（神武天皇）の東征に従ったとします。  
　社伝に、「創祀は、初代天皇の神武天皇が大和の地で即位される3年前と伝えられています。神武御東征の砌、神武天皇の勅命を奉じて、天種子命(あめのたねこのみこと)が平国(くにむけ)（国土平定）を祈願するため天児屋根命・比売御神の二神を、霊地神津嶽(かみつだけ)に一大磐境を設け祀られたのが枚岡神社の創祀とされています」とあります。  
　藤原公定（1049-1099年）撰の尊卑分脈系譜（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/991583)）では、天児屋根尊―天押雲命―天多禰伎命（あめのたねきのみこと；天種子命）とされ、「たね」は稲種、「き」は尖った葉先であり、稻の苗木を連想させます。  
　「紀」によれば、東征にでた磐余彦の一行は、筑紫の菟狹（宇佐）で菟狹津彦・菟狹津媛の歓待を受けます。その菟狹津媛を、磐余彦が侍臣の天種子命の妻に娶せたとしています。古語拾遺には、「天種子命をして、天罪（あまつつみ）・国罪（くにつつみ）の事を解除（はら）へしむ」とあり、神武即位の時には彼が、罪や穢れを払ふ祝詞、後の延喜式の大祓詞（[HP](http://nagasaki-jinjacho.or.jp/shinpaishi/shinpaishi_2.html)）のごときものを奏上していたのでしょう。  
　比売大神は諸説がありますが、枚岡神社では天児屋根命の后神としておられます。すでにみたやうに、神護景雲二年には、天児屋根大神、比売大神は、春日の地で祭祀されることになります。  
　枚岡（平岡）神社は、当初「神津嶽」にあり、古来、神の降りる嶽として祭祀されていた地とみられています。その処が平らであったことから平岡とされ、平岡はそれを祭祀する族の名称ともなったやうです。新撰姓氏録（[HP](http://kitagawa.la.coocan.jp/data/shoji02.html)）では、「河内国、平岡連、津速魂命十四世孫鯛身臣（たいみのおみ）の後なり」とありますが、天種子命がその族を取り込み、河内の中臣氏の一派に組込み、その祭祀に当らせたとするのでしょう。中臣氏族概観（[HP](http://wwr2.ucom.ne.jp/hetoyc15/keihu/sizokugairan/nakatomig.htm)）」では、「平岡連（録・河内。平岡、水走、鳥居－河内国枚岡社祠官、称藤原姓）」としておられます。  
　河内の中臣氏は、大王家の屯倉の経営、農耕儀礼に携はるに、地の利があったのでしょう。所謂倭の五王とされる時代には、倭は半島に進出し、宋に「使持節（地方の軍政を掌る官）、都督（軍事長官）倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王」を叙せしめることになりますので、それだけの国力が蓄へられていたのでしょう。欽明朝には、屯倉も拡大しており管理する方法が工夫されていたでしょうし、物資の運搬や倉庫、船の建造、港の整備などが行はれ、わけても四国側の瀬戸内航路を掌握し、百済との交易により、新たな方式や技術、南朝経由の仏教を導入する蘇我氏が力をつけてゆきます。  
　その欽明朝に疫病が起こりますが、物部大連尾輿（もののべのおほむらじをこし）と中臣連鎌子（なかとみのむらじかまこ）が蕃神（あたしくにのかみ；仏）を拝することによると、仏像を投げ捨てることを主張しました（十三年十月条；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki37.htm#%E5%8D%81%E4%B8%89%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88)）。敏達天皇の時にも疫病が起こり、物部弓削守屋大連（もののべのゆげのもりやのおほむらじ）と中臣勝海大夫（なかとみのかつみのまへつきみ）が仏像と仏殿を焼いております（十四年三月条；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki39.htm#%E5%8D%81%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）。弓削は、河内国若江都弓削の地、中臣勝海は、河内国河内郡、枚岡神社の地を本拠としたやうです。大和川流域、河内湖の交易の拠点でもあり、蘇我氏とは交易の利を競ふ立場にありました。  
　  
　「群書類従5系譜部伝部官職部[HP](https://books.google.co.jp/books?id=2OilOjHZfI8C&pg=RA3-PA82&lpg=RA3-PA82&dq=%E9%83%BD%E5%A4%AB%E7%BE%85%E5%8F%A4%E5%A8%98%E8%85%B9&source=bl&ots=RJqIo0lUZx&sig=ACfU3U2Qpc-qh6VFA6aaeiJ3qr9WiN1sMg&hl=ja&sa=X&ved=2ahUKEwiGhpCB3_vrAhXOG6YKHekEDSIQ6AEwAXoECAMQAQ#v=onepage&q=%E9%83%BD%E5%A4%AB%E7%BE%85%E5%8F%A4%E5%A8%98%E8%85%B9&f=false)」に所収されている大中臣本系帳（天平宝字五年「761年」の詔で提出された中臣氏系図に、大中臣安則等が修正を加へ延喜六年「906年」に提出したもの）によれば、黒田大連公―常磐大連公―可多野祐（かたのさ）大連公とあり、常磐の時に中臣連の姓（かばね）を賜ったとしています。  
「黒田大連公は二男を生む。中臣常磐大連公 [氏上。一に云く、常歯大連、鹽屋牟漏連の女（むすめ）都夫羅古の娘の腹] 右大連始めて中臣連姓を賜はる。磯城嶋宮御宇天國押開廣庭天皇（欽明）の代。特に令誉（ほまれ）を蒙る。恪勤（まじめ）なる供奉者。今案ずに、苦節して匪躬の（我が身を顧みない）忠、当時右に出る者無し。次、中臣伊禮波連 [同産　一に云く、阿禮波連] 」とあります。  
　ところが、驚いたことに、勝海は公式の中臣氏の系図には記されておりません。「紀」においても、「勝海」ではなく「磐余（いはれ）」とする伝承も採録しております。  
　「或本に云く、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、倶に佛の法を滅さむと謀りて、寺塔を燒き、幷せて佛像を棄てむとす。馬子宿禰、諍ひて從はず」とあります。  
　通例、中臣勝海は黒田大連の二人の子の一人で、もう一人を常磐（ときは）とします。黒田大連は紀国の鹽屋牟漏連（しほやむろのむらじ）の女（むすめ）都夫羅古（つふらこ）を娶り、常磐と伊禮波（いれは、又は、阿禮波）を産むとしており、磐余は伊禮波に当り、勝海に相当するとされますが、定まっておりません。尊卑分脈では、黒田大連―常磐大連のみで、勝海も磐余も記されておりません。常磐の注には、「本系に曰く、始にして而して中臣連姓を賜る、本は卜部なり」とあり、それ以前は卜部の人であったことになります。  
　鹽屋牟漏連は葛城襲津彦（かつらぎそつひこ）の子孫であり、紀国は武内宿禰（たけしうちのすくね）の地ですから名門の血が入っており、常磐は常陸と磐城をかねた東国風の名ではありますが、畿内（河内の可能性）で誕生した人とみるほうが自然でしょう。欽明天皇の御世、人一倍の実直さが評価され中臣連の姓を賜ったとありますから、その同時代、あるいは先代となる勝海や鎌子（鎌大夫）、それ以前の人々にも中臣が付されているのは、後世の付加となります。  
　また、「中臣氏本系帳」によれば、常磐の妻は物部尋来津橘首（ひろきつたちばなのおびと）の女（むすめ）の宇那古娘（うなこのいらつめ）とされ、物部尋来津橘首は「尋津（広津）物部」を率ゐ、「警察・刑獄の職掌に従事し、主に尋来津において港津と船舶の管理や人・物の流通の監視を担当した集団と推定される（纏向学研究センター紀要第5号：[HP](http://www.makimukugaku.jp/pdf/kiyou-5.pdf)）とあり、尋来津は守屋が一旦引き下がった河内の別荘、渡来人が多い交通の要衝の「阿都（渋川郡跡部）（[書紀巻21](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki40.htm#%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88)）」に近く、常磐も物部氏とは親戚の関係にありました。  
  
　蘇我氏と厩戸皇子（聖徳太子）により、守屋と勝海は討伐されたのですが、蘇我馬子は二人を分断しており、また、中臣氏も多様になっており、馬子に従ふ集団もあったことでしょう。  
　そして、中臣氏がすべて鎌足同様、反蘇我氏であったわけではありませんでした。  
　上宮聖德太子傳補闕記では、山背大兄を討つに加わった中臣鹽屋枚夫（しをやのひらふ）がいます。彼は、中臣氏の系図には現れません。中臣とは云へ鹽屋に近く、物部系でありますが、蘇我氏寄りの人物とみられます。  
　中臣宮地（みやどころ）連烏磨呂（をまろ）「宮地は和泉国の宮処とされるやうです」は、推古天皇十六年四月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki42.htm#%E5%8D%81%E5%85%AD%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88)）に、隋の裴世清を難波で接待し、同二十年に、蘇我堅塩媛の改葬に際して、蘇我馬子の代理として、誄（しのびごと）しております。  
　同三十一年之歳条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki43.htm#%E5%8D%85%E4%B8%80%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E4%B8%83%E6%9C%88)）では、新羅を討つに、「大德境部臣雄摩侶、小德中臣連国を以て大将軍とす」とあり、小德中臣連国（くに）は中臣国子とみられ、彼は祭官ですから、戦の祭祀面を担当したのでしょう。  
  
　河内の中臣氏は神祇や儀礼のことのみならず、屯倉でのさまざまな業務に始まり、行政にも組み込まれていたのでしょう。一方、他所からの中臣氏も政権に参与し、警護、軍事、外交においても役割を果しております。尊卑分脈の系譜に不記載の人々も多く、中臣氏といっても主家から外れるものは省かれたやうです。  
　尊卑分脈系譜では、鎌大夫（鎌子）－黒田大連―常磐大連―可多野祐大連と続き、その三子が御食子（みけこ）卿、国子（くにこ）大連、糠手子（ぬかてこ）大連公の中臣三門となっているのみです。勝海も磐余も、二人の子孫にも言及が無く、系譜が絶たれており、よほど記載することが不都合だったのでしょう。  
　謂はば、当時においては、仏の法力に天神・国神が破れたやうなものであり、勝海の呪詛も効き目がなく、天児屋根命の祝詞もありがたみが失せたことでしょう。

|  |
| --- |
| 余談 物部氏と蘇我氏の争いは、仏教の導入に関するものですが、その経緯をみておきたく思います。 　倭の五王と称された時には、倭王権は半島に進出し、宋政権より「使持節、都督倭、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王」を任じられる勢いがありました。しかし、半島では、仏教や漢人の律令の制度や文化、技術を取り込み、国力を増強し、高句麗が百済を脅かす存在となり、継体天皇の頃には、武寧王の百済は、高句麗と靺鞨に備へるため倭政権との宥和を図り、五経（詩経、書経、礼経、易経、春秋経）博士を派遣しています。兵部を設置し、官位制度を整へた新羅も南下し、任那を脅かし、救援軍を派遣すると、新羅は九州の磐井（527年磐井の反乱）と結び、その背後を突くなど、倭政権の任那における軍事プレゼンスは低下してゆきました。 　高句麗と新羅の圧迫は、百済にとって由々しきもので、聖明王は、欽明天皇十三年（552年）十月に、釈迦仏の金銅像、幡蓋、経論若干を贈り、倭の軍事支援を求めてきました。仏法は周公や孔子ですら知り得ないもので、会得すれば思ひのままに願ひがかなう妙法であり、天竺から三韓を経て更に東に流布されるべきものであると云ひます。 　天皇がだうしたものかと下問しますと、蘇我稲目は、西方の国々ではすべてが敬ひ従ひ、我が国のみが背くのはいかがなものかと答へ、物部大連尾輿、中臣連鎌子は異国の神を拝めば国神が怒るでしょうと答へております。天皇は稲目に試しに拝ませることといたします。稲目が伽藍を作り仏像を拝むのですが、しばらくたつと、疫病が起こり、民が変死します。天皇は、尾輿と鎌子の言を容れて、仏像を難波の掘江に棄て伽藍を焼いてしまいます。 　このことで援軍は沙汰止みとなりますが、その間に新羅が漢城に入り、同十四年（553年）正月に百済は援軍を要請します。政権は、続いて医博士、易博士、暦博士等の交代や卜書、暦本、種々の藥物の送付を要求しており、文化の吸収を図っていたやうです。五月に、河内の茅渟（ちぬ）海に轟音がして光が放たれ、調べてみると光輝く樟木（くすのき）があり、天皇はこれで仏像二体を造らせています。 　同15年十二月に聖明王は、新羅に攻め込んだ子の餘昌を救援しますが、命を落とします。同23年（562年）に新羅が任那の官家（倭朝廷直轄）を滅ぼします。一説に、21年に加羅国、安羅国、斯二岐国、多羅国、卒麻国、古嵯国、子他国、散半下国、乞飡国、稔禮国、合せて十国を滅ぼすともあります。 　この間に吉備や備前に屯倉が設けられ、稲目は徴税を知る漢人、韓人、高句麗人系の田部を導入し、百済系で徴税に明るい田令を用ゐ、田部の丁、農耕で働く人夫の年齢や父子関係を整理し、戸籍を定め、税量を定める手法を実験しております。稲目は仏像、疫病による失地回復を図るべく、生産と流通、海運による兵や物資の輸送、使節の往来を管理し、天皇家との姻戚関係を築き、力を蓄へていったやうです。 　半島では中国の陳や梁、南北両朝と外交関係を結んだ新羅が、高句麗や百済を圧迫する情勢となり、高句麗から度々使節が来訪することともなります。また、政権が要請したのでしょう、敏達天皇六年（577年）には、百済は経論若干卷、律師・禅師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人を派遣しています。 　この時に日祀部（ひのまつりべ）、私部（きさいちべ）が設置されております。仏像、仏教を導入する蘇我氏に対抗する物部氏は対馬と関係を深め、対馬のアマテル神（天照御魂）祭祀を天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊として流布させます。日祀部は各地の日神祭祀に政権の日神祭祀を広めしむものでもあったのでしょう。私部は物部守屋が蘇我稲目の女（むすめ）敏達天皇の皇后、豊御食炊屋姫に献上した交野の地と民ですが、蘇我氏の女（むすめ）としてではなく、皇后の部として提供するといふ一線を画した部でした。 　敏達天皇十三年（584年）蘇我馬子は、奇策といふべきか、11歳の高麗の尼僧惠便(ゑべん：善信尼)を探し求め師とし、屋敷の東に仏殿を築き、石の弥勒菩薩像を安置し、その弟子の二尼僧共々礼拝させます。そこに僧侶達を招き、献上された仏舎利を金床に置いて鉄鎚で叩きますと、仏舎利はそのままで金床と鉄鎚が砕けます。仏舎利を水中に入れ、浮かべと思うと浮かび、沈めと思うと沈みました。この如意（思いのまま）は、当時の人にとってはなんとも魅力があったのでしょう、山幸彦が潮盈珠（しおみつたま）と潮乾珠（しおふるたま）を手にしたやうなものです。馬子達は仏法を深く信じ、修業を怠らず、石川にも仏殿を立て、ここに仏法が始ったとしております。 　十四年二月に、馬子は大野丘に塔を立て、柱の頭に舎利を納め、食事会を催しますが、病を得ます。卜占しますと、稲目が祭り堀江に棄てられた仏神の祟りであり、その仏神を祭祀せよとのことであり、馬子が石仏を礼拝するのですが、これまた、再び疫病で民が死にます。 　三月に、物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫とは、仏法を興したことが原因とし、天皇はこれを受けて、仏神（仏といふ神と理解していたやうです）を断てとの詔を発します。守屋は、塔を倒して焼き、仏像、仏殿に火をかけ、残る仏像を堀江に棄てます。三人の尼僧も人の集る処で尻や肩を鞭打たれることとなりました。 　ところが今度は、天皇と守屋が、俄に瘡を患ひ、古来の神々、亡天皇を祭祀し、難を祓はんとしますが、疫病は止むどころか、この瘡を患ふ者達が、身を焼かれ、打たれ、砕かれるように痛む、と泣き叫び死んでゆきます。人々の間では、仏像を焼いたばち当りとする噂がひろがりました。 　馬子は三宝（仏、法、僧）の力によらねば、民を救い治めることは難しい、と奏上し、天皇はこれを容れ、馬子は三尼僧を取り戻し、新たな精舍を建て、三宝を供養せしめますが、守屋はこれを再び焼こうとし、険悪な情勢となります。その時に、天皇が病で崩御されました。  　用明天皇は、仏法（ほとけのみのり）を信（う）け、神道（かみのみち）を尊（たふと）ぶといふ対応をされます。「酢香手姫（すかてひめ）皇女を以て、伊勢神宮（いせのおほみかみのみや）に拜（め）して、日神（ひのかみ）の祀（まつり）に奉らしむ」とあります。 　敏達天皇は、文史（しるしふみ）を愛（この）まれ、仏法を信（う）けられなかったことに鑑みてのことでしょう。神道といふ言葉が始めて登場しますが、「しんとう」といふ我が国の言葉に神道の字が充てられたものではありません。神道は易の観の卦の彖伝（たんでん）の詞で、天帝が四季をめぐらせ万物をはぐくむこととあり、聖人がその道によって万民を導くなら、万民はそれに感化され、天下は服すといふ考へ方のやうです。 　天帝とは、殷の上帝であり、その嫡子が地上の帝であり、帝は事を為すに卜占をして上帝の意向を伺ひました。周は殷を打倒したことを、万民に平安をもたらすために天が自らに命をもたらしたとしました（天命による革命思想です）。天文観測が発達しますと、北辰（北極星）を中心に諸星が運行する様に、天の乱れのない秩序を見出し、その秩序を地上に実現することを求め、天帝を至高としました。明治の御世に主権在民と云はれても、人々が首をかしげるやうなもので、倭人には、知識人の一部以外には天帝とは何のことか分からなかったでしょう。知識人にしましても、では、天照大神を天帝に比すならば、その道とは如何に？と問はれば、答へに窮したことでしょう。 　仏には「のり（法）」があります。釈迦には教へがあり、それを知るには経典がありました。中国の思考も書物になっており、ものには「ことわり（理）」があり、「くらゐ（位）」があり、「ゐや（礼）」があって世がおさまるといたします。 　では、大国主命に「国譲り」をせしめ、皇孫を地上に降ろした天神の「のり」や「ことわり」とは何なのでしょう？果してさやうなものがあるのでしょうか? それを明らかにすることは日祀部の課題でもあったことでしょう。「記紀」では、天照大神が、葦原中国を瑞穂の地（くに）にせよ、天の稲穂でもって地上を稲穂豊かな国にせよ、鏡を私として祭祀しなさいといふメッセ－ジを示したとするのみです。現実統治に関しては、それに相応しい力量ある神々にお任せといふことで「理」を以て示すことはありません。 　伊勢に神の宮はあったでしょうが、ここでは、天照大神とは記さず「日神」としております。天照大神では、仏や天の思想に比すことができかねますし、「紀」は国書として大陸、半島にも読まれることをも前提としていますから、万物を育む日(太陽)とする方がまだ都合がよかったのかもしれません。伊弉諾が男で伊弉冉が女としますと、その男女から日神が生まれるといふも奇妙なことです。人間の姿をするのは、仏像が導入されて神の像が問はれてからのことかもしれません。元来、仏教にも像はなかったのですが、ガンダーラにギリシア人が神や英雄の像を持ち込んだことから製作されたと云ひます。 　中国風にいふならば、伊弉諾や伊弉冉は陽気と陰気のごときもので、陽気の塊が「あめ(天)」に「て（照）」る「おほき（大）」なる神が天照大神であり、女性の衣裳を纏った神などではなかったことでしょう。天照大神といふ表現が消へ、日神（ひのかみ）とする表現が増す他なかったと思はれます。  　さて、大臣（おほおみ）の馬子の妻は大連（おほむらじ）の守屋の妹ですので、協調して政権を支へるべきであった両者は、用明天皇の病、その後継者を巡り、決定的な権力闘争となります。天皇は三宝の功徳による平癒を求めますが、守屋と勝海は国神に背き他神を敬ふことと反対し、馬子は天皇の意を叶へやうとします。しかし、僧を呼べば、守屋がこれを拘束する恐れがあり、馬子はそれに備へ、退路を絶つ手配をしておりました。押坂部の者からそのことを知らされ、守屋は河内の阿都へ退きます。勝海は兵を挙げこれに加勢しようとします。 　しかし、押坂彦人皇子と竹田皇子の像を造り呪詛していた勝海は、だうしたことか、押坂彦人皇子の宮を訪れ、その帰路、待ち伏せていた廐戸皇子（聖徳太子）の舎人、迹見赤檮（とみのいちひ）に殺されます。馬子が背後で押坂部を用ゐ、守屋と勝海を分断したのでしょう。 　用明天皇が崩御されると、守屋は穴穂部皇子を天皇にせむと、飛鳥から出すために淡路に誘いますが、馬子はこれを阻止し、皇后の御炊屋姫尊の了解を得て、逆に、蘇我氏の一員である穴穂部皇子を、皇位を狙う賊として殺させ、弟の泊瀬部皇子を立てて諸豪族を糾合し、守屋を賊として、討伐軍を組織しました。馬子の政治力は、はるかに守屋を凌駕しておりました。 　しかし、戦闘が始りますと、軍事に長けた物部氏であり、諸豪族の軍は稲城の守屋を三度攻めて三度退却せしめられ、廐戸皇子は、護世四王に、もし勝てば四天王の寺塔を建てると願をかけ、馬子も諸天王、大神王等のために寺塔を建て三宝を伝へると願をかけ、軍を進めると、迹見赤檮が木の枝の上から射る守屋を射落としたとあります。当時の人は、馬子は妻（守屋の妹）の計を用ゐて勝ったのだ、と噂したとも記しています。表向きでは法力での勝利とされたのですが、実は、守屋の妹が守屋一人を殺せばこの戦いに勝利すると策を授け、守屋の居る木の近くまで迹見赤檮をまぎれ込ませて、射殺させたといふことのやうです。 　泊瀬部皇子が天皇に即位する（崇峻天皇）のですが、敏達天皇の皇后であった豊御炊屋姫（とよみかしきやひめ；後の推古天皇）尊を立てて事をすすめたのは、馬子が、敏達天皇の長子、押坂彦人皇子を後継とすることを避ける遠謀であったやうです。 　即位の後に、百済より官人と僧、寺院建築工2名、露盤博士、瓦博士4名、画工を招きます。戒律に詳しい律師、禅定修行に長けた禅師を含む仏法を教へる体制を組むことを目指したものでしょう。 　寺の全体的な構成、各建築物の構造を設計できる寺工がおります。俗界と隔てる塀が巡らされ、出入り口が限定され、山門が設置され、仏舎利をまつる仏塔と仏を安置する仏殿を構成し、僧や比丘尼の住居、修行する講堂、会堂・食堂・台所・貯蔵室・流し場・便所などをどのような規模、建築法を用ゐて構成するかを指導することができます。露盤博士は、塔の相輪を制作する技術者で、本来は日差しが強いインドでの釈迦の傘蓋ですが、塔のてっぺんに方形の露盤を設置し、伏鉢、受花の上に輪を積み重ね水煙（火煙）、竜車、宝珠を据え付けます。 　当時の屋根は板とか萱を葺いたもので、瓦を載せるとなると、瓦を制作する技術もさることながら、その重量に耐へる構造が必要となります。瓦の制作には須恵器を造る職人が動員され技術を習得せしめられました。画工は絵を描くのみならず、建物や仏像の彩色、顔料や染料に関する技術も必要です。 　呪禁師は所謂厭（まじない）、禁厭法でみたやうなものの中国版で、鬼や魔物、猛獣、毒虫等の害の侵入を阻止し、すでに入っておればそれを追い出し、再度入らぬようにバリアを張るやうな術です。 　造仏は木造、石造、鋳造となり、鋳造は後のことでしょうが、鋳造技術を取り入れることは、諸々の器具を造るにおいても必要となります。 　馬子は仏道全般を学ばせるために、善信尼等の留学を推し進め、一方、法興寺を建設し、具体的にこれらの人々を用ゐ、実をあげやうとしました。法興寺とは仏法を興す寺の義です。この寺を建てるに、皇室や神職の衣裳を造る飛鳥衣縫造の家を壊して、建設をしたとあります。 　謂はば、最先端の知見、様式、技術を導入し、従来の神社とは比較にならない機能と規模を備へた建築物であり、神の宮は見劣りしたことでしょう。天皇家も仏の力に心を寄せることとなります。 　仏か天神地祇かの争いといふは、スローガンであり、実体は権力闘争でした。天皇に最大限百済を利用せしめ、妨害をくぐり抜け、神の宮とは比較にならない規模と機能を有す寺院建造を強行せしめた蘇我氏の政治力が勝ったのでしょう。 |

**東国の中臣氏**　  
　常陸国風土記に、孝徳天皇（645-654年）の時に、高向臣と中臣幡織田連が東国の惣領として、常陸に派遣されたと記されています。  
　「至難波（なには）長柄（ならが）豐前大宮（とよさきのおほみや）臨軒天皇之世（あめのしたしらしめるすめらみことのよ）に高向臣（たかむくのおみ）中臣幡織田連等（なかとみのはたおたのむらじら）を遣して坂より以東之國（ひむがしのくに）を揔領（をさめ）しむ。時に、我姬之道（あつまのみち）分けて八國と為し、常陸の國、其の一に居れり」とあります。  
　推古天皇崩御に際して、高向臣宇摩（うま）・中臣連弥気（みけ）が登場しております。彼等は、推古天皇の遺言を聞く立場にあり、天皇の遺言は山背大兄王ではなく田村皇子（舒明天皇）であると証言をしております（舒明天皇前紀九月条；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki44.htm)）。  
　高向臣は、武内宿禰を祖とする蘇我氏の七臣の一臣でしたが、蘇我入鹿が山背大兄王を拘束しようとした時、高向国押（くにおし；宇摩の子）は、天皇の宮を守るのが役目と断っており、高向臣は天皇の宮の警護職にあったとみえ、国押は主である入鹿が殺された時にも、動かず中大兄皇子、中臣鎌足に従っております。  
　中臣幡織田連は、他にはみえず、「中臣氏族概観（[HP](http://wwr2.ucom.ne.jp/hetoyc15/keihu/sizokugairan/nakatomig.htm)）」によれば、畿内系の和泉の中臣部の人とみられます。大化改新の二年（646年）に東国八国に国司が任命、派遣されるに際し、高向臣を政治・軍事面、中臣幡織田連を行政・神祇面の惣領として東国を管轄せしめたのでしょう。  
　大化改新直後で、国造に替わって中央集権による政権の有能人材を国司として派遣した時のことですから、国司の力量が問はれ、その惣領となれば、お飾りといふことではありますまい。  
　民と土地の私有禁止（公地公民；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki46.htm#%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）です、皇族に関しては、私的な名子代、屯倉をやめさせ、臣・連・伴造・国造・村首といった諸豪族に対しては、部曲、田荘をやめさせねばなりません。これからは、役職により食封、布帛が支給されることになります。民を治める立場にある大夫以上は食封（収穫高；禄高）として相応しい戸数が割り振られ、官人と百姓（姓のある氏族）には布帛（給与、当時の貨幣のごときもの）が支給され、それぞれ差（等級）があり、民をよく治め、民がこれに頼るようであれば、加増する、といふ原則です。  
　村落を郡里で線引きし、戸数、収穫を管理し、もめ事を裁き、騒ぎや悪事を取り締まるといった在地の仕事には、国造を郡司として用ゐ、土地の豪族で性格識見が清廉で、時務に堪ふる者を、大領（こほりのみやつこ）・少領（すけのみやつこ）、強勇聡敏なものを主政（まつりごとひと）、文書算術に巧みな者を主帳（ふびと）として用ゐ、戸籍・計帳・班田收授之法を施行するのですが、そう簡単にゆくものではありません。  
　同二年（646年）三月条では、「国司任に之（まか）りて、六人は法を奉り、二人は令に違へり」とあり、辛巳（03月19日）に、任官に先立ち、官の威勢をかりて公私において物を取得してはならない、もし、さやうなことを行ふなら、次官以上は爵位を降格せしめ、次官の下の主典（ふびと、文官）以下は鞭打ちにし、入手した物を倍増しにして徴収するとしております。加へて、だうであったかを、帰還した国司や諸国造等に問ひ糺すともあります。鐘・匱の制度（目安箱みたいなもの）に基づいて、国造から国司の行状を聴きとるやうなことが為され、違反した国司が処断をされています。  
　高向臣と中臣幡織田連の常陸への派遣には、中臣鎌足の意向が反映された、大化の改新の実現を託したものであったとみることが出来るでしょう。  
  
　常陸国風土記の香島郡条に、その時に、中臣□子と中臣部兔子が惣領の高向大夫に、下総と那賀の一部を割いて、神の郡として香島郡を置き、三つの社を合はせて香島天之大神を祭祀することを願い出たと記しています。中央の中臣氏と高向氏で練られていた計画が実施されたのでしょう。  
「難波長柄豐前大朝馭宇天皇（なにはのながらとよさきのおほみやあめのしたしろしめししすめらみこと）の世、己酉の年（649年）、大乙上中臣□子、大乙下中臣部の兎子（うさこ）等、緫領高向大夫に請ひて、下緫國海上（うなかみ）の國造の部内（くぬち）軽野（かるぬ）の以南（みなみ）一里、那賀の國造の部内（くぬち）寒田（さむた）の以北（きた）五里を割きて、別に神の郡を置く。其の處に有す所の天の大神の社、坂戸の社、沼尾の社、三處を合せて揔て香島天之大神と偁ふ。因りて郡に名く」とあります。  
　中臣□子と中臣部の兔子を香島神宮の祭官とみる説があると注（常陸国風土記；岩波文庫）されていますが、大乙上、大乙下は冠位19階の15位、16位の冠位であり、中央で叙され、鎌足の意向を受けて下った官吏とみることができます。  
　天の大神は、地上の荒ぶる神々や跋扈する自然の精霊どもを平定するために、天から降って来たとされる神で、風土記にはその名が記されていません。それを「鹿嶋に坐（ま）す健御賀豆智命（たけみかづちのみこと；武甕槌神；春日祭祝詞）」とみなし、神郡を設けて祭祀したのでしょう。この時が、この神を中臣氏の祖神とする決定打となったと思はれます。  
「我が御孫命（みまのみこと）、豐葦原水穂之國（とよあしはらみつほのくに）を光宅（しろ）すべく、高天原より降り来る大神、名を香島の天の大神と偁ふ。天にては則ち、號けて香島之宮と日ひ、地にては則ち、豐香島之宮と名く。俗に曰く、豐葦原水穂國を所依将奉上始留爾（よざしたてまつりそむるに）荒振神等（あらぶるかみたち）、又、石根木立（いはねこだち）草乃片葉辞語之（くさにかきはももととひて）、晝者狭蝿音聲（ひるはさばへのごとおとなひ）、夜者火光明國（ゆるはほべのごとあかいくに）、此乎事向平定（これをことむけさだめむとして）、大神上天（あめ）より降り供（つか）へ奉之（たてまつ）るなり」とあります。  
　更に、これを崇神天皇の時に遡らせることが図られています。大物主神と大田田根子の故事に準じたのでしょう。俗（くにひと）曰くとして、白の矛を杖にした神が、天皇に、我を祭るならすべて統治が可能となると託宣したとし、大中臣の神、聞勝命（ききかつのみこと）が、その神とは「香島に坐す天津大神」であると解き明かしたとしております。  
　（余談ですが、「記」に、意富多多泥古（おほたたねこ）命を建甕槌命の子とする「大物主大神が陶津耳命の女（むすめ）活玉依毘売を娶り生んだ子を櫛御方命とし、その子を飯肩巣見命、その子を建甕槌命とする」ことから、香島の大神の武甕槌神と同一視するむきがありますが、同名別神であり、香島大神が飯肩巣見命の子たりえることはありません）。

「紀」の垂仁天皇二十五年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm#%E5%BB%BF%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）に、崇神天皇が聖（ひじり）とした五大夫を、阿倍臣（あへのおみ）の遠祖（とほつおや）、武渟川別（たけぬなかはわけ）、和珥臣（わにのおみ）の遠祖、彦國葺（ひこくにぶく）、中臣連（なかとみのむらじ）の遠祖、大鹿嶋（おほかしま）、物部連（もののべのむらじ）の遠祖、十千根（とをちね）、大伴連（おほとものむらじ）の遠祖、武日（たけひ）としています。  
　しかし、大鹿嶋が物部連十千根の前に序されるのは不自然です。十千根は、出雲に派遣され、出雲の神宝を接収し、饒速日尊の天璽瑞宝ともども管理を託された人物で、大きな功績がありますが、大鹿嶋の功績には言及がありません。  
　垂仁天皇二十五年三月条に、「斎宮（いはひのみや）を五十鈴（いすず）の川上（かはのほとり）に興（た）つ」とあり、「皇太神宮儀式帳（[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0099-002301&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=%E3%80%90%E7%9A%87%E5%A4%AA%E7%A5%9E%E5%AE%AE%E5%84%80%E5%BC%8F%E5%B8%B3%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=9)）」によれば、大鹿嶋の孫の天見通命（あめみとしすのみこと）が、五十鈴の斎宮の祢宜（荒木田氏の祖）となり、その孫の川姫命が、倭姫命の不在の場合に代理として、天照大神の朝夕の御饌の供奉を託されたとする程度のものです。  
　「時に太神宮祢宜氏荒木田の神主等が遠つ祖（おや）国摩大鹿嶋（くにまおほかしま）の命の孫天見通命（あめみとをすのみこと）を祢宜に定めて、倭姫内親王朝廷（やまとひめひめみこみかと）に参上（まいりおはし）坐（まし）き」、また、「倭姫内親王朝廷へ還り参上（まいりおはし）たまふ時に、今の祢宜神主公成等の先祖天見通命の孫川姫命を倭姫の御代（おんかはり）に大物忌と為して、川姫命を以て太神を傳奉（あがめたてまつら）せしむ」とあります。（ただ、天見通とその孫とが倭姫に同時に奉仕するとなれば年齢的に成立しがたいものがあります）。  
　伊勢内宮の荒木田氏の先祖を中臣氏としたことになります。  
　同三月条では、是の時に、倭大神（やまとのおほかみ）が穗積臣（ほづみのおみ）の遠祖（とほつおや）大水口宿禰（おほみくちのすくね）に著（かかる）り、述べたことの意味を中臣連の祖（おや）探湯主（くがぬし）に卜（うら）はせております。探湯主は久志宇賀主（くしうがぬし）命とされるのですが、尊卑分脈によれば、国摩大鹿島の父であり、神聞勝命の子となっています（久志宇賀主命と天見通命と川姫命が同時代に存在しており成立しがたいものがあります）。　  
  
　常陸国風土記香島郡条に、中臣の臣狭山命（おみさやまのみこと；巨狭山命）が天の大神の仰せに従って舟を造り、津の宮に奉納した故事が記されています。毎年四月十日の御舟祭の縁起となったものであり、中臣氏に属した卜氏が酒を潅（そそ）ぐ儀式を行ひ、何日も飲楽歌舞をしたと云ひます。  
　この神は本来海上鎮護の神であったことに由来すると注されており、津の宮が後の香島神宮、その神が香島大神（武甕槌神）に転じられたとみられているやうです。  
　尊卑分脈によれば、臣狭山の父が国摩大鹿嶋で、その子が、跨耳命（あとみみのみこと）と天見通命とされます。跨耳命（雷大臣）は、仲哀天皇九年（200年）三月条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki21.htm#%E4%B8%89%E6%9C%88%EF%BC%88%E3%82%84%E3%82%88%E3%81%84%EF%BC%89%E5%A3%AC%E7%94%B3)）に審神者（さには）として現れる中臣烏賊津使主のことです。聞勝命が崇神天皇の時（BC97～BC30年）に審神者の役割を果し、大鹿嶋が垂仁天皇の時（BC29～AD70年）の大夫となれば、臣狭山は景行天皇、日本武尊（71～130年）、あるいは成務天皇（131～190年）の頃となります。さうしますと、天見通命は跨耳命と兄弟ですから仲哀天皇の時あたりが順当ですが、皇太神宮儀式帳では垂仁天皇の時ですから、時が逆転し合はなくなります。  
　ここでの記述ですと、津の宮は臣狭山の時に香島大神の宮に転じられたことになりますが、風土記冒頭に、淡海の大津朝（天智朝）に役人が派遣され宮が造られたとあり、この宮は香島神宮のこととなるでしょう。津の宮は中臣氏により祭祀されていたことになりましょうが、香島神宮として武甕槌神を祭祀するのは天智朝以降のことなり、これも奇妙な混乱になります。

|  |
| --- |
| 尊卑分脈の系図（天児屋根命～跨耳命/天見通命） 天児屋根命　―　天押雲命　―　宇佐津臣命　―　御食津臣命　―　伊賀津臣命　―　梨迹臣命　―　神聞勝命　― 久志宇賀主命　―　国摩大鹿島命　―　臣陜山命（巨陝山命）　―　跨耳命（雷大臣命）―大小橋命　― 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 -　天見通命　― |

　故事やその名から類推しますと、聞勝命、大鹿嶋、臣狭山が常陸の系統とみられます。この延長上で、鎌足に至る中臣の祖がすべて常陸系とされ、鎌足も鹿嶋の出自とする説が流布することになったやうです。大鏡、藤原氏物語（[HP](http://okagami.blogspot.com/2014/10/blog-post_81.html)）では、鎌足を常陸国の生まれと記しています。

「世の中の帝、神代七代をばさるものにて、神武天皇より始め奉りて、三十七代にあたり給ふ孝徳天皇の御代よりこそは、さまざまの大臣定まり給へなれ。ただしこの御時、中臣鎌子の連と申して、内大臣になり始め給ふ。その大臣は常陸国にて生れ給へりければ、三十九代にあたり給へる帝、天智天皇と申す、その帝の御時こそこの鎌足のおとどの御姓、藤原とあらたまり給ひたる。されば世の中の藤氏の始めには内大臣鎌足のおとどをし奉る。その末々より多くの帝・后・大臣・公卿さまざまになり出で給へり」とあります。  
　しかし、「紀」からすれば、中臣氏の祖は皇孫に従ひ、神武天皇に従ひ、倭に入った族ですから、元来は、常陸に在住していたものではありません。最も早い時点で東国へ入り得たとするなら、崇神朝の武渟川別の東国平定の時となります。しかし、崇神朝にすでに常陸系と思はれる聞勝命が存在するなら合致しません。  
　「記」では、「忌人（祭祀者）となりて仕へ奉らむ」とした神武天皇の子の神八井耳命が、常道（常陸）の仲国造の祖ですから、祭祀集団が彼に従ったとすれば、十代崇神朝まで充分時があることになります。そして、垂仁朝で大夫に就任しておれば、更に東国から出仕する者があるとは云へ、その子孫が中央に定住していたとみることができるでしょう。  
  
　香島郡条では、慶雲元年（704年）に国司婇女朝臣（うねめのあそみ）が鍛冶の佐備大麿（さびのおほまろ）等を率いて、若松の浜の鉄を採り、剣を造ったとあります。若松の浦は常陸と下総の堺で、安是（あぜ）の湖（みなと）に沙鉄（すなごのあらがね；砂鉄）が産出したやうです。そこでは松林があり椎やクヌギもあり、精錬に必要な火力も調達でき、その辺りは香島の神山として出入りが禁じられていました。  
　中臣□子と中臣部兔子が孝徳天皇の世（649年）に、下総と那賀の一部を割いて神の郡として香島郡の設立を成し遂げた要因の一つでもあったでしょう。  
　「我が国の鉄鉱業と製鉄業の生い立ち（地質ニュース；[HP](https://www.gsj.jp/data/chishitsunews/62_07_05.pdf)）」によれば、製鉄遺跡の分布は弥生式土器の分布とよく一致し、大部分が砂鉄と木炭を原料とし、砂鉄と森林を求めて移動しつつ、鉄製農機具とか武器を作っていたやうです。製鉄の技術は渡来人により導入され、出雲の製鉄業が最古とされ、大宝時代に、近江国浅井、高島の二郡、常陸国若松、美作国真庭、苫田の二郡で盛んになったとされています。  
　国譲りで東国の経津主神、武甕槌神が出雲に至り武威を示したことからすれば、東国の武人の中央への進出は極めて早い時期から始っていたことを反映しているのかもしれません。  
  
　「縄文時代の環境、その1－縄文人の生活と気候変動－、川幡穂高；[HP](http://ofgs.aori.u-tokyo.ac.jp/kawahata/chishitsu_news_n669_p11-20.pdf)」によれば、縄文中期の人口は約26万人とされ、関東地方と中部地方の人口密度が高く、東日本の人口密度が西日本の10倍であったとされ、それは食糧事情によるとされています。  
　野生のイモは東西で同様ですが、西の照葉樹林に対して東の広葉樹林ではドングリの収穫が多く、トチ・クリ・クルミといった大型堅果類や河川を遡上するサケやマスなどと資源が圧倒的に多く、遺跡からは鹿、猪、鴨、鯛、鮫などの骨が出土しており、狩猟や漁労で人口支持力が高かったとされています。マグロなどの骨も出土し、舟で沖合にまで出ていたことになり、航海力があり、また、移動・運搬には陸上より水上が便利であったと考へられます。  
　東西の人口比が逆転するのは、気候変動による寒冷化が原因で、東日本では人口が減少、人口移動が起ったやうです。しかし、武人が東国から中央に出て出雲にまで遠征する、金属の剣を有しているとなれば、かなり後の時代のことであり、社会に相当の生産力を要します。  
　それは稲作を待たねばなりません。出雲国風土記によれば、大国主命と少彦命が稲種を流通させており、高志（越）や諏訪方面にまで勢力を広げていたとみられます。通常、稲作は弥生時代からとされますが、縄文時代からあったやうです。  
　遺伝学的に稲作を研究されている総合地球環境学研究所の佐藤洋一郎教授によれば、稲はインディカとジャポニカに二分され、ジャポニカには温帯ジャポニカ（水稲）と熱帯ジャポニカ（陸稲）があますが、両系統の稲を日本列島で植えても晩稲になり、秋冷の早い東北地方では稔らないさうです。  
　ところが、両系統の稲が日本列島で自然交雑し、早稲が生まれた、つまり中国大陸と東南アジアという異なる文化圏の稲が日本列島で融合し、日本特有の稲が誕生したとされています。そして、稲といえば水田ばかりを想定しがちですが、焼き畑で陸稲を育てることも行はれていたやうです。  
　我が国の岡山の朝寝鼻貝塚から6000年前の稲のプラントオパール（植物の細胞にたまる0.05-o程のガラス状のケイ酸の塊）が発見され、縄文時代に陸稲があった証拠としておられます。  
　古墳時代の曲金北（まがりがねきた）遺跡（静岡）では、休耕田を含めた100区画のうち、水田は22区画にすぎず、栽培された稲のＤＮＡ分析によれば、2割が水稲で、４割が陸稲であったとのことです（残り4割は雑穀といふことか？）。弥生時代の稲作も全国的に見ても同様の傾向がみられ、一方、依然として木の実も重宝にされていたやうです。  
　出雲国風土記においても、神門郡の山について「御稲（みいね）なる稲（いな）山」、「稲積（いなつみ）なる稲積（いなつみ）山」とあり、飯石郡多祢（たね）郷、仁多郡三処（みところ）郷といふ山間の盆地における稲に言及されており、陸稲と思はれます。  
  
　常陸国風土記の総記には、常陸の国は、広大で土壌は肥えて盛り上がり、原野は肥沃、山にも海にも恵まれ、自分で努力すれば得られるものは多く、家々は豊かであると記されています。  
　その常陸国への海路の玄関口が香島であり、中臣氏はここを押さえることに意を用ゐたことでしょう。そして、香島大神を武甕槌神として香島神宮で祭祀することにより、天児屋根命とは異なり、剣を以て皇孫を守護したとする役割を得ることを求めたのでしょう。

|  |
| --- |
| これも余談で長くなりますが、出雲の鉄の始まりを語る鉄山秘書（含「金屋子神祭文　雲州非田ノ伝」）、天明四（1784）年　伯耆日野郡宮市村舮経営者、下原重仲著) をみておきましょう。当地を訪れた舮経営者の下原重仲が「雲州非田の社、金屋子神の社人が所持し伝来」して唱へる「秘密の祭文」を採録したものとされています。 　中臣氏は武甕槌神を祭祀しますので、「剣」を連想させますが、製鉄となりますと、武器もさることながら、生活の根幹は民の農作や工作にあり、鎌足の鎌のごとく、田畑を耕す農具、木石を切ったり削ったりする工具、それを排水や潅漑工事に用いることのできる鉄器が重要であり、鉄山秘書にはそのことが汲み取れます。 　広瀬町 金屋子神話民俗館 資料（Iron Road･和鉄の道；[HP](https://www.infokkkna.com/ironroad/book/bookiron2002.pdf)）によれば、「大昔のある年の夏のことです。播磨の国岩鍋（今の兵庫県と岡山県との境）という山の谷あいにある村 あたりいったいは、何日も雨がふらず、太陽が毎日ぎらぎらと大地をこがす日が続きました。村人たち は、このままでは川の水も干あがってしまい、田畑の作物もすべて枯れてしまうと、山に集まって 雨が降るよう天の神に祈ることにしました。  村人たちは、奥深い谷川の岩かげのふちで、まわりを清めて火をたき、村おさが岩に向かって手を合わせ、呪文を唱えて一生懸命神に祈ると、不思議にも空にはにわかに雲がわきおこり、大つぶの雨がふってきまかした。「雨だ、雨だ」、「これで畑の作物も枯れずにすむ」、村びとたちは雨にぬれながら、鉦や太鼓をたたいてよろこびの踊りをおどり始めました。  たかぶる雨乞いの祭りのなかで村おさは、自分のこころにひらめいた神に、「私たちの願いを、このようにかなえてくださったあなたは、いったいどなたさまなのか教えて下さい」と、感謝の気持ちをこめて聞きました。 神は、「わたしは、金山彦天目一個神ともいう金屋子の神です。生き物に生命をよみがえらせたり、田畑の作物を豊かにみのらせるためには、水は最も大切なものの一つです。 私は、この地ではさまざまな人びとの幸せ をまもるために雨を降らせましたが、これからは遠く西の方へいき、そこで鉄を吹き、道具をつくることを多くの人に教えなければなりません」といって、白鷺に のって天空高くに飛び立ちました。  金屋子神は、出雲の国の上 空までやってきました。 そして、空から鉄づくりに最も通した地をさがしました。 昔から『たたら』と言い伝えられてきた鉄づくりには、山や川でとれる砂鉄と、鉄をとかすのに必要な大量の木炭と、炉をつくるのにふさわしい粘土がなくてはなりません。 金屋子神は、その三つの条件をかねそなえた地として能義郡西比田を選びました。そして、西比田黒田の森の桂の木に降り立ちました。  金屋子神を最初に見つけたのは、山に犬を何匹もつれて猟に来ていた、安部正重という人でした。犬たちは、白鷺のからだから放たれる神の光明（ひかり）をみて、身をちじめて吠えています。 正重は、犬たちをなだめて神におそるおそる問いかけました。「あなたはこの地に何をしに来られたのですか」と。すると神は正重に、「われは金屋子の神なり。このところに住いして、『たたら』を仕立て、鉄（かね）を吹くわざを始むべし」と告げ、自らも神としてその仕事がうまくいくよう協力することを約束しました。  神からのお告げをつつしんで受けた正重は、近くに住む長田兵部朝日長者にこのことを伝え、ふたりはまず神がおりた桂の木のわきに金屋子神のお宮を建てることから仕事をはじめました。そして、正重はその宮の神主に、また長田兵部朝日長者は、これからつくる『たたら』の村下（技師長）をつとめることに なりました。『たたら』の高殿（施設）の建設には、金屋子神をとりまくおおぜいの神々が天から地上に来てかかわったと伝えられています。 建設現場に最初にあらわれたのは、 なんとおどろくことに７５人の子供の神々です。子供の神々は ず７５種類の仕事に必要な道具をつくりました。始めは自分たちが村下となって土地を整備したり、杉の木を伐って『ふいご』をつくっ たりして、建設の総指揮にあたりました。 一方、朝日長者は山に入り砂鉄と炭を集めています。高殿では炉がつくられ、そのまわりには、建物の中心となるたいせつな６本の大きな柱が建てられ、その柱を金屋子神をはじめ、木の神、日の神、月の神が、東西南北の方向を分担して守っています。このほか屋根を火災から守る神、炉に風を送る風の神、風を送る『ふいご』などさまざまな道具をつかさどる神々、また、『たたら』には、数ぞえきれないほどおおぜいの神々が参加し、協力しています。 金屋子神は、奥出雲一帯に次々とたくさんの『たたら』の施設をつくりました。 金屋子神がかかわると、どこの『たたら』でも質のすぐれた鉄が限りなく産みだされました。 金屋子神がかかわると、どこの『たたら』でも質のすぐれた鉄が限りなく産みだされるので、金屋子神 に対する信仰が、『たたら師』とよぶ、たたらで働く人たちのあいだにひろまっていきました。 たたら師たちからは、「金屋子さんは、生産を高める女の神さまだ」と信じる人も出てきました。また、人によっては「いや、金屋子さんは男の神さまだ。いつも炉の中の強い火の光りばかり見ているので、 片目をとられてしまった。一つ目の神さまだ」という人もあらわれました。  ある年の冬、金屋子神は村下をつれて『たたら』に向かう途中、高殿の前でとつぜんとびだしてきた犬に吠えられ、ふたりはなんとか逃げようとしましたが、びっくりした村下は、地面に落ちていた麻緒に、足の小指をとられころて転んで死んでしまいました。金屋子神は、集まってきた『たたら師』たちに、 「村下の死骸は葬ってはいけません。そのまま高殿の元山柱にくくりつけて鉄を吹くのです」と、教えました。「たたら師」は、神のいわれるままにして仕事を続けると、いままで以上によい鉄を大量につくることができたということです。 金屋子神は、このように「死のけがれ」を好む不思議な性格の一面をもった神でもありました。」とあります。 　また、「金屋子縁記抄（文政八年<1825年>、石見那賀郡大田村桜谷錚の経営者、石田春律著）」では、金屋子神を男子とし、須弥山の金山姫神と金山彦神の子としております。金山彦神とは「記」では伊邪那美命が火之迦具土神を生み、「ほと」を焼かれて亡くなる時に、「たぐり（嘔吐物）」に生まれた金山毘古神、金山毘売神のことですが、仏教との習合により、金山毘売神ではなく須弥山の金山姫神の組み合わせに転じられたやうです。 「須弥山に籠っていた「金エノ神」たる金山姫神が、伊弊諾・伊坤冉神に懇願されて日本に到来し、諾冉両神の子である金山彦神と夫婦になって、夫に「金エノ道」金属加工の技術を伝授する(一巻)。次いで金山姫は金山彦の在所である大和天香具山の麓で「玉ノ様成ル男子」の金屋子神を産む全巻)。両神はやがて巻属も引き連れて備中加陽郡中山村細河谷に移り、初めてたたら製鉄を営む」とあります。 　「記紀」においては、天香具山で、土、金（属）、榊を調達することに重要な意味があります。神武東征以前、磯城においては天香具山における祭祀が中核であったのでしょう。崇神天皇以前には、三輪山における大物主神祭祀が隠然たる力を有していたやうです。倭の民にはこの二つの影響力が強く残っていたのでしょう。 　政権は倭（日本）の神として倭大国魂神を導入するのですが、流布するに相当の苦労があったやうで、大物主神や大国主神ともダブらせて浸透を図ったやうです。しかしながら、すでに見ましたやうに、天照大神が倭の天皇の殿を去ることとなりました。 |

**東国の平定**  
　日本武尊の熊襲（くまそ）征伐の後の蝦夷（えみし）征伐で東国が平定されたといふのが通念で、「記」では、小碓命（をうすのみこと；倭建命）が吉備臣等の祖御鉏友耳建日子（みすきともみみたけひこ）を副（そ）へて東方十二道を平定し、新治（にひばり）、筑波（つくは）に至ったとします。  
　「紀」では、まず、若き武内宿禰が派遣され、東の夷（ひな）に日髙見国（ひたかみのくに）があり、土地が肥沃で広くこれを撃ちとるべしと報告をしたことに始ります。日本武尊は吉備武彦（きびのたけひこ）と大伴武日連（おほとものたけひのむらじ）を副へ、七掬脛（ななつかはぎ）を膳夫（かしはで；食膳人）として出立します。  
　相模から舟で上総に入り、葦浦を廻り、玉浦を横にみて、鏡を掲げて蝦夷の境に入ったとしており、海路で、房総半島を回り、九十九里浜を北上して陸奥に至ったのでしょう。  
　蝦夷は猛（たけ）きこと雷電の如く、向かう所敵無き強さで、この遠征では命を落とす危険があると恐れられすらしたのですが、いざ対峙してみますと、日本武尊が自らを「現人神（あらひとがみ）の子（みこ）」とすると、畏（かしこ）まって従ったと記しており、武力ではなく、祭祀権上の服従の呈となり、拍子抜け、釈然としない展開です。蝦夷は熊襲とは事なり、日髙見国といふ高い精神的素養があり、まるで孔子が、素朴で道徳的親和性を東夷に感じたやうなことを想起せしめる展開です。その後、常陸を経て、甲斐国に至ったとあります。  
　しかし、「記」では、すでにみたやうに、神武天皇の子、神八井命を常道（ひたち）仲（なか）国造の祖とし、崇神天皇の子、豊木入日命を上毛野、下毛野の祖とし、大毘古命を高志道に、その子建沼河別命を東方の十二道に遣はし、二人は相津（会津）まで平定したと記していました。「紀」においても、同じようなことが記されており、崇神天皇の時に、一旦は東国平定がなされていたことになります。「紀」の干支を西暦に置き換えて紀元前1世紀となれば、不可となりますが、神武天皇の即位は3世紀の卑弥呼より後のことですから、十代の崇神天皇の時に東国を平定することは不可能ではありません。  
  
　常陸国風土記の総記には、常陸の国は、広大で土壌は肥えて盛り上がり、原野は肥沃、山にも海にも恵まれ、自分で努力すれば得られるものは多く、家々は豊であり･･･昔の人が、常世の国といったのはおそらくこの地のことであらうといったことが記されていました。  
　最終氷河期が終わる頃（1万数千年前）に海面が上昇し、約6000年前には古鬼怒湾が形成されていたのですが、約2500年前の寒冷化により古鬼怒湾の海岸線が後退しますと、徐々に広大で肥沃な原野が形成され、木の実や狩猟の生活から弥生式の生活スタイルへと変化したとされます（霞ヶ浦の生い立ち、茨城県：[HP](https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/04_kenkyu/introduction/documents/04.pdf)）。  
　常陸国風土記では、崇神天皇の頃からの故事が採録されております。新治（にひはり）郡条では、崇神天皇の世に、東夷の荒賊（あらふるにしもの）を平討し、新治国造の祖となる比奈良珠命（ひならすのみこと）が派遣され、新たに井戸を掘らせたとし、これを新治の名の由来としています。  
　新井を掘り治めるとは、掘削技術と土木治水技術を用ゐて民生を安定させることでしょう。稲作をする土地が増し、中央の作井・治水技術を要したのかもしれません。「旧事紀」、国造本紀では、比奈羅布（ひならふ）命の父、美都呂岐（みつろき）命を天穂日命の八世孫としており、出雲系と示唆していますので、出雲の土木技術が導入されたのかもしれません。  
　また、補欠（当初の風土記から省略された文章）の逸文（「万葉集注釈」「塵袋」「釈日本紀」に収録されている）によれば、大神（おかみ）として大蛇（おろち）が祭祀されていたともあり、これは雨乞いの祭祀とみられており、降雨もさることながら、井戸により水を確保することがはるかに有効であったと思はれます。  
　水源を確保することが課題であったやうで、行方（なめかた）郡条では、継体天皇の時に、麻多智（またち）が郡衙（ぐんが）の西方の谷を開墾して田を拓くと、夜刀（蛇）の神が群れをなし邪魔をしたので、武装をして殺し、追放します。神の地と人間の地の境界を設け、その境界を守る条件で夜刀神を祭祀したとしております。  
　孝徳天皇の時に、壬生連麿（みぶのむらじまろ）がその谷を占有し、池の堤を修理しようとすると夜刀神達が池のほとりの椎の木に集ってきます。麿は、これは人々を活かすためのことで、大君の教化に従はないとはなんたる神か、従はないなら全ての生き物を殺すと叱りつけ去らしめた、とあります。  
　元々海であった所では、飲み水や耕作に適した水を確保することがむつかしかったのでしょう。茨城郡条でも、倭武（やまとたける）天皇のために井戸を掘らし、よき飲料水を提供したとあり、なによりも風土記の冒頭の総記において、新治が県（あがた）であった時に、倭武天皇を迎へた国造の毘那良珠命（比奈良珠命と同じならば、崇神天皇の時の人であり時代が合わない）の掘った井戸が浄（きよ）く澄んでおり、天皇が手を洗ひ衣を「ひたし」たのを「常陸」の由来としており、そのくらい井戸は大事なことであったやうです。  
　常陸国風土記では、倭武（やまとたける）は天皇と記されており、「記紀」とは異なる見解が流布していたことに留意すべきでしょう。  
  
　常陸は、「紀」で武内宿禰が報告した通りの地であったことになります。倭武天皇の時に、新治が県であったなら、大王（天皇）の県であったわけで、すでに平定は終はっていたことになります。  
　風土記の補欠に、黒坂命が陸奥の蝦夷を征討して帰還するときに、患ひ黒前山で亡くなり、日髙見国に至ったとあり、その車に赤や青の旗を靡かせて、野をてらし、路をかがやかしたので幡垂（はたしで）の国と謂はれ、信太（しだ）の国の由来となったとしています。この部分が風土記から省略されなければ、日本武尊の前にすでに陸奥の蝦夷が平定されていたことになります。この逸文では、蝦夷の地ではなく、信太が日髙見となっております。いずれにしましても、日本武尊の来訪の意味が「記紀」どおりではないといふことになったことでしょう。  
　この黒坂命は、大臣（おほのおみ）の族（やから）と記されており、これを「意富臣（おほのおみ）、多臣（おほのおみ）」とみて、「記」に、陸奥の石城国造、常道の仲国造･･･の祖と記される神八井耳命の子孫ともされるやうです。

また、筑波郡条では、筑波の県は古くは紀の国と謂ひ、崇神天皇の世に采女（うねめ）臣の友属、筑波命（筑箪命）を紀国の国造に派遣したことで、その名をとって筑波となったとしています

推古天皇の後継を定めるにその遺言を聞いた四人の臣、采女臣摩禮志（まれし）・高向臣宇摩（うま）・中臣連弥気（みけ）・難波吉士身刺（むさしら）のうちの摩禮志が、「紀」の最初にみえる采女臣でした。采女臣は、地方の豪族から貢進される采女を統轄した伴造の氏族でした。「[新撰姓氏録](http://kitagawa.la.coocan.jp/data/shoji02.html)」では、「神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也」「神饒速日命六世孫の大水口宿禰の後」とあり物部氏、穂積氏の系統となります。  
　注によれば、「紀国」は、「城国」であり朝廷が東夷征討に際し、この国を城塞としたと考へ、采女氏はその征討に功のあった物部氏とのつながりから考察されるとしておられます。しかし、「紀国」は「木国」であり、五十猛（いそたける）命等の「紀国」と関連すると思はれます。  
　常緑広葉樹を主とする照葉樹林帯であった我が国に、杉や檜等の種を持ち込み、植林をしたのは素戔嗚尊やその子、五十猛命等とされ、紀ノ川を遡り植林された「木の地（くに）」が「木国」であり、後に「紀国」と改名されています。紀国の伊太祁曾神社の祭神である五十猛神を、神託により、宝亀三年(772年)に常陸の那賀郡に勧請したものが青山神社（[HP](http://engishiki.org/hitachi/bun/hit210602-01.html)）とされます。土木・建築には杉や檜等の用材が不可欠であり、この地に早い時期に木国からその民と植林技術とが導入され、この地が「木」の地（くに）と称されていたとしても不思議はありません。  
　紀国出身の若い武内宿禰が一人で日髙見国にまで派遣され、その探索の役割を果すことが出来たのは、すでにこの地で活動をしていた「木国」からの移住者の働きがあってのことでしょう。  
　古語拾遺によれば、神武天皇の時に、天富命（あめのとみのみこと；太玉命の孫、忌部氏の祖）が山の材を採り正殿（みあらか）を建て、また、阿波国（あはのくに）で穀（かぢ）・麻の種を植ゑ、その後に阿波の齋部を分けて、東の土（くに）に行き穀・麻を植ゑたとしています。古語で麻を総（ふさ）と謂ったので、その地を総国（ふさのくに）と謂ふとも記しています。上総、下総に分かれる前の総国です。  
　神武天皇の子、神八井命を常道（ひたち）仲（なか）国造の祖とするのも、荒唐無稽でないことが分ります。日本武尊は、荒ぶる東国を初めて平定したのではなく、天皇の来訪とみられており、大王家の権威を高め、「記」に云ふ、「建内宿禰を大臣として大国小国の国造を定めたまひ、また国々の堺、また大県小県の県主を定め」るとする成務朝の地ならしをしたことになるのでしょう。  
  
　常陸国は、肥沃であり、海路の要衝であり、経津主神を祭祀する香取社、武甕槌神を祭祀する香島社の地でもあり、物部、中臣両氏にとっては、極めて重要な地でした。  
　養老三年（719年）七月には、藤原宇合（うまかい）が国司に就任しております。和銅六年（713年）五月に所謂風土記の編纂の詔が出されており、阿倍狛朝臣秋麻呂、石川朝臣難波麻呂に次いで宇合が国司となっていました。  
　常陸国風土記では、現存する写本では、出雲国風土記のごとき完成年月日や筆録者や編集責任者を記した「奥付」がなく、本文にも省略が施され、何時かは明確ではありませんが、再編纂が行はれております。出雲国風土記では、完成年が天平五年(733年)となっており、編纂には相当の時間を要しております。各地の現状、伝承を集め国司が精査しなければなりませんから、常陸国風土記においても、養老三年に完成していたとは想定しがたく、藤原宇合が関与した可能性は高いとされます。  
　宇合は、懐風藻に六篇の詩が収録される漢文の素養の持ち主であり、養老末年（724年）まで国司に就いており、常陸に於ける中臣氏祖神の武甕槌神の出自を確定する意味でも、自ら筆を執ることを含め、その主張を盛り込むために積極的な関与をしたとみるべきなのでしょう。

**舎人部、壬生部**  
　大王家は、所謂欠史八代の時代に、倭、畿内の有力豪族と婚姻により結び付きを強め、県（あがた）として組み込み、日継ぎの御子以外の子を王として送り出し、女（むすめ）を嫁がせ、名代、子代や湯坐を設け、県を西方へと波及させてゆきました。  
　大王家が成り立つには、その生活を維持するシムテムが必要です。「旧事紀」、天神本紀にみられる天孫の降臨のお伴の様が参考になります。葦原中国で天孫を防御する者が三十二の命（みこと）、祭祀をする五部（いつとものを）、生活を維持する五部の造（みやつこ）、天の物部二十五部を従へたとします。  
　部（べ）といふは、大王家の生活を維持する仕事をする民の組織であり、当初は豪族から調達をしていたのですが、神功皇后以降渡来人を含むことになります。  
　応神天皇の時には、百済から阿直岐や王仁、縫衣工女が渡来せしめられ、手工業者や牛馬や豚を扱う者が河内、摂津、山代に住みつくやうになります。新羅からは鉄を加工する技術者がやってまいります。  
　雄略朝では、百済から陶部・鞍部・畫部・錦部・譯語を連れ帰り、上桃原・下桃原・真神原の三所に住ませるなど、渡来人の部を設けて、先進技術を導入しています。  
　舎人は、仁徳天皇十六年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki26.htm)）に、初出し、「近習（ちかくつかへる）舍人等（とねりども）」と近習、また、宮中に宿直（とのゐ）する人ともされ、王親の身辺の雑用や警護に就く組織で、東国の有力な豪族の若者が出仕し、箔の付いた御曹子として地方に戻って、国造（くにのみやつこ）、県主（あがたぬし）、直（あたひ）、村主（すぐり）などに就任することになります。後に、走り使いをする人を馳使（はせつかひ）と云ひ、丈部（はせつかひべ）として、東国の者が多く採用され、軍事にも用ゐられることになります。  
　「古代東国の交通網　-大和王権の道-　雨宮龍太郎；[HP](http://www.echiba.org/pdf/kenrenshi/kenrenshi_071_2.pdf)」によれば、清寧朝に、遠江、武蔵、上総に檜隈舎人部、  
欽明朝に駿河、信濃に金刺舎人部、敏達朝に駿河、信濃に他田舎人部が置かれました。  
  
　仁徳天皇紀は67年（379年）から87年（399年）までの20年間の記述が空白となっています。371年には、百濟の近肖古王が高句麗を攻め、これを破り、翌年（372年）には、東晋に使を遣し朝貢し、「鎮東将軍領楽浪太守」に叙せられております。遼西から馬韓に至る地域を支配したことを東晋が認めて叙任したものですが、この百濟の急激な軍事的膨張は長く維持することが出来ませんでした。  
　広開土王碑によれば、「倭は辛卯年（391年）に百済と新羅を破り臣民としていた」とあるごとく、百済は軍事援助を仰いでいた倭の軍門に下っておりました。  
　同天皇四十一年（353年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki27.htm)）によれば、「紀角宿禰（きのつののすくね）を百濟に遣はして、始めて国郡の壃場（さかひ）を分ちて、具に郷土所出を録す」とあり、百済の国郡の境界を倭（やまと）の将軍を遣はして分かち、何を産出するかを記させたとしており、広開土王碑に記されていることに合致します。仁徳朝は巨大な陵を築いておりますので、半島に出兵するだけの経済力もあったことになります。  
　神功皇后以来半島に出兵した主力は、葛城襲津彦を軸として、紀角宿禰・羽田矢代宿禰・石川宿禰・木菟宿禰・的戸田宿禰等の武内宿禰の子や、外交に秀でた和邇氏といった畿内の勢力であり、実働部隊は海運に慣れた九州や吉備や出雲、但馬、丹波が中心でしょうが、畿内や東国の兵も動員されたことでしょう。宮を守るためには、屈強な東国の若者が重宝されたと思はれます。  
　また、「記」の歌謡に八千矛神（大国主命）が沼河比売に語りかける歌に、「いしたふや　天馳使（あまはせづかひ）」といふ語が出てきます。馳使は走り使ひをすることで、宮中での雑用係とされ、後に東国から衛士や兵士として徴集された丈部（はせつかひべ）の前身とみなされますが、天（あま）馳使は海人（あま）馳使ともみられ、水上、海上運搬が主力であった時代の兵站を担う役割も果していた可能性があります。  
　先にみた天神本紀では、饒速日命は天磐船に乗って降臨するのですが、一行を船で運んだとし、船長や舵取り、船子が列挙されており、このことからもそのことが窺へます。　  
　雄略朝では、武内宿禰系の葛城の勢力が削がれ、大伴氏や物部氏が軍事の中核となります。その当時では、埼玉の稲荷山古墳出土鉄剣に刻されるごとく、その主が大王家で輔佐をしており、杖刀人として東国の声望が高くなっていたのでしょう。鉄剣の裏には、「世々、杖刀人の首と為り、事を奉りて来ること今に至る。獲加多支鹵大王（雄略大王とされる）に寺（じ）して、斯鬼（磯城）宮に在る時に、吾は天下を左治（たすけおさめ）此の百練利刀を作り、吾が奉事の根原を記さしめるなり」とあり、杖刀人を束ね、政権に貢献したことを誇りとしました。  
  
　壬生は、仁徳天皇十六年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki25.htm#%E4%B8%83%E5%B9%B4%E5%A4%8F%E5%9B%9B%E6%9C%88%EF%BC%88%E3%81%86%E3%81%A5%E3%81%8D%EF%BC%89)）に、初出し、「紀」は、百姓が豊になったので壬生部を定めたとしています。「大兄去來穗別皇子の爲に、壬生部を定む。亦皇后の爲に、葛城部を定む」とあります。壬生部は、皇族の子女の養育機関です。一方、｢記｣では、逆の展開で、御名代、三宅（屯倉）を定め、池を造成し、堀や江を掘り、津を整備する水利、水運、港湾工事を行ひ、そのために百姓疲弊して、三年課役を除いたとしています。  
　「大后（おほきさき）石之日賣（いはのひめ）の命の御名代（みなしろ）として葛城部（かづらきべ）を定め、また太子（ひつぎのみこ）伊邪本和氣の命の御名代として、壬生部（みぶべ）を定め、また水齒別の命の御名代として、蝮部（たぢひべ）を定め、また大日下の王の御名代として、大日下部（おほくさかべ）を定め、若日下部の王の御名代として若日下部を定めたまひき。　また秦人（はたびと）を役（えだ）ちて茨田（まむだ）の堤及び茨田の三宅（みやけ）を作り、また丸邇（わに）の池、依網（よさみ）の池を作り、また難波の堀江を堀りて海に通はし、また小椅（をばし）の江（え）を堀り、また墨江（すみのえ）の津を定めたひき」とあります。  
　敏達天皇六年（577年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki39.htm#%E5%85%AD%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）に、「詔して、日祀部（ひのまつりべ）、私部（きさいちべ）を置く」とあり、刑部（おさかべ）、大草香部（おほくさかべ）のごとき個々の皇后の部を、皇后の部としたのが私部でした。皇子女の部であり、後には乳部（みぶ）ともされます。ここでは、各皇族単位であったものを一元化する試みであり、国ごとに屯倉を置くといふのもその一環でした。  
　当時、蘇我馬子は、姪の豊御食炊屋姫を敏達天皇の皇后にすることで勢力を確固たるものにし、物部守屋はそれに対抗したのでしょう、豊御食炊屋姫に交野（かたの）の民を寄進する挙にでており、私市（きさいち）がその中心であり、私部となったものです。政権は、これを豊御食炊屋姫個人ではなく、皇后の部としました。  
　物部守屋と中臣勝海が討たれたことで、蘇我氏の力が突出し、朝廷の政務が事実上蘇我氏によって動かされる事態となりますと、いはば、公私の区別が付きがたく、大王家より蘇我氏に忖度をすることになりがちです。厩戸皇子（聖徳太子）にとっては、頭の痛い事態でした。  
　推古天皇十五年（607年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki42.htm#%E5%8D%81%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）に、「壬生部を定む」とあります。厩戸皇子は、東宮主導で意図的に壬生部を東国に設けることになります。壬生部は、駿河、相模、武蔵に次いで、常陸に置かれ、舎人部同様、大王家の影響力を強化する方策となりました。  
　常陸の国風土記によれば、大化の改新以降には、行方（なめかた）に壬生主（すぐり）足人、茨城に壬生連（むらじ）麿、那珂に壬生直（あたい）大夫（夫子の誤りか）が国造として活動をしておりました。  
　壬生部の人が必ずしも養育関係ばかりに従事していたものではありません。壬生連麿は、すでに、行方郡で夜刀神と対峙した人物としてみたのですが、小乙下壬生連麿とあり、中央で冠位26階（664～685年）の24番目の冠位の小乙下を得て国造に就任しており、壬生連夫子は25番目の大建として国造に就任しています。  
「茨城国造、小乙下壬生連麿、那珂国造、大建壬生直夫子等、惣領高向の大夫、中臣幡織田の大夫に請ひて、茨城の地の八里、那珂の地（くに）七里、合わせて七百余戸を割（さ）きて、別（わ）きて郡家を置けり」とあります。  
　壬申の乱において、大海皇子（天武天皇）が東に逃れて、反攻できたのは、壬生部、舎人部を通じて養われた伊勢や尾張をはじめとする東国勢力の協力が得られてのことでした。  
  
何時の時代に於いても、食糧と安全の確保は社会生活の基本要件です。大王家は、豪族の土地や民を県（あがた）や部として組込み、名代や子代の確保、屯倉の設置と生活基盤を増強させ、神武東征以来の武の族を平時には宮や各所の門の警備や域内の治安の維持に当て、戦時には動員をかけたのでしょう。  
　安芸や吉備で長年東征の準備をしたこともあり、西方に対する配備については、これらの勢力を用ゐることができたのでしょう。東方については、すでに仁徳天皇の時代には舎人や壬生に言及されており、半島への出兵には西方、畿内の豪族が主力でしょうが東国人も動員されていたかもしれません。雄略朝では抜刀人が巾を効かせており、渡来人技術者集団が東国開発に投入されておりました。聖徳太子が壬生部を活用し、皇族の東国での地盤作りをしたとありました、孝徳朝には壬生部の出身者が常陸でも政治的に役割を果しておりました。  
　中臣氏もこれらの部に劣らぬ役割を東国で果すことが求められたことでしょう。

**中臣氏の祖先**  
　「記紀」においては中臣氏の遠祖は天児屋（根）命に始ります。天岩屋戸に登場し、皇孫の降臨に従ひ、天種子命が磐余彦に従ひ、祝詞を奉る役割を果しました。  
　以降、垂仁天皇の時に大鹿嶋が大夫として、仲哀天皇の時に中臣烏賊津使主が審神者（さには）として記されますが、次に現れるのは、敏達天皇の時、物部弓削守屋大連と廃仏を行ふ中臣勝海大夫でした。  
　このあたりからは、様々な中臣氏が登場し、勝海の系統が滅ぼされ、東国系の中臣氏に重点が移り、鎌足が中大兄皇子を輔佐して蘇我氏を討ち、政権の中枢に位置し、藤原の姓を得ます。壬申の乱で中臣連金が討たれ、野に下りますが、大嶋、不比等と復活し、神祇官の中臣と太政官の藤原の分離が明確になります。  
　中臣氏、藤原氏としては、その祖が天児屋命に始るのではなく、更に遡り、神代七代に位置づけることを必須としたやうです。  
  
　「紀」の神代第七段一書第三に、中臣連の遠祖として興登魂命（こごとむすひのみこと）が記されています。ただ、名前以外は不明なままです。  
　延暦十八年（799年）十二月に桓武帝より『新撰姓氏録』の編纂の勅命が下り、諸氏からの「本系帳」により、嵯峨天皇の弘仁六年（815年）に編纂された「新撰姓氏録」においては、「津速魂命（つはやむすひのみこと）より出ず三世孫天児屋命なり（左京、中臣朝臣及び摂津国、津島朝臣）」、「津速魂命より出ず男武乳遣命（たけちのこりのみこと）なり（大和国、添県主）」とあり、津速魂命･･･天児屋命、津速魂命･･･武乳遣命が公認されました。  
　延暦十九年九月十六日付けで提出された紀伊国丹生氏の『丹生祝氏本系帳』によれば（大名草彦命高野明神説、大柴清圓、高野山大学密教文化研究所紀要　第30号、[HP](https://www.koyasan-u.ac.jp/laboratory/publications/bulletin/pdf/kiyo30/H30_2p_160_%E5%A4%A7%E6%9F%B4%E6%B8%85%E5%9C%93.pdf)）、始祖天魂命―高御魂命（大伴氏の祖）、血速魂命（中臣氏の祖）、安魂命（門部連等の祖）、神魂命（紀伊氏の祖）、  
「始祖は天魂命（あめのむすびのみこと）、次に高御魂命（たかみむすびのみこと）大伴氏の祖、次に血速魂命（ちはやむすびのみこと）中臣氏の祖、次に安魂命（やすむすびのみこと）、門部連等の祖、次に神魂命（かむむすびのみこと）紀伊氏の祖、次に最兄坐宇遅比古命別（おほえにいますうぢひこのみことのわけ）の豊耳命、国主神の女児（おみなご〔丹生都比売神の裔（はつこ）〕阿牟田刀自（あむたのと じ）を娶りて生める児（こ）の小牟久君（こむくのきみ）が児等、紀伊国伊都郡に侍（さもら）へる丹生真人（にふのまびと）の大丹生直の丹生祝・丹生相見（あひみ）・神奴（かむやつこ）等の三姓（みつのかばね）は、丹生都比売の大御神・高野の大御神を始め、百 余の大御神達に及んで神奴と仕へ奉らしめ了へぬ」とあり、  
中臣氏の祖として、別に血速魂命が知られていたことが分かります。  
　これらを総体的に捉へたものとして「旧事紀」がありますが、「旧事紀」には公的編纂についての詔や召問の記録がなく、公認されたものではありませんでした。序文に、推古天皇の時に聖徳太子と蘇我馬子が編纂したとしておりますが、それを証することはできていません。  
　古語拾遺（807年）を引用し、「令集解（859－876年間に編纂）」に引用されており、その間に編纂された可能性があり、編者としては、平安初期の法律家で、三河国造家の後裔、物部大足の子、興原敏久(849年没)が挙げられておりますが、諸説があり定らないやうです。物部氏の子孫によるものですが、そこに中臣氏の見解が反映されており、両者の関係が緊密であったことが知られます。  
  
　中臣氏は、鎌足以前には、突出する立場にはありませんでした。尊卑分脈によれば、常磐が中臣の姓を得る以前は卜部であったとしていました。祭祀では、その総体的な役割からすれば、忌部氏が主導的立場にあったと思はれます。忌部の太玉命に勝る立場に、天児屋命を如何にして置くかが問はれ、それには、卜占より天児屋命「祓への祝詞」の価値を高め、太玉命に匹敵する神の系譜に入ることが求められたのでしょう。  
　それは、神代の七代を見直すこととなります。「記」では、以下のように記されています。  
造化の首　天之御中主神　高御産巣日神　神産巣日神　宇摩志阿斯訶備比古遲（うましあしかびひこぢ）神　天之常立神  
第一代　国之常立（くにのとこたち）神　  
第二代　豊雲野（とよくむの）神　（\*水の豊かなこと、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E5%8F%A4%E4%BA%8B%E8%A8%98)　古事記、別天つ神五柱の注を参照ください）  
第三代　宇比地邇（うひぢに）神　妹須比智邇（すひちに）神（\*砂を取り込む、水面に盛り上がり土になる）  
第四代　角杙（つのぐひ）神　妹活杙（いくぐひ）神（\*角のように尽きだす、息をする突起、つなぎとめるくい）  
第五代　意富斗能地（おほとのぢ）神　妹大斗乃弁（おほとのべ）神（\*雄と雌の戸）  
第六代　淤母陀流（おもだる）神　妹阿夜訶志古泥（あやかしこね）神（\*えをとこ、えをとめ）  
第七代　伊邪那岐（いざなき）神　妹伊邪那美（いざなみ）神　　　\*は筆者の独断  
  
　「紀」の本文（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E5%8F%A4%EF%BC%88%E3%81%84%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%B8%EF%BC%89%E5%A4%A9%E5%9C%B0%EF%BC%88%E3%81%82%E3%82%81%E3%81%A4%E3%81%A1%EF%BC%89)）では、造化の首（はじめ）に言及はなく、いきなり、国常立尊、国狭槌尊、豊斟渟尊から始ります。本文では、易の言葉を借りて、この三神は陽気、いはば男気であったと述べるにとどまり、その後の展開は、一書一書で第六まで、諸氏族の説が列記されております（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/images/shinmei1.pdf)）。いずれにせよ、各氏族ともその祖が、出来ることなら、天地開闢まで遡ることが可能となる系統に連なることを選んだことでしょう。  
「古（いにしへ）に天地（あめつち）未だ剖（わか）れず、陰陽（めを）分れざりしとき、渾沌（まろか）れたること鷄子（とりのこ）の如くして、溟涬（ほのか）にして牙（きざし）を含（ふふ）めり。其れ清陽（すみあきらか）なるものは、薄靡（たなび）きて天（あめ）と爲り、重濁（おもくにご）れるものは、淹滞（つつ）ゐて地（つち）と爲るに及びて、精妙（くはしくたへ）なるが合（あ）へるは摶（むらが）り易く、重濁れるが凝（こ）りたるは竭（かたま）り難（がた）し。故（かれ）、天先（ま）づ成りて地後に定る。然（しかう）して後に、神聖（かみ）、其の中に生（あ）れます。故（かれ）曰（い）はく　開闢（あめつちひら）くる初（はじめ）に　洲壤（くにつち）の浮（うか）れ漂（ただよ）へること、譬へば游魚（あそびいを）の水上（みづのうへ）に浮けるが猶（ごと）し。時に、天地の中に一物（ひとつのもの）生（な）れり。状（かたち）葦牙（あしかび）の如し。便ち神と化爲（な）る。国常立尊（くにとこたちのみこと）と号（まう）す。次に国狭槌尊（くにのさつちのみこと）。次に豊斟渟尊（とよくむぬのみこと）。凡て三（みはしら）の神ます。乾道独化（あめのみちひとりな）す。所以（このゆゑ）に、此の純男（をとこのかぎり）を成せり（紀）」とあります。  
  
　古語拾遺（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E5%8F%A4%E8%AA%9E%E6%8B%BE%E9%81%BA)）を著はした齋部広成は、忌部氏ですが、延暦二十二年（803年）に桓武帝より齋部と改めることを許されたのですが、「記紀」の記述や中臣氏の祭祀を正したいとする意向があり、本来はかくあったとする独自の見解を盛り込んでおります。  
　太玉命が高皇産霊神の子であり、「ふとたま」の「ふと」は尊称ですぐれていること、「たま、玉」は霊、魂であり珠の義は櫛明玉命の玉であり、すぐれた霊魂、司祭者の資質を表現する詞であり、「いむ」とは身を清め慎むことですから、忌部とは祭祀の部であり、元来は、太玉命が祭祀集団を統率する立場であると訂正を求めたのでしょう。忌部氏は、物部氏と連携した中臣氏に抑へられてきたのですが、物部守屋が討たれた時や、中臣連金が天武天皇に討たれた時には息を吹き返し、藤原仲麻呂の乱などで中臣氏批判が許される状勢のなかで、自説を上奏することが許されたのでしょう。  
「天地（あめつち）割判（わかれひら）くる初に、天（あめ）の中に生（あ）れます神　名は天御中主神（あめのみなかぬしのかみ）と曰（まを）す。次に、高皇産霊神（たかみむすひのかみ）【古語（ふること）に、多賀美武須比（たかみむすひ）といふ、是（これ）、皇親神留伎命（すめむつかむるきのみこと）なり】。次に、神産霊神（かむむすひのかみ）【是、皇親神留弥命（すめむつかむるみのみこと）なり。此の神の子天兒屋命（あめのこやねのみこと）は、中臣朝臣（なかとみのあそみ）が祖（おや）なり】。其の高皇産霊神の生みませる女（むすめ）の名は、栲幡千千姫命（たくはたちぢのみこと）と曰す。【天祖（あまつみおや）天津彦尊（あまつひこのみこと）の母（いろは）なり】。其の男（を）の名は、天忍日命（あめのおしひのみこと）と曰す。【大伴宿禰（おほとものすくね）が祖なり】。又、男の名は、天太王命（あめのふとたまのみこと）と曰す。【斎部宿禰（いみべのすくね）が祖なり】。太玉命の率（ゐ）たる神の名は、天日鷲命（あめのひわしのみこと）【阿波国（あはのくに）の忌部等（いみべら）の祖なり】・手置帆負命（たおきほおひのみこと）【讚岐国（さぬきのくに）の忌部が祖なり】・彦狹知命（ひこさしりのみこと）【紀伊国（きのくに）の忌部が祖なり】・櫛明玉命（くしあかるたまのみこと）【出雲国（いづものくに）の玉作（たまつくり）が祖なり】・天目一箇命（あめのまひとつのみこと）【筑紫（つくし）・伊勢（いせ）の両国（ふたくに）の忌部が祖なり】と曰す（古語拾遺）」とあります。しかし、中臣氏は、忌部氏が自らの祖の太玉命を高皇産霊神の子とし、天児屋命を神産霊神の子とすることを否定し、以下にみる「旧事紀」の説をとりました。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 天八下尊 | 水徳 | 腎臓 | 冬 | | 天三降尊 | 火徳 | 心臓 | 夏 | | 天合尊 | 木徳 | 肝臓 | 春 | | 天八百日尊 | 金徳 | 肺臓 | 秋 | | 天八十萬魂尊 | 土徳 | 脾臓 | 土用 | | 五帝、徳と帝と方位 水徳；顓頊/黒帝/北 火徳；神農/赤帝/南 木徳；庖義/青帝/東 金徳；少昊/白帝/西 土徳；黄帝/黄帝/中央 | | | |   「旧事紀」、神代本紀（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2563301?tocOpened=1)）においては、「記紀」、「古語拾遺」とは異なる天祖を設定し、「記」と「紀」を組み合はせた構成となっています。旧事紀では、二代から六代までに、天八下尊、天三降尊、天合尊（天鏡尊）、天八百日尊、天八十萬魂尊が配され、七代に津速魂尊、振魂尊、萬魂尊といふ、「記紀」 | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 先代旧事本紀、神代本紀 | | | | | | | | 天祖天壌日天狭霧國禪月國狭霧尊 | | | | | | | | 天御中主尊　　可美葦牙彦舅尊 | | | | | | | |  | 國常立尊（國狭立尊/國狭槌尊/葉國尊）（黑；独神） 豊國主尊（豊斟渟尊/豊香節野尊/浮經野豊買尊/豊歯別尊） 天八下（あまのやくたり）尊 | | | | | | |  | | 角樴尊（角龍魂尊）（青；男神） 活樴尊（角活魂）（赤；女神） 天三降（あまのみくたり）尊 | | | | | |  | | | 泥土煮尊（泥土根尊） 沙土煮尊（沙土根尊） 天合（あまあひ）尊（天鏡尊） | | | | |  | | | | 大苫彦尊（大戸之道/大富道/大戸摩彦） 大苫邊尊（大戸之邊/大富邊/大戸摩姫） 天八百日（あまのやをひ）尊 | | | |  | | | | | 青橿城根尊（沫蕩尊/面足尊） 吾屋橿城根尊（惶根尊/蚊鳫姫尊） 天八十萬魂（あまのやそよろつたま）尊 | | |  | | | | | | 伊弉諾尊　伊弉冉尊 高皇産霊尊（高魂尊/高木命） 神皇産霊尊（神魂尊） 津速魂（つはやたま）尊 振魂（ふるむすひ）尊 萬魂（よろつたま）尊 | |

、「古語拾遺」にはみられない神々を配しております。  
　太陽や月が誕生する前のことですから、中国でいふ陰陽の気、陰陽五行説の元素の段階です。当時の知識人も砂や泥を発生させ土となり島となり人や鳥獣、萬物を生み出す霊のやうなものを想定していたのでしょう。  
　また、陰陽五行説により、万物が生じ、滅す作用を説く相生相克（五行の相互関係；[HP](https://ameblo.jp/dojin-koudai/entry-11186152740.html)）を参考にして、国土や万物の創生に導いたのでしょう。木火土金水の順には合致しませんし、徳と臓器が付加されており、如何なる適用がなされたのかは筆者には不明です。また、至高唯一とされる太一を天祖とし、北極星を居とする太一を輔佐する五帝（[星座](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/images/sznp.pdf)）に天祖を守護する五尊を配しているやうにもみえます。  
「旧事紀」のなかでは、津速魂尊は、「記紀」とは異なり、高皇産霊尊や神皇産霊尊と同等の位置にあり、中臣氏の遠祖を格段上位の国常立尊と同列の天八下尊に遡るかのごとき印象を与へます。　　  
「古者（いにしへ）は元氣（はじめのいき）渾沌（むらかれ）て，天地（あめつち）未割（いまだわかれざる）こと、雞卵子（とりのこ）の猶く，溟涬（くぐもり；こもってはきりしない）牙（きざし）を含（ふく）めり。其の後（のち）清氣（すめるいき）漸（しばら）く登（のぼ）りて，薄靡（たなひい）て天と為り、浮濁（うきにご）りて重沉（をもくしつむ）は，淹滯（とどこをり）て地と為る。所謂（いはゆ）る為州壤（くにつち）の浮漂（うかれただよ）ひ、開闢（ひらい）て別割（わかれ）たるとは是なり。譬（たと）へば游魚（あそぶうを）の水の上（うへ）に浮（う）けるが猶（ごと）し。時に天（あめ）先（ま）ず成りて、地（つち）後に定まる。然後に、高天原（たかあまのはら）に一神（ひとはしらのかみ）化生（いつる）なり，號（みな）を天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊（あめゆづるひあまのさぎりくにゆづるつきくにさぎりのみこと）と曰す。厥（それ）より以降（このかた）、獨化（ひとりなる）の外（ほか）に、俱生（ともになれ）る二代（ふたみよ）、偶生（たくひなれ）る五代（いつみよ）。所謂る神世七代（かむよのななつぎ）は是なり（旧事記）」としています。  
　天祖を「天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊」  
　一代俱生天神を「天御中主尊」と「可美葦牙彦舅尊（うましあしかいひこちのみこと）」  
　一代俱生天神を「國常立尊（その他別称）」と「豊國主尊（その他別称）」、とあります。　

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「古語拾遺」においては、「むすひ」の神として高皇産霊、神産霊、魂留産霊（たまつめむすひ）、生魂霊（いくむすひ）、足産霊（たるむすひ）五神が挙げられていますが、津速魂尊は含まれてはいません。 「古語拾遺」の写本では、中臣氏が関与する伊勢本系では高皇産霊尊、神皇産霊尊、津速魂尊の三尊が記されますが、卜部系では津速魂尊の記載はありません。 　また、「記紀」にみられない系図が、宋史日本伝にあります。雍熙元年（984年）に入宋し皇帝太宗に謁見、紫衣を賜はり、法済大師号を下賜された東大寺の僧、 | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 高皇産霊尊 | 天思兼命 | 信濃の国阿智祝部等の祖 | | | 天太玉命 | 忌部首等の祖 | | | 天忍日命 | 大伴連（神狭日命）等の祖。 | | | 天神立命 | 山代久我直等の祖。 | | | 神皇産霊尊 | 天御食持命 | 紀伊直等の祖 | | | 天道根命 | 川瀬造等の祖 | | | 天神玉命 | 葛野鴨縣主等の祖 | | | 生魂命 | 猪使連等の祖 | | | 津速魂尊 | 市千魂命 | 興登魂命 | 天児屋命　中臣連等の祖 武乳遺命　添県主等の祖 | | 振魂尊 | 前玉命 | 掃部練の祖 | | |  | 天忍立命 | 纏向神主等の祖 | | | 萬魂尊 | 天剛川命 | 髙宮神主等の祖 | | |

奝然（ちょうねん；938-1016）が、献上した「王年代記」にみられます。姓は藤原氏、父は真連と名乗っております。  
天御中主尊―天村雲（むらくも）尊―天八重雲（やへくも）尊―天彌聞（ににき）尊―天忍勝（おしかつ）尊―贍波（みなみ）尊―萬魂（よろづひ）尊―利利魂（ととほ）尊―國狭槌（くにさづち）尊―角龔魂（つのおすひ）尊―汲津丹（くみつに）尊―面垂見（おもたるみ）尊―國常立（くにとこたち）尊―天鑑（かがみ）尊―天萬（よろず）尊―沫名杵（あはなき）尊ー伊弉諾（いざなき）尊―素戔烏（すさのを）尊―天照大神尊―正哉吾勝速日天押穂耳（まさかあかつはやひあめのおしほみみ）尊―天彦（ひこ）尊―炎（ほむら）尊―彦瀲（ひこなき）尊の二十三世が筑紫の日向宮に都した、とあります（天「あめの」、と尊「みこと」は省略）。  
　「王年代記」は失はれており、二十三世をこの順序のまま一系にすることの正否を確認することは出来ませんが、國常立尊の位置からしても、「記紀」の時代の記述からすれば、異様な観を否めません。  
　「紀」の神代上、第二段、一書第二に「国常立尊、天鏡尊を生む。天鏡尊、天万尊を生む。天万尊、沫蕩尊を生む。沫蕩尊、伊奘諾尊を生む。沫蕩、此をば阿和那伎と云ふ」とあり、補注では書紀編纂前では最も新しいもので、奝然の時代までに更に潤色が加へられたものとみられています。  
　北畠親房の「神皇正統記（1339初稿～1343年修訂了、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1193892)）」においては、天地開闢の説として、天竺の説をとりあげ、世の始まりを劫初（こふしょ）とし、空中に金色の雲が起こり、大雨となり、大風が吹き、それがやむと、水が引き山川海の万億の世界が現れたといふやうな記述があります。  
「光音（くわうおん）と云（いふ）天衆（てんじう）、空中に金色（こんじき）の雲をおこし、梵天（ぼんてん）に偏布（へんぷ）す。即（すなは）ち大雨（だいう）をふらす。風輪（ふうりん）の上（うへ）につもりて水輪（すゐりん）となる。増長（ぞうちやう）して天上にいたれり。又大風ありて沫（あわ）を吹立（ふきたて）て空中になげおく。即大梵天の宮殿となる。其水次第に退下（たいげ）して欲界（よくかい）の諸宮殿乃至（ないし）須弥山（しゅみせん）・四大州（しだいしう）・鉄囲山（てちゐせん）をなす。かくて万億の世界同時になる」とあります。  
　雲は古代人にとっては天と地を繋ぐものであり、天空を翔る乗り物でもあり、海や地や万物を造る材料でもあったやうです。幕末に採録された、夕張郡タツコフ集落（コタン）の老爺が伝えた話ですが古い伝承が含まれているのかもしれません。  
「かつて、まだ国土というものがなかった頃、青海原の中に油のように浮いて漂うものがありました。その"気"は燃え立ち、清らかなものは立ち昇って天に、濁ったものは凝り固まって島モシリになりました。これは今の後方羊蹄シリペシの岳であるといいます。島は月日を重ねるごとに大きく堅くなり、その"気"が凝り固まって一柱の神になりましたが、天でも　その清く明るい"気"が凝り固まって一柱の神になり、五色の雲に乗って降りてきました。 神々は、乗っていた雲のうち青いところを海の方に投げ入れて言いました。「水になれ！」。すると海になりました。 次に、黄色い雲を投げると土になり、島を覆い尽くしました。 次に、赤い雲を蒔いて言いました。「金銀珠玉器財となれ！」 最後に、白い雲を蒔いて「草木鳥獣魚虫となれ！」と言いました。 こうして様々なものを整えました（かんたん神話学、[HP](http://suwa3.web.fc2.com/enkan/kantan/jp_hon/frame_a.html)）」とあります。  
　また、八（や）は、八雲、八洲、八正道、八幡、八咫、八尺、八坂、八百万と、聖数であり、無限を示す意味があり、陰陽や五行とともによく導入される概念です。  
　仏教や中国の思想の影響を受けて、二十三世の再編がなされたのでしょうが、どう解してよいものか困惑いたします。  
  
　「旧事紀」のごとく、天児屋命→興登魂命→市千魂命→津速魂尊と遡り、津速魂尊が高皇産霊尊に匹敵する神と位置づけられれば、中臣氏にとっては、極めて都合のよいものとなります。  
　さて、天児屋命は、祓ひの祝詞を奏上する祝（はふり）とされます。罪と穢れを祓ふ祝詞です。天つ罪は、『畔放(あはなち)、溝埋(みぞうめ)、樋放(ひはなち)、頻蒔(しきまき)、串刺(くしざし)、生剥(いきはぎ)、逆剥(さかはぎ)、屎戸(くそべ)』、国つ罪は、『生膚断(いきはだだち)、死膚断(しにはだだち)、白人(しろひと)、胡久美(こくみ)、己が母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜(けもの)犯せる罪、昆虫(はうむし)の災(わざわい)、高津神(たかつかみ)の災、高津鳥の災、畜仆(けものたおし)、蠱物(まじもの)』とされるものです。  
　令和の時代の人からすれば、この罪の概念は奇異なものです。「天津罪･国津罪と『大祓詞』 -古代の(罪)･ ノート（多田一臣、[HP](https://core.ac.uk/download/pdf/96974704.pdf)）」によれば、天罪とは天照大神の神田に対する妨害行為、新嘗祭の神聖を冒瀆する行為とみられ、国罪とは病や災（わざわひ）、それらを引き起こす「穢れ」とみなされるやうです。『大祓詞』を奏上するのは、罪の祓ひ、穢れのみそぎ（禊、身濯ぎ）のためでした。　  
　新嘗祭とは「ひつぎ」、「ひ；霊、魂」を継ぐもので高天原の稲霊、天照大神の霊を継ぐ儀式であり、所謂日継き、即位にあたります。古くは共同体の祖霊を維持し継承するもので、これを冒瀆、妨害することは、共同体の秩序を乱すものとして処罰されたり追放されたりしたのでしょう。「みそぎ」は心身を清浄に戻すことで、「記」で伊邪那岐命が黄泉から戻り、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原で禊を為したごときことで、厳粛な儀式に臨むにあたり、あるひは、忌事より復すにあたって必須のことでした。  
　祭祀に先立ち、罪と穢れを祓う祝詞を奏上する、その言霊（ことだま）の威力により、天児屋命は卜者以上の立場を占めたやうにみえます。  
  
　天児屋命は天児屋根命とも表記されます。この神の祝詞や鹿の骨を用ゐる太占の能力には天香山が欠かせません。天と冠される所以を、「伊予国風土記逸文」に、「伊与の郡。郡家（こほりのみやけ）ゆ東北（うしとら）のかたに天山あり。天山と名づくる由（よし）は倭（やまと）に天香具山（あめのかぐやま）あり。天ゆ天降（あまくだ）りし時二つに分かれ、片端は倭の国に天降り、片端はこの土（くに）に天降りき。因（よ）りて天山と謂（い）ふ」とされています。  
　つまり、香山（かぐやま）は天降りした山であり、「かぐ」は火神、「かぐ・つ・ち；かぐ（火）の霊」の「かぐ」でもあり、天岩屋戸の前での祭祀に天香山の波波迦（ははか）の樹皮の火で、雄鹿の肩骨を焼き太占をなします。また、榊、日影（ひかげ）小竹葉（ささば）などを調達したごとく、そこから全ての聖なる物（物実、ものざね、材料）が得られる地ともされています。崇神天皇の世に謀反した武埴安彦（たけはにやすひこ）の妻の吾田媛（あたひめ）が倭（やまと）の香山の土を密かに取り、「是、倭国（やまとのくに）の物実（ものしろ）」と述べたことからも知られています。「さね」は核、材料、「しろ」は代はるものの義です。  
　磐余彦尊が宇陀に入った時、天香山で祭祀を行っていたのは兄磯城（えしき）、弟磯城（おとしき）の氏族でした。天香山の祭祀権を兄磯城、弟磯城から引き離すことが、勝利の条件となっていたやうです。彼等と戦ふに、天香山の社の土（はに）で平瓮（ひらか）を作らせ、磐余彦尊は、丹生の川上で祈（うけ）ひを行ひ、それが成就するのを確認し、親（みづか）らに高皇産霊尊を顕斎として（憑依させて）道臣命を厳媛（いつひめ）と号（なづ）け斎王（いはひのうし）とし、埴瓮（はにへ）を厳瓮（いつへ）、火を厳香来雷（いつのかぐつち）、水を厳罔象女（いつのみつはのめ）、粮（くらひもの）を厳稻魂女（いつのうかのめ）、薪（たきぎ）を厳山雷（いつのやまつち）、草を厳野椎（いつののづち）と爲し天神地祇を祭祀します（書紀、神武天皇即位前紀戊午年秋九月、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki8.htm#%E4%B9%9D%E6%9C%88%E7%94%B2%E5%AD%90)）。天神はもとより丹生、吉野の地祇も磐余彦に加勢し、これを懼れた弟磯城は下り、孤立した兄磯城は討たれます。  
　天香山のご祭神は、延喜式神名帳（大和国十市郡条）によれば「天香山坐（あめのかぐやまにます）櫛真（くしま）命」であり、元の名を大麻等乃知（おほまとのち）神と注しております（延喜式神名帳は延長五年「927年」に編纂された「延喜式」の巻九・十に当りかなり後のものです）。天平二年（730年）の大倭国正税帳では、久志摩知（くしまち）神、大同元年（806年）の「新抄格勅抄」の牒では櫛麻知（くしまち）乃命となっており、櫛真知（くしまち）命とみられています。「くし」は奇であり霊妙なこと、「まち」は、中臣寿詞の「麻知波弱韮仁、由都五百篁出牟」の麻知とし、注に「鹿卜や亀卜で、鹿の肩胛骨や亀甲の裏に縦横の線を彫っておくのを麻知形（マチガタ）といい、これを火で灼いて現れた兆を麻知（マチ）という。即ち前兆・予兆、延喜式祝詞教本・1959」とされるとあり、卜占、予兆の神とみられているやうです。中臣寿詞の中にあるものですから、これには中臣氏の見解が反映されてのことでしょう。  
　奥多摩の御岳山の武蔵御嶽神社が延喜式の「大麻止乃豆天神社」と比定され、主祭神が大麻止乃豆乃天神（おおまとのつのあまつかみ）とされています。武蔵御嶽神社では主祭神を櫛真智命、相殿の神を大己貴命、少彦名命としており、大己貴命、少彦名命は禁厭法で鳥獣の害を避け、稲作を広め、人や家畜の病を癒やす方法を授けた神として祭祀され、大麻止乃豆乃天神は卜占の神として祭祀をされていた（御嶽大神、代表役員宮司、須崎直衞　[HP](http://musashimitakejinja.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/3page2.pdf)）とあります。「おおまとのつ」とは「大きく丸い平地にある船着き場」とされていますが、「つ」は「渡し場」のことですが、「おおとま」は別の義があらうかと思はれます。  
　大麻等乃知「おほまとのち」の定釈もないやうですので、筆者の独断ですが、「おほ」は尊称、「ま」は「内に霊的なものを含むもの（字訓）」、「と」は両方が迫って出入り口になっているような地形、戸、門であり、「ち」は「自然物が持つ霊的な力（字訓）」とありますから、天に通じる狭い所の戸、門の神、大麻止乃豆はその渡し場の神と考へることができるかもしれません。  
　天から降りた山ですから、天に通じる通路の山であり、大麻等乃知はその戸、門の神とみることができるでしょう。  
  
　「尊卑分脈」では天児屋根尊を居々登魂（こことたま；興登魂）の子としており、居々登魂命は王主命の女（むすめ）許登能床遅媛命を娶して生む所と注されています。王主命とは、「古屋家家譜」によりますと、高皇産霊神→安牟須比（やすむすひ）命→香都知（かぐつち）命→天雷（あめのみかづち）命→天石門別安国玉（あめのいはとわけやすくにたま）命→天押日（あめのおしひ、天忍日）命といふ大伴氏の系図の天石門別安国玉命ですが、天石門別安国玉主天神社では、玉と王主を一緒にするのは気になりますが、天石門別安国玉主命ともされます。古屋家は、元来、富士浅間神社の祝（はふり）なのですが、大伴金村の後裔であり、武田信玄の時に「古屋」を賜っております。  
　「記」の天孫降臨に天石門別（あめのいはとわけ）神がみえ、別名が櫛石窻（くしいはまど）神、豊石窻（とよいはまど）神であり、御門の神とあります。天石門別安国玉主は、天石門別に安国玉主が付された形であり、「やすくに」とは門を守ることで国を安んじること、「たま」は魂であり、「ぬし」はその職種を掌る者となり、天石門別神は天の石門の神、天石門別安国玉主は葦原中国で天石門に通じる門を守る神とみては如何なものでしょう。  
　許登能床遅媛命ですが、床は万葉仮名では用ゐられていない文字であり、本来は、麻とみられており、許登能麻遅媛（ことのまちひめ）命ですから「こと」の霊力の媛となり、「こと」は「事」でもあり「言」でもあり、「『こと』と『ことば』とは、古代においては実体として連なるものであるから、『ことば』が実体のもつ呪能をもちうるのであり、そこに『ことだま；言霊』のような語が生まれる（字訓）」とされるやうです。御門の神にかやうな女（むすめ）があるとは意外です。むしろ久志摩知（くしまち）命と関連するやうに思はれます。  
　「ここと」の「『ここ』はかがまり集合するもの（字訓）」、「と」とすれば、「ここと」は「おほまと」の方に近いものがあり、興登とし、「こと」と読ませ、「ことたま；言霊」に寄せたやうにもみえます。  
　「いち；市」は人の集る所、「ち」には風、血、乳、霊、千があり、市千「いちち」となれば、「多く人の集る市」の義となります。「丹生本系帳」では血速魂命とありました。血の古形は「つ」（血沼を‘つぬ’と読む）とあり、唾（つばき）の「つ」の母音交替形とされる（字訓）やうで、血速魂命と津速魂命とは同じとなります。「ち」を風とすれば、風のやうに早い、風は鳥で、鳥は神の使者ですから、神意を素速く伝達するといふ義があるかもしれません。実のところ、津速、市千、居々登の定釈はないやうです。「こと」を「むす」言霊の系譜にしているやうにみえます。  
　そして、「旧事紀」の津速魂命の先を天八十萬魂尊→天八百日尊→天合尊（天鏡尊）→天三降尊→天八下尊と遡ることで天御中主尊、天地開闢からの系譜とするに至っております。  
　「尊卑分脈」では、伊勢の内宮、外宮を視野において、それを以下のやうに整理しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 天御中主尊 | 天八下尊 | 天三降尊 | 天合尊 | 天八百日尊 | 天八十萬魂尊 | 津速魂命 ﾂﾊﾔﾀﾏ ﾂﾉﾊﾔﾑｽﾋ | 市千魂命 ｲﾁﾁﾀﾏ ｲﾁﾑｽﾋ | 居々登魂命 ｺｺﾄﾀﾏ 興登魂\* ｺゝﾄﾀﾏ 許登能床遅媛命 （王主命の女） | 天児屋根尊 ｱﾏﾂｺﾔﾈ | 伊勢内宮荒木田祠官并 卜部大中臣 藤原臣等祖 \*一本に此の如き正説なり |
| 神魂命 | 櫛真乳魂命 | 伊勢外宮 度會祠官祖 |

これからすれば、天香山の櫛真知命を櫛真乳魂命として、天香山における卜占能力を取り込んだやうにみえます。しかし、天児屋根に尊といふ一段格上の尊称を付し、荒木田祠官の祖とし、櫛真知を命とし度会祠官の祖とするのは無理がありさうです。  
　神魂命の父を市千魂命とする根拠がこれ以外に見つからないからです。神魂命は「記紀」では「かむむすびのみこと」と訓じており、神産巣日神、神皇産霊尊であり、市千魂命を父神とすることはありません。先にみた「丹生本系帳」では父を天魂命としておりました。  
　神魂命を‘かむむすひのみこと’と訓じるのは、出雲国造神賀詞における「高天（たかま）の神王（かぶろ）高御魂（たかみむすび）神魂（かみむすび）の皇御孫命（すめみまのみこと）」によるのでしょう。高御魂は‘たかみたま’、神魂は‘かむたま’と訓じるのが通常でしょうが、出雲の神である両神を、出雲国造が‘たかみむすび’‘かみむすび’と詠み、政権の神名に合はせております。所謂「国譲り神話」ですから「神譲り神話」でもあると思はれます。神魂命は使ひ勝手がよいとみえ、先にみた「丹生本系帳」では紀伊氏の祖とありました。  
　ここでは、古語拾遺において、「天児屋命を神産霊神の子」としたこと否定し、興登魂命の子であるとし、、神産霊神の子は櫛真乳命であると訂正したことになります。さやうな事情に関心のない者には、天児屋根命には櫛真乳命といふ従兄弟が居るとみえるでしょう。  
　いずれにしましても、祖は津速魂命で、その祖は天御中主に発するといふ天地開闢以来の系譜を持つとしたかったのでしょう。尊卑分脈では、天八下尊～居々登魂命の系図に「卜家の秘説」と注しております。如何なる「秘」であるかが記されることがありませんので、我々には不明なままです。  
　令和の時代の人にとっては、かやうな血統に関する執念には辟易とすることでしょう。しかし、天武天皇以来の所謂、皇別、神別、諸藩といふ血統別の世界では、その祖の出自の高さが求められ、政権の中枢においては、皇孫を護持し安寧を祈禱する祖を有することが極めて重要であったのでしょう。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 余談 （天村雲） 　天村雲尊は「記紀」にはみえません。『籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）』注記（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/saishikatachi.docx)　47頁）によれば、天香語山命（あめのかくやまのみこと）と穂屋姫命（ほやひめのみこと）との子とあります。天香語山命は天火明命（あめのほのあかりのみこと）と天道日女命（あめのみちひめのみこと）との子であり、天道日女命は大己貴神（大国主神）と多岐津姫命（たきつひめのみこと、天照大神が誓約「うけひ」で生んだ宗像三女神の一柱）との女（むすめ）です。穂屋姫命は天火明命と佐手依姫（さてよりひめ）命（別名；市杵嶋姫命、息津嶋姫命、日子郎女神；宗像三女神の一柱）との女です。 　天道日女命は、この地で豊宇氣大神（とようけのおほかみ）に五穀及び桑蠶等の種を請ひ、井戸を堀り、水を引き、水田陸田でそれらを栽培し、この地が田庭（たには）、丹波と呼ばれることになったとあります。 　この記録は、貞觀年中（859-877年）に至り、海部直田雄祝等が勅を奉り、本系を撰進したとされるものですが、推古天皇朝に丹波国造であった海部直止羅宿祢等が『丹波国造本記』を撰述し、養老五(721年)，六年頃に丹波国造の海部直千嶋等が国造本紀をもとに『籠宮祝部氏之本記』を修撰したとされますから、古い伝承がもとになっていると思はれます。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 『籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）』 | | |  | | 正哉吾勝勝也速日天押穂耳尊 栲幡千々姫命（高皇産靈神が女） | 彦火明命（天火明命、天照國照彦火明命、天照國照彦火明命、天照御魂命、 | 天香語山命 | 天村雲命 | | 大己貴神 多岐津姫命（神屋多底姫命） | 天道日女命（屋乎止女命、高光日女命） | |  | 佐手依姫命（市杵嶋姫命、息津嶋姫命、日子郎女神） | 穂屋姫命 | | \*火明命は息津鏡と邊津鏡、天鹿兒弓と天羽〃矢を賜り丹波國の凡海息津嶋に降り、饒速日命として天磐船に乗りて凡河内國に降るとする。 | 彦火明命（\*　饒速日命、神饒速日命、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命、膽杵磯丹杵穂命） 登美屋姫（登美屋彦が妹） | 可美眞手命 |  | | 勘注系図では彦火明命が饒速日命を兼ねており、これを別とする説をとる場合には、饒速日命とされる彦火明命を瓊瓊杵尊が鹿葦津姫（かしつひめ；木花之開耶姫；このはなさくやひめ）との間に生んだ火明命（ほのあかりのみこと）とするやうです。しかし、この火明命が登美屋姫を娶るといふは、時系列的に無理があります。 | | | |   　「紀」では、一書において、天火明命の子が天香山命と触れられるにすぎません。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 「旧事紀」 | 饒速日尊　+　天道日女 | 天香語山命 | 天村雲尊 | | 饒速日尊　+　？ | 穂屋姫（異腹の妹） | | 饒速日尊　+　御炊屋姫 | 宇摩志麻治命 |  | | 「勘注系図」 | 天火明命　+　天道日女 | 天香語山命 | 天村雲尊 | | 天火明命　+　佐手依姫 | 穂屋姫 | | 「紀」神代下九段一書第六 | 天火明命 | 天香山命 |  |   「旧事紀」では、天村雲尊の別名を天五多手（あまのいたて）とし、天香語山命の別名を、手栗彦命（たぐりひこのみこと）、高倉下命（たかくらじのみこと）、尾張連の祖とし、名を記さず異腹の妹の穂屋姫との間の子としています。天香語山命は、饒速日尊が降臨前に天上で天道日女命を妃として生んだ子とし、地上で長髓彦(ながすねひこ)の妹の御炊屋姫(みかしきやひめ)を娶り生むのを宇摩志麻治命（うましまじのみこと）とし、生まれる前に饒速日尊は亡くなったとしております。 　「紀」では素戔嗚尊が蛇を十握剣で斬った時、尾の中にあった剣を「天叢雲剣（あめのむらくものつるき）」、後に「草薙剣（くさなぎのつるぎ）」と改められたとしています。「記」では、都牟刈（つむがり）の太刀、草薙の太刀とあるのみで、天叢雲剣に言及はありません。「紀」では注の扱いで、一書を引いて、「大蛇居る上に、常に雲気有り。故以て名くるか」と挿入しており、無理矢理押し込まれた観は否めません。 　天叢雲剣からすれば、天村雲は出雲国の簸の川上の蛇に起因する命名です。「勘注系図」では、天村雲命は丹波に属しますが、母系からすれば出雲系といえましょう。「旧事紀」では、丹波ではなく天上で生まれ、物部氏の祖饒速日尊の子であると主張したことになります。また、「旧事紀」では、饒速日尊の降臨に従った三十二の防衛の命（みこと）の一人に、天牟良雲命(あめのむらくものみこと)がおり、度会(わたらい)神主らの祖としております。 　さういふ設定にあっては、天村雲命と度会氏の祖としての天牟良雲命とを同一とするのは、難しいものがあります。しかし、度会氏には、外宮に於ける標剱（しるしのつるぎ）があり、草薙剱とは異なりますが、その剣を得た高倉下命、別命天香語山命の子である天村雲命を連想せしめる天牟良雲命を祖としなければならない事情があり、それは中臣氏の意向であったのでしょう。  （度会） 　度会の国（くに）、磯の国とあり、「わたらひ」は「わたらふ」であり、「わた」は海ですから海を想定し、渡ることとすれば、海を往来する地（くに）とみられます。宮の地は、磯宮といふ名からすれば、磯にあったのでしょう。「いそ」は水中や水辺の大きな石のことであり、海辺に限りません。磯部は磯における部民といふことでしょう。「記」の応神天皇の御世条に、「海部（あまべ）、山部、山守部、伊勢部を定めた」とあり、この伊勢部は磯部とも云へましょう。ただ、「いせ」とされ伊勢の字が充てられた所以は定かでありません。 　「記紀」においては、伊勢は、皇孫の道案内をした後、天宇受売（あめのうづめ）命を伴い帰り、五十鈴川の川上に鎮まった猿田毘古神の地です。五十鈴（いすず）川の五十瀬であれば「いせ」とはなります。「記」では、猿田毘古神は阿邪訶（あざか）に居り、漁中で貝に手を挟まれて溺れ死んだとし、その魂を「底どく御魂、つぶたつ御魂、あわさく魂」と記しております。海底に居り、ぶくぶくと泡立つ魂の義ですから、沫那藝（あわなぎ）神の系統、海人族であったと思はれます。ぶくぶくと泡立つものから万物が産まれてくるとするのが海人族の伝承ともなります。 　阿邪訶といふ地名は、「伊賀国風土記」逸文によれば、猿田彦神の女（むすめ）の吾娥津姫命（あがつひめのみこと）に因むもので、伊賀国は、昔、伊勢の加佐波夜（かさはや）国に属しており、伊勢の範囲内であり、また、猿田彦神が二十余万歳この国を治めていたともしております。吾娥津姫命は天から下された宝器の一つ、金（こがね）の鈴を加志之和都賀野（かしのわつかの）で祭祀してきたともしています（「伊賀国風土記逸文註釈稿（[HP](https://core.ac.uk/download/pdf/35261237.pdf)）」）。 　皇孫降臨時に関するこの地の伝承ですが、この段階では、伊勢・伊賀は猿田彦神の地とされていたやうです。  　神武東征における伝承に、伊勢津彦があります。「伊勢国風土記（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2539598)）」逸文によれば、当初、その地（くに）は伊勢都彦の国であったが、神武天皇が天日別（あめのひわけ）命に命じて、伊勢津彦に国を献上せしめたが、従はなかったので、天日別命が兵を興すと、伊勢津彦は風に乗って東方に逃げたとしています。 　文永3年（1266年）から文永6年（1269年）にかけて編纂された仙覚の「萬葉集註釈、[HP](https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100069603/viewer/70)」によれば、天日別命は、磐余彦尊の東征に従ひ、熊野村から伊勢の地を平定するために、標剱（しるしのつるぎ）を賜り派遣されたとしております。天日別命は天牟羅雲（あめのむらくも）命の孫であり、標剱は天叢雲剣を想起させ、まぎらわしい伝承です。 　「伊勢國風土記に云はく、夫れ伊勢の國、天御中主尊の十二世孫、天日別命の取り平（ことむ）けき。始め天日別命、神倭磐余彦天皇、彼の西宮より此の東州を征ちし時、天皇に随ひて紀伊國の熊野村に到る時、金烏の導く随（まま）に中州に入り、菟田の下縣に到りき。天皇、大部（おほとも）の日臣命に勅して曰はく、『逆黨、膽駒の長髄を早く征ち罰（つみな）ひ廻（めぐ）るべし』とのりたまひき。天日別命に（勅して）曰（のたま）はく、『国、天津の方に有り、其の国を平くべし』とのたまひて、即ち標剱を下賜（たま）ひき。天日別命、勅を奉り東に入ること數百里、其の邑に神有り、各（おのおの）曰く伊勢津彦。天日別命問ひて曰く、『汝（いまし）、国を天孫に献（たてまつ）るや』とまうす。答へて曰く、『吾、此の国に居住し月久しからず、敢へて命を聞かざらむ』とまうす。天日別命、兵を発し其の神を戮（ころ）さむと欲（ほり）す時、畏れ伏し恐（かしこ）みて云く、『吾、国悉（ことごと）く天孫に献る。吾敢へて居らざらむ』とまうす。天日別命（八風吹く事）問はしめて云く、『汝去る時何を以て験（しるし）と爲さむ』とまうす。恐みて云く、『吾、今夜起こる八風海水を吹くを以て波浪に乗り将に東に入らむとす。此れ則ち吾の却（しりぞ）く由なり』とまうす。天日別命恝然（平然）（卒兵イ）之を窺ひ、中夜に及（いた）り大風四（よも）に起こり波瀾を扇ぎ挙げ、光耀（かかや）くこと日の如し、陸国海（神風の事）共に朗（たからか）に、遂に波を茁（わきたて）て東せむ。古語に云ふ『神風の伊勢国、常世の浪寄せる国』は蓋し此の謂（いひ）なり。伊勢津彦神近く未だ（？）信濃国に住ましめず。天日別命、此の国を懐（なつ）け築き復命す。天皇出？大きに観（みそなは）し詔して曰はく、「国は国神の名を取り伊勢と號（なつ）け、天日別命の村地国と為し、宅地を大倭の耳梨の村に賜ふべし」とのりたまひき（或本、之、天日別命詔を奉り、熊野村より直に伊勢国に入り、敬（つつし）みて荒神を戮（ころ）し、遵（したが）はざるを罸（つみな）ひ、山川を堺し、地邑を定め、然して後、橿原宮に復命せむ）」とあります。（本居宣長は、『古事記伝』で「伊勢津彦と云ふは、建御名方ノ神の亦の名にて、右の故事は、即ち建御雷ノ神の建御名方ノ神を攻追ひたまへる此の段の事なるを、神武天皇の御世の事とせるは、伝の誤なるべし」としています）。 　同逸文の度会郡条によれば、大国玉神（大国主神の魂）が天日別命に橋を造らせ、完成間際に、梓弓を橋にして度（わた）り、弥豆佐々良比売命（みずささらひめのみこと；伊勢津彦のむすめ）を資（あた）ふに参来（まゐきた）り、土橋郷岡本村で天日別命と相迎へ、述べたことばが度会の所以とされています。「歎地出之参会日刀自尓度会（地出ずを歎く参会の日、刀自（とじ；女主人）にわたらふ）」。資は「たすく」でもあり、弥豆佐々良比売命が天日別命の妻となったといふことですから、「国譲り」をなした大国玉神の仲介でもあり、両族の和解が図られたとするのでしょう。 　本居宣長の指摘にあるごとく、神代と神武東征の時代が重なり合った伝承であり、理解に苦しみます。  　天日別命は「記紀」や古語拾遺、「旧事紀」では確認できないことがやっかいです。「旧事紀」国造本紀では、天日鷲命を伊賀・伊勢国造の祖としております。このことから天日別命と天日鷲命とを同一視することがよくみられますが、天日鷲命は斎（忌）部宿禰の祖太玉命に率ゐられる阿波国の忌部等の祖であり、中臣系度会氏の祖の天日別命とは合致しません。 　古語拾遺では、天目一箇命（あめのまひとつのみこと）を筑紫・伊勢の忌部の祖としており、すでに見たやうに（53頁）、阿波国の忌部を分けて東国で麻を植えた地を総国（上総、下総）の由来としており、古語拾遺と「旧事紀」からすれば、忌部氏の系統が伊勢の地の国造であったことになります。 　天日別命の素性は、「新撰姓氏録」に至り、「天底立命の孫」と公認されました。しかし、度会氏系図では、天底立命の孫は、天鈴杵命で、天日別命は天牟羅雲命の孫となっており（神皇産霊尊―櫛真乳魂命―天曽己多智命（天底立命）―天嗣杵命**―**天鈴杵命―天御雲命―天牟羅雲命―天波与命―天日別命）、「新撰姓氏録」とは一致しません。いずれにしましても、天児屋命とは異なる中臣氏の系統とされます。 　天日別命に追い出された伊勢津彦ですが、後にみる「倭姫命世紀」では、時代が異なり垂仁朝のことですが、五十鈴川で倭姫命一行を迎へた地元の一人を出雲神の子、出雲建子（いづもたけるこ）命の別名を伊勢都彦神としております。時代が合致しませんので別人なのでしょうが、伊勢津彦を出雲系とする伝承があったと思はれます（「いせ」を「いろせ；伊呂勢＝弟」の省略で出雲の分派とする説もあります）。 　出雲系が早くから伊勢の地に入っていたとすることは、そう奇異なことではありません。霊亀二年（716年）に出雲国造出雲臣果安（はたやす）が奏上を許された「出雲国造神賀詞」によれば、「国譲り」に際して皇孫を守護するために、大穴持命（大国主命）は自身の和魂を大物主神として三輪に、子の阿遅須伎高孫根命の魂を葛木の鴨に、事代主命の魂を宇奈提に、賀夜奈流美命の魂を飛鳥に奉ったとしており、国譲りの時点で、出雲の勢力が倭（やまと：奈良盆地）のそれらの地域に進出していたことを前提としています（「国譲り」されたなら、皇孫が守護されるこの地に降りるべきですが、まるで無縁の高千穂に降りたといふは、「国譲り」の意味をなさず、この神話に破綻がみられるものですが・・・）。 　磐余彦尊の東征時点には、彼等はすでにそこに居り、「記」では磐余彦尊は大物主神の産んだ比売多多良伊須氣余理比売（ひめたたらいすずひめ）、「紀」では事代主神が産んだとする媛蹈鞴五十鈴媛（ひめたたらいすずひめ）を皇后にしております。伊勢の地に入っていた子孫を出雲建子と考へることもできるでしょう 「大穴持命の申給（もをしたまは）く、皇御孫命の静坐（しづまりまさ）む倭大物主櫛𤭖玉命（やまとおほものぬしくしみがたまのみこと）と名を称（たゞへ）て大御和（おほみわ）の神奈備（かむなび）に坐（まさ）せ。己命の御子（みこ）阿遅須伎高孫根（あぢすぎたかひこね）の命の御魂を葛木（かつらき）の鴨の神奈備に坐せ、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御魂を宇奈提（うなで）神奈備に坐せ、賀夜奈流美命（かやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神（ちかきまもりのかみ）と貢置（たてまつりおき）て、八百丹杵築宮（やほにきづきのみや）に静坐き（出雲国造神賀詞）」とあります。 　出雲国造が神吉詞（かむよごと）を奏上する御沐（ゆあみ）の忌玉（いみたま）を作るのが出雲の忌部氏です。出雲系、阿波系の忌部氏がともども伊勢に居ることに違和感はないでしょう。 　また、「播磨国風土記」揖保郡の伊勢野条に、伊和大神の子、伊勢都比古命と伊勢都比売命があり、播磨は人の往来する地であり、渡来人は定住をするために、伊勢都比古命と伊勢都比売命の爲に山の麓に社を建て祭祀し、二神を山の峯に留め、彼等は定住したとする説話が記されています。また同郡佐比岡条に、出雲大神が神尾山に在し、ここを通る出雲人は佐比（さひ、鎌、鋤）を作り祭祀したともあり、元来は、出雲神系が入り込んでいた地であったやうです。伊和大神は新羅からやってきた天日槍命と争い、天日槍命を出石に向はせたとか、宗像の奥津嶋比売命を妊ませたとかさまざまな伝承があり、地元の古来の神とも大国主命ともみられる神のやうです。伊勢野条ですから伊勢都比古は伊勢野の男子といふ義ですが、出雲系であったとすることができるでしょう。 　その当時は、度会は氏族名ではなく、地名であったと思はれます。 　これらの伝承は風土記が編纂された頃のもので、神代のことと神武東征の時代のことが渾然としており、門外漢には頭がくらくらします。  　大仏開眼や神仏習合、八幡神信仰などで伊勢に対する関心が薄らいでいた時代には、伊勢神宮の神官達がその正統性を確立するべく、荒木田氏による「皇太神宮儀式帳」や度会氏のよる「止由気太神宮儀式帳」が提出され、それらの伝承に改変が施されることになります。 　皇太神宮儀式帳では、倭姫命一行が伊勢に入ったとき迎へたのを伊勢国造の遠祖、建夷方（たけひなかた；建日方）命としております。彼は国名を問はれて、「神風の伊勢国」と答へたとあります。 　建夷方の出自が記されておりませんが、「記」によれば、吉備兒島を建日方別（たけひかたわけ）としており、倭建（やまとたける）命の東伐に吉備臣の祖、御鉏友耳建日子（みすきともみみたけひこ）を副（そ）へており、吉備系であったかもしれません。伊波礼毘古命（神武天皇）は吉備の高島宮で八年東征の準備をしており、吉備の勢力が伊勢に入っていても不思議はありません。 　度会氏の見解を示すものとして記されたものに「倭姫命世紀（[HP](https://websv.aichi-pref-library.jp/wahon/pdf/1103266932-001.pdf)）（[HP](http://www.jinja-net.jp/jinja-shi/siryou/yamatohime2.pdf)）」があり、巻末に、「天武朝（672‐686）の大神主とされる御孫（御気）が書写し、神護慶（景）雲2年（768年）に禰宜五目麻呂（五月麻呂）が撰集したとありますが、現在ではこれは後世の仮託とされ、実際には鎌倉中期の建治から弘安のころ（1275‐1287）の成立とする説（久保田収『中世神道の成立』）が有力である」と注されております。 　二十五年条に「飯野高宮より遷幸（みゆき）して 伊蘇宮（いそのみや）に坐しまさしめき。時に、大若子命問ひたまはく、「汝（いまし）がこの国の名は何と曰（まを）しき」。「『百舩（ももふね）度會（わたらふ）国、玉綴（たまひろふ）伊蘇国』と曰して、御塩濱並びに林を定め奉（たてまつ）りき」とあり、多くの船で渡海させる地（くに）を度会国とし、玉を集める磯を伊蘇国とし、塩と塩を焚く材木を奉納した、としています。 　万葉集巻7－1322に、「伊勢の海の 海人の島津が鮑（あはび）玉 取りて後もか 恋の繁（しげ）けむ 」とあり、海産物の中には真珠玉もあり、手に入れるとますます恋しくなると珍重されたやうです。 　大若子命（おほわくごのみこと）が倭姫命一行の案内をしており、別名を大幡主命（おほはたぬしのみこと）と云ひ、天照大神は最終的に、神風伊勢国の百傳度會県の「さこくしろ（口の割れた鈴）五十鈴宮」に祭祀されることとなり、垂仁朝の五大夫の一人、中臣氏の祖大鹿島命が祭官となり、大若子命は国造でありながら大神主となったとしております。荒木田氏の「皇太神宮儀式帳」の天見通命を祢宜にしたといふことに対抗する記事となっています。  　度会氏の系図（[HP](https://geocity1.com/okugesan_com/watarai.htm)；公卿類別譜）では、神皇産霊尊―櫛真乳魂命―天曽己多智命―天副杵命―天鈴杵命―天御雲命―天牟羅雲命―天波与命―天日別命―彦国見賀岐建興来命―彦田都久禰命―彦楯津命―彦久良為命―大若子命　となっています。大幡の主、船に掲げる最も大きい旗の主（うし）を、雲が湧き上がる「わく」とし、度会氏の祖の雲に連なる名にしたともとれます。 　また、「倭姫命世紀」では、猿田彦神の裔（すゑ）、宇治土公（うぢのつちのきみ）の祖の大田命が神田を進（たてまつ）り、そこに神館と倭姫命の斎宮を造ったとします。その場に、出雲神の子出雲建子（いづもたけるこ）命（一名伊勢都彦神、一名櫛玉「くしたま」命）、その子大歳神、桜大刀（さくらおほとぢ）命、山神・大山罪（おほやまつみ）命、朝熊水（あさくまのみなと）神が居たとしています。  倭姫を迎へた国造は度会氏の祖大若子命であるが、五十鈴では猿田彦神の子孫、忌部系出雲系の子孫も協力をして宮を造ったとしております。出雲建子の別命を伊勢都彦神としておりますが、天日別命に追われた伊勢津彦とは時代が異なりますから、同名の子孫となるべきものです。しかし、別名を櫛玉命としています。櫛玉命は、「旧事紀」の天照国照彦天日明櫛玉饒速日命、物部氏の祖、饒速日命とみられがちですが、「新撰姓氏録」によれば、高魂命の子です。また、天明玉命を高魂命の孫としていますので、出雲の玉造りの系統です。 　すでにみましたごとく、「出雲風土記」、「出雲国造神賀詞」では、高天の神王を高御魂・神魂としますが、この両神を「たかみむすび」「かみむすび」とよませて、高皇産霊尊、神皇産霊尊とダブらせていますので、混乱が生じています。高魂命は、高御魂のことですから、出雲神となります。しかし、これも神代のことで時代が合致しませんので、頭が混乱いたします。ただ、宮の建立には、猿田彦神系、出雲忌部系などが深く関与していたとみられていたやうです。  　荒木田氏の「皇太神宮儀式帳」では、伊勢で倭姫命一行を迎へたのを、伊勢国造の遠祖の建夷方命と記しておりました。しかし、度会氏系の「倭姫命世紀（十四年条）」では、伊勢国桑名の野代宮で、天日別命の子孫、国造の大若子（おほわくご）命（別名、大幡主命）が仕へていたとしており、そこに国造の建夷方が参上したと改変しています。度会氏としては、建夷方命より大若子命が優位の立場にあったことを印象付けたのでしょう。どちらも国造とありますが、建夷方命が国名を聞かれ、「神風の伊勢国」と答へたことは変更されておらず、彼が伊勢国造となります。文章上、大若子命が伊勢国造である印象を与へますが、二人を同時に伊勢国造とすることはないでしょう。 　 　伊勢は島伝いに渥美半島に渡り東国に向かう事が出来る地であり、海人族にすれば、度会の地（くに）と称すことができ、猿田彦神はその代表とみえます。そこには出雲系、阿波の忌部系、吉備系が入りこんでおり、神武天皇の時には、出雲系とおぼしき伊勢津彦が追はれ、天日別命がその娘を娶り統治し、その子孫が度会氏を称したとするやうです。その子孫の地に、垂仁朝に倭姫命が天照大神をこの地で祭祀するとなり、彼等が、地や田や部民などを提供し、祠を建て、供物を用意したのでしょう。忌部氏が国造の祖であるなら、倭姫命を祭主として、忌部、中臣、猨女系が祭祀を指導したとしても不思議はありません。 　皇太神宮儀式帳では、それを中央では大夫の大鹿嶋命が管轄をし、宮の運営は鹿嶋命の孫の天見通命が担当したとしました。これは大鹿嶋命を祖とする中臣氏、天見通命を祖とする荒木田氏の見解です。しかし、「倭姫命世紀」においては、倭姫命一行を主導したのは建夷方命ではなく、天日別命を祖とする大若子命、度会氏の祖であるとし、大鹿嶋命を祭官に定め、大幡主命（大若子命）を神の国造兼大神主に定めたとしております。　 　かやうな中臣氏に対して批判を加へたのが、大同二年(807年)に、「古語拾遺」を著はした齋部広成でした。 「天上（あめ）より始めて、中臣・齋部の二氏は、相副（とも）に日の神を禱（いの）り奉る。猨女（さるめ）が祖（おや）も、亦神の怒を解く。然れば、三氏の職は、相離るべからず。而るに、今伊勢の宮司（みやづかさ）は、獨り中臣氏を任（め）して、二氏を預らしめず」とあります。 　 　おそらくは、当初は、伊勢神宮の祭祀はこの三者によって行はれ、磯部や丹波系の海部も関与していたのでしょう。国家の祖神となって以降には、神祇泊、大神宮司の管轄する所となり、中臣氏の影響力が強くなり、古式にこだわる忌部、猨女系が排除されざるを得なくなったのでしょう。しかし、政権内部は、現実政治においては、中国の律令制、仏教や神仏習合の八幡神への関心が高く、伊勢神宮の正統性を護持するために、神宮の現場を預かる荒木田氏、度会氏が奮起をせざるを得なかったのかもしれません。  　二所太神宮例文（[HP](https://www2.dhii.jp/nijl/kanzo/iiif/200000508/images/200000508_00004.jpg)）によれば、荒木田氏は、天見通命―天布多由岐命―大貫連伊己呂比命―大阿礼命―大貫連波己利命―荒木田最上となっており、最上について「波己利命の子、始めて荒木田姓を賜り、成務天皇御代に奉仕す」とあります。伊勢天照皇太神宮禰宜譜図帳・伊勢天照皇太神宮禰宜譜図帳補任次第によるのでしょう、成務天皇の時大神の御饌料田三千代を奉った功績とされ、また、伊己呂比が景行天皇の時代に伊勢国度会郡大貫(三重県度会郡度会町大野木)に住んで大貫連の姓を賜ったともされるやうです。 　つまり、荒木田氏は土着の磯部ではなく、度会に渡来し、神宮に関与し、最上の時に神田を献上することで重きをなした祢宜であったことになります。その祖の天見通命は臣陝山命の子とされ、もう一人の子が中臣の本系の跨耳命（雷大臣命）であり、臣陝山命は国摩大鹿島命の子であり、荒木田氏は中臣の一支族に組み込まれたのでしょう。  　度会系図（[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0357-002005&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=%E3%80%90%E5%BA%A6%E4%BC%9A%E7%B3%BB%E5%9B%B3%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=22)）によれば、大若子命について、垂仁天皇に奉仕し、標剱を賜り越國を平定し、神宮の地を整備し国造としまた大神主として奉仕したとしています。「越国に荒ぶる凶賊阿彦ありて皇化に従はず、取り平らぐに罷れと詔りて、標剱賜り遺き。即ち幡主罷り行き取り平らげて返事（かへりごと）白（まう）す時、天皇歓び給ひて、大幡主の名を加へ給ひき。神宮雜例集（巻末参照）に云く、皇大神御鎮座の時、大幡主命、物部八十諸人等を率ゐ荒御魂宮地の草木根を苅り掃き大石を取り平らげて大宮奉り定めき。時に大幡主命白（まう）さく、己が先祖の天日別命伊勢國内磯部河以東を賜り神國定め奉る、飯野・多氣・渡相評也。大幡主命を神國造并大神主と定め給ひき」。 　また、大佐々命については、雄略天皇の時に、二所太神宮大神主であり、丹波に派遣され豊受大神を迎へたとしています。「雜例集に云ふ本記に云う大長谷天皇の御夢に皇大神の教へ覺し給はく、高天原坐す我みし未だきし宮處に鎮（しずま）り坐して後、經年間吾一所のみ坐すれば御饌安からず聞こしめして云々。丹波国与佐の比沼の真井に坐す道主王子八乎止女の斎奉る御饌つ神と由居の神を吾坐す國に誨へ覺すを欲（ほり）し給ひき。時に、天皇驚き給ひ、度會神主等先祖大佐々命を召して差し使はし布理表（たてまつ）れと宣（のり）き。仍ち退經して布理を奉りき。是豊受大神也」とあります。 　豊受大神の宮が建立され、大佐々命は皇太神宮と豊受神宮の二所太神宮の大神主となりますが、当時は渡會郡と多氣郡が分離される前の時代のことでした。これが分離させられますのは、孝徳天皇の時（大化五年「649年」）であり、奈波が度會督造と記され、その子の祖父が度相神主と記され、注に、「續日本紀元明天皇和銅四年（711年）辛亥伊勢国人磯部の祖父、高志の二人、姓（かばね）に渡相神主を賜る」とあり、この二人に遡って渡相神主が付されることになったのですが、この二人は磯部に属すとみられたやうです（渡相は天日別命を念頭においた「渡り相ふ」、度会は、大若子命の「度り会ふ」を想起させます）。 　度会氏では、神武天皇から標剱（しるしのつるぎ）を賜った天日別命と伊勢津彦の女（むすめ）を祖とし、天日別命が天牟羅雲命の孫であり、標剱が天牟羅雲剣（草薙剣）を想起させる錯覚を起こさせるのですが、その剣を護持する氏族であるとします。また、雄略朝では、豊受大神の招致にも役割を果しており、その際には、丹波宿祢度会神主石部直等が丹波より渡来したとする伝承もあり、天日別命以前からの忌部、猨女、中臣系の影響もあり、伊勢の磯部には強力な祭祀集団が形成されてきたのでしょう。大化の改新以降、度会氏は中臣氏の下で、二所太神宮において力を増すことになったやうです。 |

**をはりに**常陸国風土記を読むなかで、東国の惣領となった中臣幡織田連の出自が分からず、これを調べ始めたのがきっかけでした。中臣氏系図とか尊卑分脈を参照しますと天御中主神に遡る詳細な系図があります。そして、「記紀」や「古語拾遺」、「旧事紀」などと照らし合はせてゆきますと、ずぶずぶと底なし沼に入りこんでゆく思ひに陥ります。  
　これらの系図は、中臣鎌足以後、中臣氏、あるいは藤原氏が政権の中枢を占め、あるいは追はれ、あるいは返り咲く世界の中で編纂されたものです。  
  
　尊卑分脈によれば、常磐の時に「中臣連」の姓を得、それ以前は卜部であったと自認しております。卜といふは亀で卜することで、天児屋命は占（太占、ふとまに、鹿など亀以外の骨による占）ですから、亀卜を取り込まねばなりませんでした。  
　「紀」によれば、壱岐の卜は顕宗天皇三年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki33.htm#%E4%B8%89%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）で、壱岐県主の祖押見宿禰（おしみのすくね）により山背国葛野郡の歌荒樔田（うたあらすだ、葛野坐月読神社）に持ち込まれたとされていました。壱岐直真根子の父を雷大臣命としておりますから、雷大臣命の卜は壱岐の卜と思はれます。また、対馬の卜が下県からも導入され、対馬下県直を賜り、磐余（橿原の目原坐高御魂神社の地）で従事したともされています。  
　  
　対馬の日神「アマテル」祭祀を取り込んだのは物部氏でした。物部氏は、崇神天皇の時に、伊香色雄（いかがしこを）が神班物者（かみのものあかつひと）とされ、須恵器製造頒布の特権を得ておりました。「物」の「部」である物部が「卜」の「部」である卜部を伴ひ、四道將軍が平定した地に、物品と祭祀を展開させてゆくことができたのでしょう。  
　物部氏と結び付いたことで、この集団は東国にまで勢力を拡大し、香取や香島で経津主神や武甕槌神を祖とすることが可能となったのでしょう。常磐の時に「中臣」を賜りますが、勝海が討たれ、河内の天児屋命系が力を失ひ、武甕槌神を祖とする東国系が主流となったやうです。  
　鎌足が中国の思考や仏教を採り入れ、政治改革を目指し、藤原の姓を得て以降は、天皇家と婚姻関係を結び、中臣氏は太政官と神祇官双方の要職に就き、律令制度の導入、施行を目指し、国家鎮護の役割を持つ春日大社設立、神祇伯として伊勢神宮を中心とする神界の秩序構成に向かったやうです。  
　それらの「あれこれ」を考える素材となっておれば幸いです。  
  
了　2021.05.05

巻末資料  
**皇太神宮儀式帳**延暦23年（804年）8月28日に内宮禰宜荒木田公成・同宮大内人宇治土公小紲が、大神宮司大中臣朝臣真継・禰宜五月麻等の調査・確認を経て太政官に提出した文書とされますが、原文は失はれ書写年代は不明ですが、訓の付け方や仮名の字体から鎌倉時代末期～南北朝時代の写本と考えられているやうです。  
「天照坐（あめてらします）皇太神（すめおほかみ）、所謂天照意保比流賣尊（あまてるをほひるめのみこと）、同殿にまします二神、左方にましますを天手力男の神靈と称し、御形弓にてます、右方にまします万幡秋津姫命と称すなり。此れ皇孫の母靈御形剱なり。御まします地、度會の郡宇治の里伊鈴の川上の大山の四至、山遠く、這（ここ）に阻（さか）しく廻りて又南に近く西北に河廻る、東は岩井嵩（いはゐのたけ）赤木熊嵩黄楊（やなき）山嵩尾垂（おたれ）峯等を以て山堺と為し、北は比奈多嶋甕(かめ)嶋志婆崎酒瀧（さかたれ）嶋阿婆良岐（あばらき）嶋大嶋屋嶋歌嶋都久毛（つくも）嶋石嶋牛嶋小嶋等を以て海堺と為し、南は志摩國鵜掠（うぐら）嵩錦山坂並を嵩て山堺と為し、西は伊勢国飯高下樋の小河を以て、此を神の遠崎と称す。常に太神宮に入参る驛使鈴の口塞く。飯野郡磯部河、此を神の近堺と称し、以て北の海を限る掛畏（かけまくもかしこき）天照坐太神月讀の神、二柱所称（まうす）は伊弉諾尊伊弉冉尊共に夫婦合（みとのまぐはひ）を為して生（あれ）ます所の神の御形鏡にてます。供奉（ぐぶす）る行事は天照坐皇太神の伊勢国渡會宇治の里佐古久志留伊須須（さこくしろのいすず）の川上に御行幸坐（みゆきまし）ます時の儀式（よそほひ）磯城瑞籬宮御宇御間城天皇（崇神天皇）の御世に、以徃（そのかみ）天皇殿を同じく御（ましまし）て同天皇御世に豊耜入姫命を以て御杖代（みつへしろ）と為し出で奉りき。豊耜入姫命の御形長成（つひたま）ひき。次に纏向珠城宮御宇活目天皇（垂仁天皇）の御世に、倭姫内親王を御杖代と為し、斎（いつき）奉りき。美和の御諸原（みもろのはら）に斎宮（いつきのみや）を造り奉りて斎始め奉りき。時に、倭姫内親王太神を頂（いたた）き奉りて願ひたまふ國を求め奉る時に、美和の御諸宮より發（たち）たまひて出でしめましき。時に御送驛使（みをくりのまやのつかひ）阿部武渟川別（あべのたけすかはわけ）の命和珥彦國葺（わにくにふき）の命中臣大鹿嶋（なかとみのおほかしま）の命物部十千根（もののべとちね）の命大伴武日（おほとものたけひ）の命合（あはせ）て五柱の命等を使と為して入れまさしめき。彼の時、宇太の阿貴（あき）の宮にましき。次に佐々波多（ささはた）の宮にましき。其（そこ）に即（すなは）ち大倭造等（おほやまとのみやつこら）神御田幷（ならび）に神戸を進（たてまつり）き。次に淡海（あうみ）の坂田の宮にましき。次に美濃の伊久良賀波（いくらかは）の宮にましき。次に伊勢の國桑名の野代（のしろ）の宮にましき。其の宮にます時に、伊勢の国の造（みやつこ）の遠（とほ）つ祖（おや）建夷方（他書建日方とす）を汝（いまし）が國の名は何（なん）と問ひたまふ。曰（まうさ）く、神風伊勢の國と白（まうし）き。即ち、神(御)田幷に神戸を進き。次、河曲鈴鹿の小山の宮にましき。彼の時、川俣縣（かはまたあがた）の造等（みやつこら）が遠祖（とほつおや）大比古（をほひこ）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、味酒（あぢさけ）鈴鹿の國と白き。其に神御田幷に神戸を進き。次に安濃縣（あのあがた）の造真桑枝（まくはえ）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、草蔭（くさかげ）の安濃國と白き。即ち、神御田幷に神戸を進き。次に壹志藤方片樋（いちしふちかたひ）の宮にましき。其（そこ）に在（ます）阿佐鹿の悪神（あしきかみ）を平（なこ）めたまふ。驛使（やけつかひ）阿部大稲彦（あべのおほしねひこ）の命、即ち御共（みとも）に仕奉（つかふまつ）りき。彼の時、壹志の縣の造等が遠祖建呰子（たけあさこ）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、完徃呰鹿（ししきあさか；一に宍行阿佐加とす）國と白き。即ち、神御田幷に神戸を進き。次に、飯高縣の乙加豆知（をとかつち）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、忍飯高（おしいいたか）の國と白き。即ち、神御田幷に神戸を進き。而して飯野の高の宮にましき。彼の時、佐奈（さな）の縣の造御代の（みしろ）宿称（すくね）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、許母理（こもり）の國志多備（したひ）の國真久佐牟氣（まくさむけ）草向（くさむけ）の國と白き。即ち、神御田幷に神戸を進き。而して多氣佐々牟（ささむえ）の宮にましき。彼の時、竹首（たけをうと）吉比古（きひこ）を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、百張（ももはり）蘇我（そが）の國五百枝刺竹田（いほえさすたけた）の國と白き。即ち櫛田根椋（くしたねくら）御田進（たてまつり）き。次に玉岐波流（たまきはる）磯の宮にましき。次に百舩（ももふね）を渡會（わたらい）の國佐古久志呂（さこくしろ）宇治家田（うちのいえた）の田上（たかみ）の宮にましき。時に、宇治の大内人（をほうちんど）仕奉（つかふまつりき）宇治土公等（うちのつちきみら）が遠祖（とほつおや）大田（をほた）の命を汝が國の名は何と問ひたまひき。曰く、佐古久志呂（さこくしろ）宇治と白き。是の川の名は古久志留伊須須（さこくしろのいすず）の川と申（まを）す。是の川上に好（よき）大宮地（ところ）在（をはします）と申す。即ち所見（しろしめし）大宮地定めたまひき。朝日の来り向ふ國、夕日の来り向ふ國、浪音（なみのおと）聞へざる国、風の音聞へざる国、弓矢鞆の音聞へざる国と。大御意（みこころ）鎮まります国と。悦（よろこ）ひたまひて大宮定め奉（たてまつ）りき。時に、伊鈴の御川の漑水道田（みつちかからんた）は苗草不敷（しかずし）て作食（つくりくらふ）と。太御㕝（事）（ふとのりこと）垂れたまひき。亦（また）我が朝（あした）の御膳（みけ）稲の御田（みた）作る家田（うへた）の堰水道田（ゐのみつひくた）には田蛭（たひる）は穢（けがらは）し。故（ゆへ）、我が田には不住（すませじ）と宣（のたま）ひき。此の御㕝（みこと）に依り今の世にも苗草敷かず、田蛭住まず。亦、種々（くさくさ）の㕝忌み定めたまひき。人打つを奈津（なつ）と云ひ、鳴くを塩垂（しほたるる）と云ひ、血を阿世（あせ）と云ひ、完（しし）を多氣（たけ）と云ひ、佛（ほとけ）を中子（なかこ）と云ひ、經を曽目加弥（そめかみ）と云ひ、塔を阿良良岐（あららぎ）と云ひ、法師を髪長（かみなが）と云ひ、優婆塞（うはそこ）を角波須（つのはす）と云ひ、寺を瓦葺（かはらふき）と云ひ、斉食（とき）を庁食（かたけ）と云ひ、死を奈保利物（なほりもの）と云ひ、墓を土村（つちむら；一に土室式とし、つまくしとよめり）と云ひ、病（やむ）を慰（なくさむ）と云ふ。かくのごとき一切（もろもろ）の物の名忌むの道定めたまひき。秡の法（みこと）を定めたまひき。天都罪（あまつつみ）と取始（はじめ）し罪は、敷蒔（しきまき）畔放（あはなち）溝埋（みぞうめ）樋放（ひはなち）串刺（くしさし）生剥（なまはぎ）逆剝（さかはぎ）屎戸許々太久の罪を秡（二字なし）て天津罪と告分（のりわけ）国都罪と所始（はじめ）し罪は、生秦断（いきのはだたな）死膚断（なをし？のはだたな）己母犯（をのかははをか）せる罪己子犯せる罪畜（けもの）犯せる罪白人古久弥（しらひとこくみ）川入（かはいり）火焼（ほやけ）の罪を国都罪と定めたまひて、犯過（をかしあやま）てる人に種々（くさぐさ）の秡物（はらひもの）出（い）ださしめて秡ひ淸めと定めたまひき。時に太神宮祢宜氏荒木田の神主等が遠つ祖（おや）国摩大鹿嶋（くにまおほかしま）の命の孫天見通命（あめみとをすのみこと）を祢宜に定めて、倭姫内親王（やまとひめみこ）朝廷（みかと）に参上（まいりおは）しましましき。是の時より始て祢宜氏絶へる㕝無して、職掌供奉（つかさとりつかうまつ）る祢宜の任（なりいる）日忌日（火）（いむび）の飯食（いひくひ）忌慎（きまはり；いみつつしみ）聖朝（みかと）の太御壽（ことぶき）を手長（たなが）の大壽（おほいのち）と湯津の石村の如く堅石（かきは）に常石（とこは）に伊波比与佐志（いはひよさし）たまひ、伊加志（いかし）御世に佐岐波閇（さいはへ）たまひ阿礼（あれ）ます皇子等（みこたち）の太御壽を慈（うつくし）びたまひ、百官（もものつかさ）に供奉人等（つかうまつるひとたち）をも天下（あめかした）の四方国（よものくに）の人夫（おほしたから）に至るまで長く平らけく作りたまへる五穀物（いつつのたなつもの）を慈びたまへと朝夕（あしたゆふへ）に祈り申（まう）す。  
  
初神郡り度會多氣飯野三箇郡の本記行㕝 58  
右纏向（まきもく）の殊城（たまき）の朝廷（みかと）より以來（をちつかた）　難波の長柄（ながら）の豐前（とよさき）の宮に御宇（あめかしたしらす）天萬豐日（あめよろづとよひ；孝徳）の天皇の御世に至るまで　有尒鳥墓村（うにのとりつかかむら）に神庤（かんだち）を造りて、爲雑（くさぐさ）の神政（かんのまところ；まつりこと）を行ひ仕奉（つかへまつ）りき。而して難波の朝廷の天下立評（たちさだめ）たまふ時に、十郷を以て分けて、度會の山田原に長（屯）倉（とくら）を立てて、新家連（にゐけのむらじ）阿久多（あくた）の督領（かみ）に礒連（いそのむらじ）牟良（むら）を助督に仕奉りき。十郷を以て分けて、竹村（たけのむら）に長（屯）倉を立て麻續連（をみのむらじ）廣背（ひろせ）の督領に礒部眞夜手（いそべのまやて）を助督に仕奉りき。同じき朝廷の御時に、初めて太神宮の司と所る神庤の司（つかさ）に補（稱）い、中臣香積連（なかとみのかつみのむらじ）須氣（すけ）仕奉りき。是の人の時に、度會の山田原に御厨（みくりや）を造りて、神庤と云ふ名を改めて、御厨と号（なづ）く。即ち大神宮司と号けき。近江（をうみ）の大津（をほつ）の朝廷の天命開別（あめみこひらきわけ；天智）の天皇の御世に、甲子の年を以て、小乙中の久米勝麿（くめのなかまろ）に、多氣の郡の四箇の郷を申割（さけわき）て、飯野の髙の宮の村に長倉を立てて、督領を評（さだ）め仕奉りき。即ち公郡と爲し之右元三箇郡を一處に攝（す）へ、太神宮に仕奉りき。割分（わけさだめ）所の由（ゆへ）顕（あきらか）なること件（くだん）の如し。  
  
**止由気太神宮儀式帳**  
延暦23年（804年）3月24日に外宮禰宜五月麻呂・内人山代等が、大神宮司大中臣朝臣真継及び神祇官の調査・確認を経て太政官に提出した文書です。「皇太神宮儀式帳」とともに、平安時代初期の内宮・外宮等を知るための重要な史料とされています。ただ、「止由気太神宮儀式帳、校訂試案　佐野真人、[HP](https://core.ac.uk/download/pdf/234591211.pdf)」によれば、延暦23年の原本、承久4年（1223年）の改正本は失はれており、現存本には改変され、あるいは追加されたものがあるとのことですので、門外漢には識別不能です。  
  
天照（あまてらし）坐（まします）皇大神（すめおほみかみ）、始（はじめ）巻向玉城宮（まきむくのたまきのみやに）御宇天皇（あめのしたしらすすめらみこと；垂仁天皇の）御世。國國處處（くにぐにところどころに）大宮處（おほみやどころを）求（まぎ）賜（たまひし）時、度會の宇治の伊須須（いすず）の河上に大宮供奉（つかへまつりき）。尓時（そのとき）、大長谷天皇（おほはつせのすめらみこと；雄略天皇の）御夢に誨覺賜（をしへさとしたまはく）、「吾（あれ）高天原坐（たかまがはらにましまし）て見し眞岐（まき）賜し處に志都眞利（しづまり）坐（まし）ぬ。然（しかれども）吾（あれ）一所（ひとところ）に耳（のみ）坐（ませ）ば甚苦（いとくるしく）加以（しかのみならず）大御饌（おほみけ）も安不聞食坐（やすくきこしめさずてまします）。故に、丹波國比沼（たにはのくにのひぬ）の眞奈井（まなゐ）に坐す我が御饌都神（みけつかみ）等由氣大神（とゆけおほかみ）を、我許欲（あがりほりす）」と誨覺奉（をしへさとしまつりき）。尓時、天皇驚悟賜（おどろきさめたまひ）て、即ち従丹波國（たにはのくにより）令行幸（いてせさしめ）て、度會の山田原の下石根に宮柱太知立（ふとしりたて）、高天原に知疑（ちぎ）高知（たかしり）て、宮定（みやさだめ）齋仕奉始（いつきまつりそめ）き。是以（これをもて）、御饌殿（みけとの）造奉（つくりまつり）て天照坐皇大神の朝（あした）の大御饌（おほみけ）夕（ゆふへ）の大御饌を日別供奉（ひごとにつかへまつる）。  
  
**神宮雑例集**  
皇大神宮禰宜荒木田徳雄神主（貞観十七年「875年」禰宜拝任、延喜五年「905年」辞任）の家々に代々相伝されて来た古記文があって、その後、その孫の興忠神主（応和元年「961年」禰宜拝任、天元元年「978年」辞任）・その子の氏長神主（天元元年「978年」禰宜拝任、長保三年「1001年」辞任）・その子の延利神主（長徳元年「995年」禰宜拝任、長元三年「1030年」）辞任」・その子（系図に拠れば孫に当たる）延基神主（長元二年「1029年」禰宜拝任、承暦二年「1078年」卒去）等が代々これを相伝し、且つ各自が日記を書き継いで来たものである（太神宮諸雑事記訳注試案；[HP](https://mkpo33.jimdofree.com/%E5%A4%AA%E7%A5%9E%E5%AE%AE%E8%AB%B8%E9%9B%91%E4%BA%8B%E8%A8%98%E8%A8%B3%E6%B3%A8%E8%A9%A6%E6%A1%88/)）  
  
巻一  
度會郡。  
多氣郡。（[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0007-006005&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=%E3%80%90%E7%A5%9E%E5%AE%AE%E9%9B%91%E4%BE%8B%E9%9B%86%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=18)）  
本紀に云く、皇太神御鎮座の時、大幡主命物部の八十友の諸人等を率ゐ、荒御魂宮地の荒草木の根を苅り掃き、大石小石を取り平きて、大宮を定め奉りき。時に、大幡主命白く、「己が先祖天日別命、伊勢國内礒部河以東を賜り神國を定め奉りき。（飯野多氣度相評也。）即ち大幡主命を神國造并に大神主に定め給ひき」とまうす。又云く、難波長柄豊前宮（孝徳天皇）御世には、飯野・多氣・度相惣て一郡也。其の時、多氣の有爾（うに）の鳥墓（とつか）に郡を立て、時に、己酉の年を以て始めて度相郡を立て、大建冠神主奈波を以て督造に任じ、少山中神主針間を以て助造に任ず。皆て是大幡主命の末葉、度會神主先祖なり。  
  
雄略天皇（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2559061?tocOpened=1)、6/114）  
雄略天皇　壽百四歳　   
即位廿一年丁巳　唐の大和元年に當るなり。而して、天照し坐（ま）す伊勢太神宮の御託宣して偁（のたま）はく、「我が食つ神は、丹後国与謝郡真井原に坐す。早く彼の神を迎へ奉り、我が朝夕の御饌物を調備せしめ奉る可きなり」とのりたまひき。託宣賜はること既に了りき。仍ち真井原より迎へ奉りて、伊勢国の度會郡沼木郷山田原宮に鎮り奉り給へり今、豊受神宮と号（なづ）くは是なり。其の後、皇太神宮の重ねて御託宣して偁く、「我が祭仕へ奉る時、先ず豊受神宮を奉祭す可きなり。然して後に、我が宮の祭事勤仕す可きなり云々」とのりたまひき。彼の宮の禰宜には、天村雲命が孫神主氏を別に定め置き供奉せしむなり。即ち託宣に依り、豊受神宮の艮角（東北）に御饌殿を造立し、毎日御朝夕に御饌物を調備し、捧賷（ささげもた）し、太神宮に参り向はしむ。時に、太神宮祢宜天見通命孫神主氏の祢宜、供奉の例に預るを請ふなり。但に、皇太神宮の天降り御坐す後、四百八十四年を経、然して後に、彼の天皇即位廿二年戊午七月七日、豊受神宮をば迎へ奉らるなり。